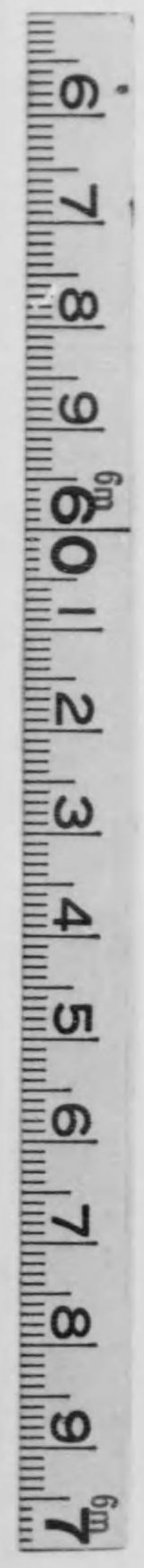


398

125



始





廣島市史

社寺誌

大正  
13. 9. 25  
内交

398-125

廣島市史 社寺誌

目次

第一章 神社

第一章 縣社

饒津神社.....一

第二章 郷社

白神社.....一九

第三章 村社

一 尾長天満宮.....二三

二 東照宮.....二八

三 鶴羽根神社.....三四

目次

四	比治山神社	三八
五	碓神社	四二
六	空鞞神社	四四
七	廣瀨神社	四六
八	神田神社	四九
九	衣羽神社	五二
第四章 無格社		
一	天神天滿宮	五五
二	大須賀町大宰原天滿宮	五七
三	天滿宮	五七
四	水主町住吉神社	五八
五	稻荷町稻生神社	五八
六	胡惠美須神社	五九
第五章 官祭廣島招魂社		
		六五

第二 佛 寺

第一章 曹洞宗

- 一 國泰寺(七三) 附嶺雲院(廢寺)
- 二 南湘院(九七)
- 三 玉照院(九八)
- 四 源勝院(九八)
- 五 等覺院(九九)
- 六 趙叔院(二〇〇)
- 七 神應院(二〇二)
- 八 傳福寺(二〇二)
- 九 普門寺(二〇四)
- 一〇 養德院(二二)
- 二 海雲寺(一一二)
- 三 洞門寺(一一三)
- 三 聖光寺(一一四)
- 四 禪昌寺(一三四)
- 一五 瑞川寺(一三五)

第二章 臨濟宗

- 一 禪林寺(二四二)
- 二 金龍寺(二四二)
- 三 宇品觀音院(二四五)
- 四 興德寺(二四七)
- 五 興禪寺(二四八)
- 六 善應寺(二五〇)

第三章 真言宗

第一節 御室派

- 一 明星院(一五二)
- 二 寶勝院(一六六)
- 三 光明院(一六八)
- 四 正觀寺(一七〇)
- 五 藥師院(一七四)
- 六 多聞院(一七九)
- 七 安養院(一八四)
- 八 西福院(一八五)

第二節 高野派

- 一 慶藏院(一九一)
- 二 安樂院(一九六)
- 三 松生院(一九八)

第三節 大覺寺派

- 一 福壽院(二〇二)
- 二 持明院(二〇三)

第四節 東寺派

延命院(二〇三)

第五節 醍醐派

觀音觀音院(二〇五)

第四章 淨土宗

- 一 正清院(二〇七)
- 二 戒善寺(二二三)
- 三 妙慶院(二二五)

- 四 般舟寺(二二八)
- 五 常林寺(二三五)
- 六 西蓮寺(二二七)
- 七 廣教寺(二三三)
- 八 清岸寺(二三三)
- 九 淨國寺(二三四)
- 一〇 清住寺(二三七)
- 一一 禿翁寺(二三九)
- 一二 心行寺(二四〇)
- 一三 淨念寺(二四三)
- 一四 長安寺(二四五)
- 一五 源光院(二四六)
- 一六 長性院(二五二)
- 一七 圓入寺(二五二)
- 一八 慈仙寺(二五三)
- 一九 誓願寺(二五五)

第五章 眞宗

第一節 本願寺派

- 一 本願寺派 廣島別院(二六一)
- 二 品龍寺(二七九)
- 三 淨滿寺(二八〇)
- 四 實相寺(二八〇)
- 五 報專坊(二八一)
- 六 西正寺(二八四)
- 七 教順寺(二八五)
- 八 超專寺(二八六)
- 九 正明寺(二八七)
- 一〇 唯信寺(二八八)
- 一一 圓龍寺(二八八)
- 一二 善妙寺(二八九)
- 一三 光福寺(二九〇)
- 一四 善法寺(二九一)
- 一五 正善坊(二九二)
- 一六 常光寺(二九三)
- 一七 光圓寺(二九三)

一 勝行寺(三〇四) 元福島妙蓮寺(三〇四) 二 德應寺(三〇五)

三 淨西寺(三〇五) 三 善正寺(三〇六) 三 正隆寺(三〇七)

四 元成寺(三〇九) 五 善行寺(三一〇) 六 真行寺(三一〇)

七 品教寺(三一三) 八 淨專寺(三一三) 九 廣寂寺(三一三)

一〇 真光寺(三一五) 一一 淨寶寺(三一六) 一二 善福寺(三一七)

一三 專勝寺(三一八) 一四 善教寺(三二一) 一五 永照寺(三二一)

一六 萬德寺(三二二) 一七 專光寺(三二三) 一八 勝順寺(三二四)

一九 誓立寺(三二四) 二〇 海寶寺(三二五) 二一 淨圓寺(三二六)

二二 西向寺(三二八) 二三 隆向寺(三三二) 二四 教誓寺(三三三)

二五 袋妙蓮寺(三三四) 二六 教念寺(三三七) 二七 西應寺(三三八)

二八 正光寺(三三九) 二九 專立寺(三四〇) 三〇 順教寺(三四一)

三一 淨光寺(三四二) 三二 明教寺(三四三) 三三 永光寺(三四四)

三四 三光寺(三四五) 三五 教西寺(三四六) 三六 教傳寺(三四七)

三七 南正坊(三四八)

第二節 大谷派

一 大谷派廣島別院常念寺、因傳寺(三四八) 二 德榮寺(三五六)

三 明泉寺(三六〇) 四 法正寺(三六二) 五 萬行寺(三六三)

六 滿景寺(三六五) 七 圓光寺(三六六) 八 極樂寺(三六六)

九 超覺寺(三六八)

第六章 日蓮宗

第一節 顯本法華宗

一 本照寺(三七二) 二 妙詠寺(三七三)

第二節 本妙法華宗

長久寺(三七四)

第三節 本門宗

長遠寺(三七六)

第四節 本門法華宗

本運寺(三七八)

第五節 日蓮宗

- 一 國前寺(三八〇)
- 二 妙頂寺(三八四)
- 三 本覺寺(三八八)
- 四 圓隆寺(三八八)
- 五 妙法寺(三九〇)
- 六 妙風寺(三九七)

第七章 廣島に關係深き市外寺院

日通寺……………四〇一

第八章 祠堂并に諸小堂

一 佛教忠魂祠堂……………四〇五

二 諸小堂……………四〇七

(い) 國泰寺町荒神堂(四〇七)

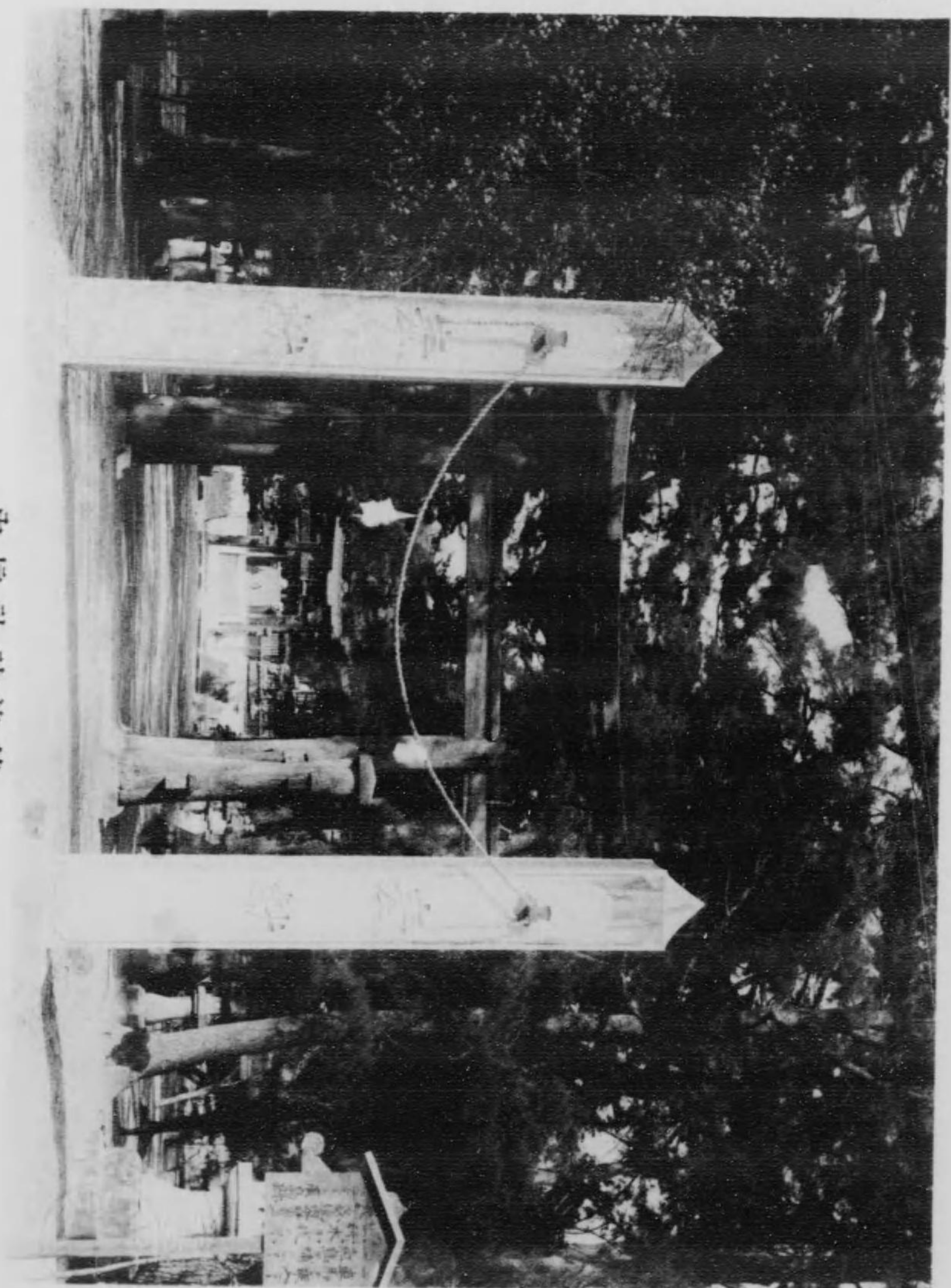
(は) 河原地藏堂(四〇八)

(ほ) 段原摩利支天堂(四一〇)

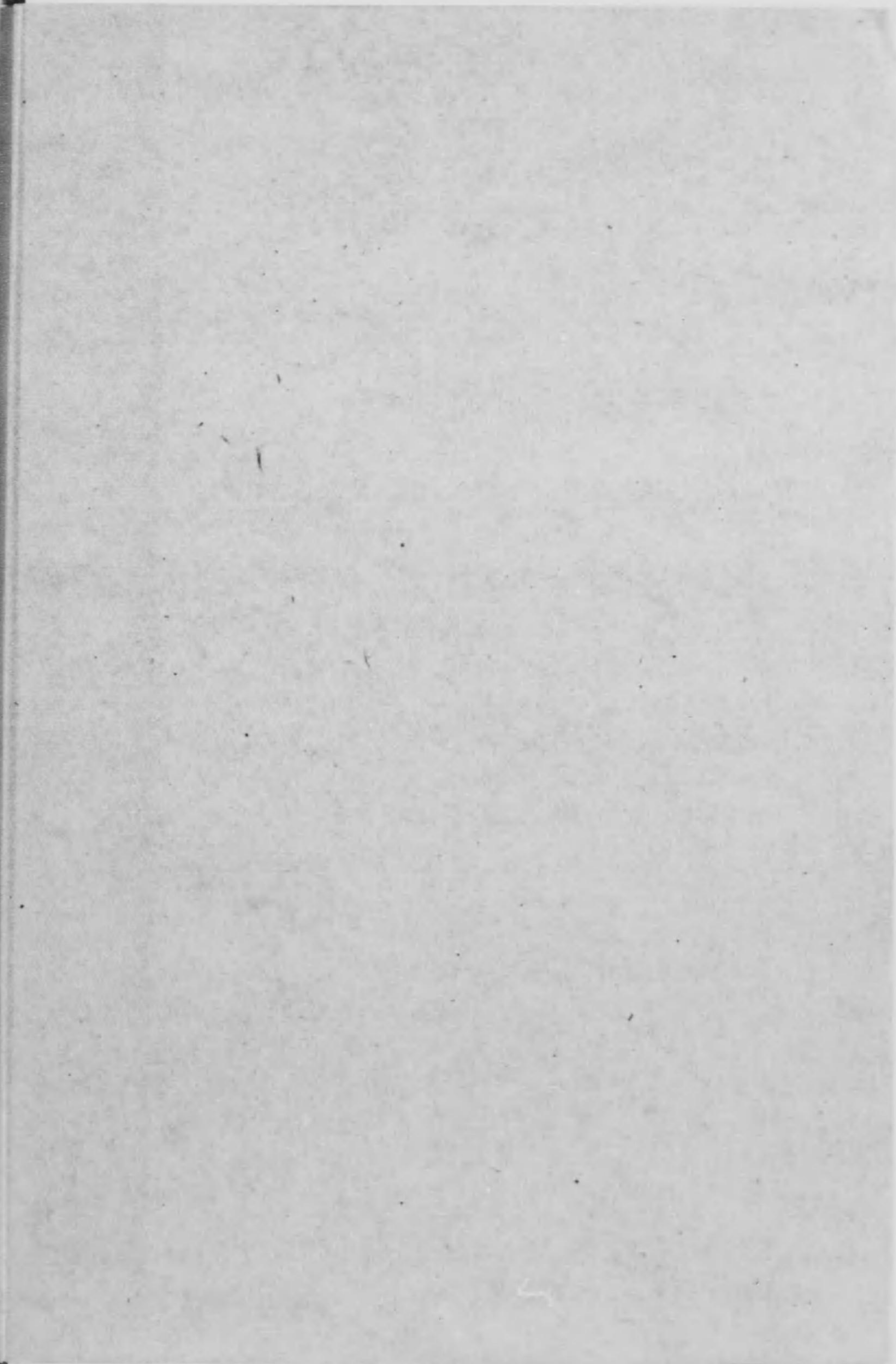
(ろ) 江波不動堂(四〇八)

(に) 桐の地蔵堂(四〇九)

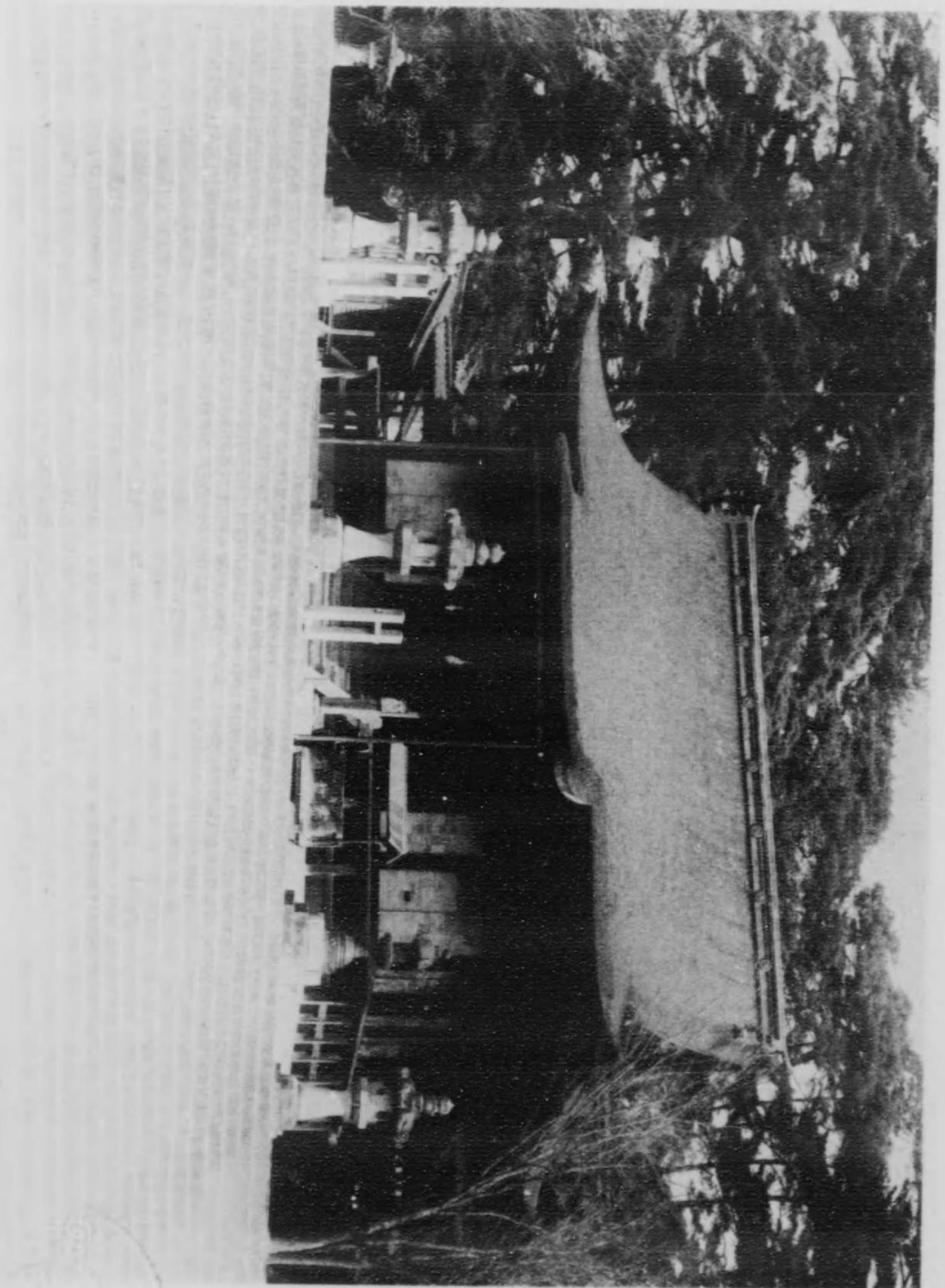
附 諸小社堂一覽表……………四一〇



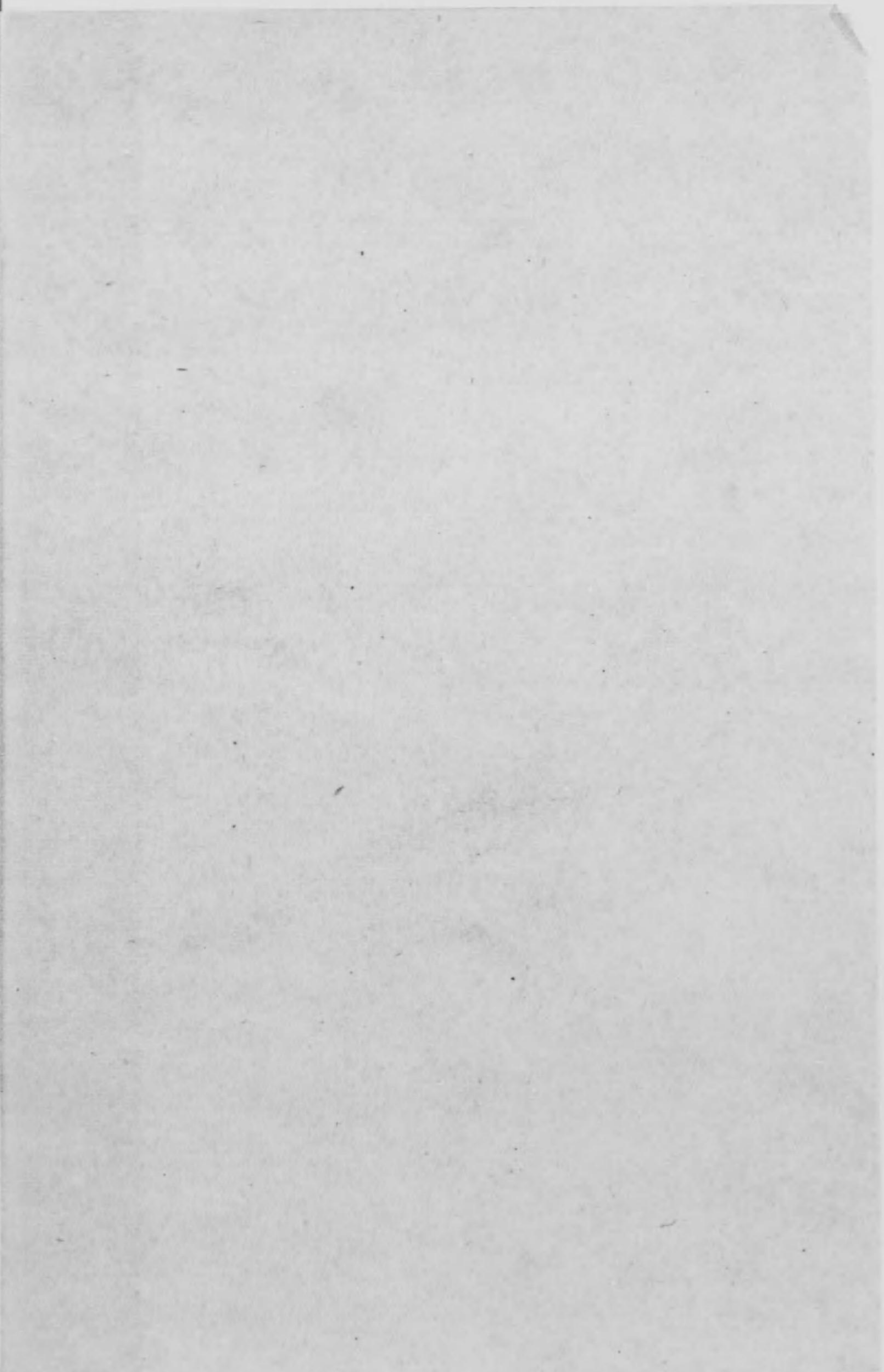
内境社神津饒





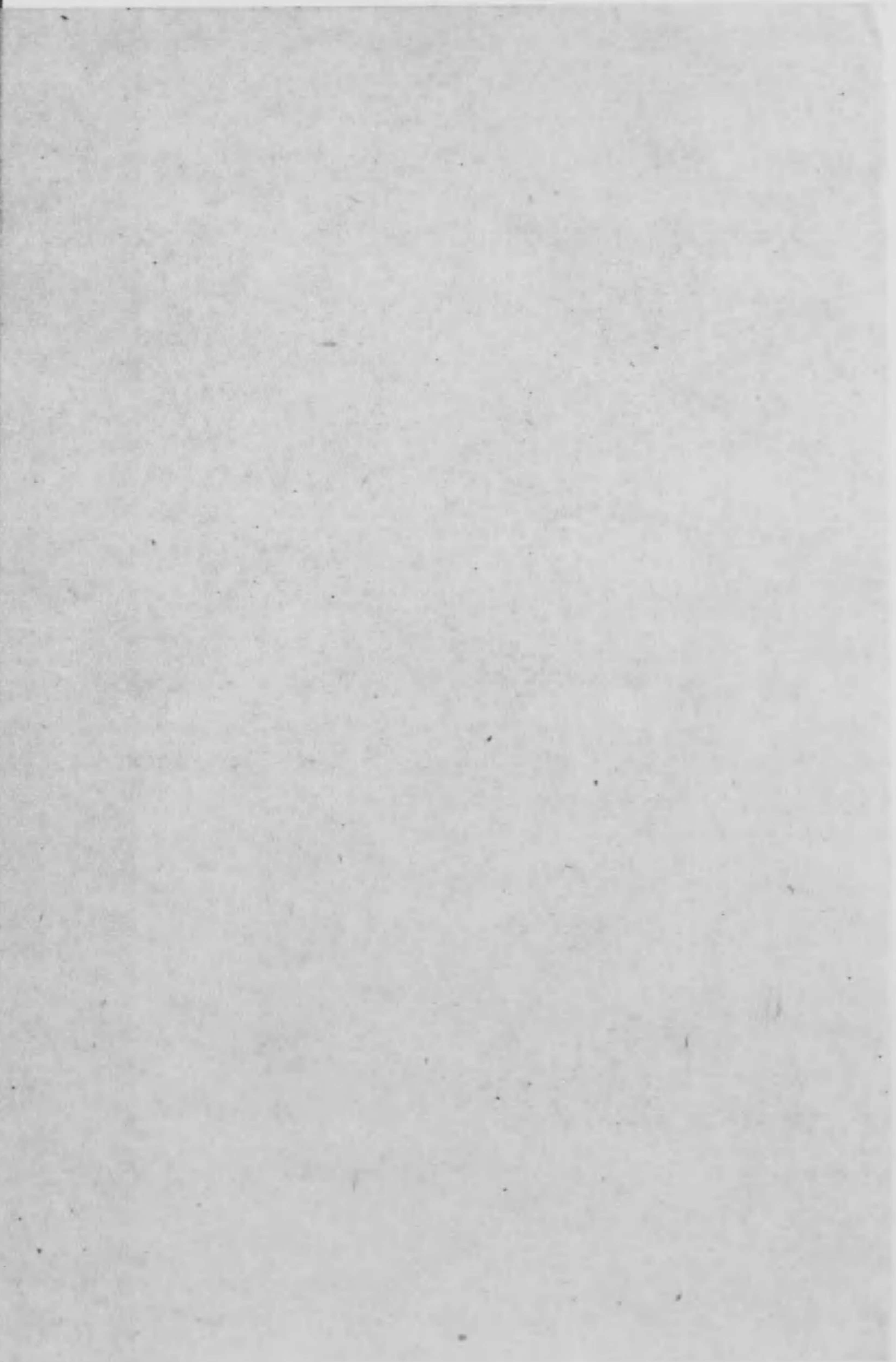


鏡津神社の社殿





林梅の津麓





文祿役に分捕りたる陣大鼓

(徳津神社所蔵)

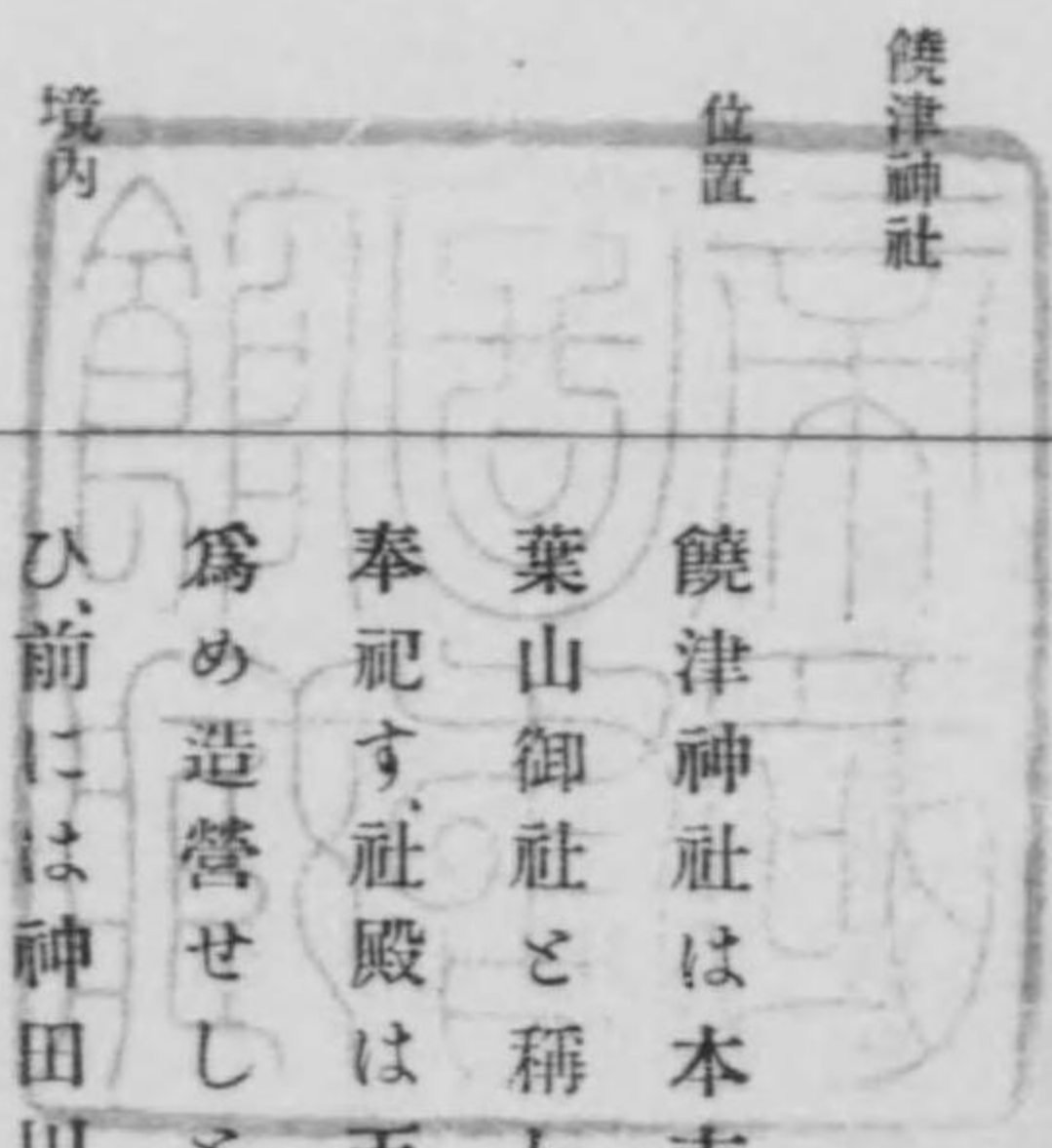


# 廣島市史 社寺誌

## 第一 神社

### 第一章 縣社

#### 饒津神社



饒津神社は本市の東北なる大須賀町の北端に在り、もと饒津大明神又は二葉山御社と稱し、舊藩主淺野氏の太祖贈從三位彈正少弼淺野長政の尊靈を奉祀す。社殿は天保六年藩主從四位上左近衛權少將安藝守齊肅祖先追孝の爲め造營せしところにして、其結構宏壯なり、後には綠翠滴たる二葉山を負ひ、前には神田川の清流を臨み、境内凡七千餘坪、古松老杉鬱蒼として繁茂し、森々として自ら莊嚴の風趣あり、又苑内には梅林あり、櫻巷あり、藤棚あり、萩園あり、四季ともに花を絶たず、殊に初夏艶粧の藤、中秋月下の萩、最も觀賞するに適せり、今より其由緒を釋ぬるに、元和五年淺野但馬守長晟、紀州より藝

神社 縣社 饒津神社

社殿造營の  
經始

備二州に移封せらるゝや、紀州和歌山愛王院の住僧秀海を召致し、眞言宗明星院大須賀町饒津神社の東隣に在りの住職と爲し、傳正院殿淺野長政の謚號、長生院殿同夫人末津姫の謚號の兩尊牌を同寺内に安置せしめ、寺領二百石を附せらる、其後ち代を累ぬること七代、年を経ること凡百五十餘年、藩主淺野安藝守重晟の治世に及び、新たに太祖廟を造營して、神位に奉祀せむとするの素志ありしが、未だ之を果さず、次の藩主齊賢の治世、亦これが工を起す事を得ず、その次の藩主齊肅の治世に至り、藩執政首座御年寄上座關藏人忠親より、太祖廟の規模を宏壯にし、新たに之を造營して、前々藩主重晟以來の宿志を大成せむとの建議を上つりければ、藩主は此議を納れ、天保五年四月十五日關藏人に社殿造營總奉行を御用人郡御奉行築山爲藏に御用奉を、廣島町御奉行松野唯次郎以下五人に御用掛を命じ、社殿造營の經畫を起さしむ、翌五月十一日社殿の敷地を此處に撰定し、同月晦日、手斧初め式を擧げ、十一月廿三日社殿の建柱式を行ひ、次で二十八日本社の地鎮祭を行ひて、木策を納め、是より造營の工事を急ぎ、土石部は御普請方にて之を掌り、山麓を鑿ち、地を夷げ、礎石を置き、石階を架し、石壁を築き、登石を布くに従事し、木工部は御作事方にて之を司り、本社祭殿、拜殿、本

手斧初式  
建柱式  
地鎮祭

一之大鳥居  
本地堂内陣  
の落成

上棟式

社領

地堂、神輿舍、御供所、寶庫、唐門、塙垣及華表の建築に従事せり、此工事に用ひし所の工匠、人夫の數は、時に増減ありと雖も、天保六年正月二十日現在に於ては、御普請方、築前御小人なり夫二十一人、廣島町石工三十人、尾道石工四十五人、小屋番御小人四人、日雇頭三人、小日雇頭五人、日雇夫百五十人、御作事所職工二百二十三人、日雇夫四十三人なり、其工事の盛況以て推知す可し、八月十五日一の大鳥居、本地堂内陣落成し、九月六日本殿内陣の組天井柱、座板組物、長押等、總て内面は本塗とし、外面は本地のまゝと爲し、玉垣内は青色栗石を、玉垣外は、似の島砂利を布くことと定め、九月二十八日社殿及本地堂の上棟式を擧げ、棟札の奉納あり、是年十一月に至り、本社殿落成し、同月十五日京都神祇道管領勾當長上從二位吉田良長より、饒津大明神の神號を奉れり、十一月二十八日藩主齊肅は本社に永代社領三百石を寄附する旨を命じ、明星院の主僧をして別當を兼帶せしめ、白神社の神職野上陸奥守をして之が神官を兼帶せしめ、而して共に其格式を五箇寺國泰寺、松榮寺、日通寺、明星院、正清院と同じく、年頭賀禮には登城して、大御廣間三之間二枚目に於て藩主に謁見し、賀錢鳥目百匹を献じ、歳暮には登城祝物を献じ、登城の節は鐵砲之間に於て五箇寺の主僧と列

神璽の奉迎

正遷宮式

安鎮祭

西本願寺の  
祝賀使

京都吉田家  
の代拜正使  
鈴鹿越後守  
來る

石燈籠櫻樹  
の献備

座し、今後「御代替り」と「繼目の御禮」をば御書院に於て受けさせらるゝ事と爲れり、十二月十日午後、神璽京都より安藝郡海田市に着し、新宮八幡社内に駐る。藩主親ら海田市に至りて之を奉迎せらる。十一日黎明、神璽海田市を發して岩鼻の御休所に少憩し、其鹵薄更に盛美を極め、二葉山の假殿に入る。假殿は神輿舎を以て之に充つ。十二日神號の扁額を華表に掲ぐ、是れ有栖川詔仁親王の染筆、龍文金字を以て成るものなり。十六日の夜丑の中刻、正遷宮式を行はる。先づ假殿に於て祭式を擧げ、畢りて神璽假殿を出て本殿に移り、更に本殿に於て祭儀を行はる。翌十七日安鎮祭を行はる。藩主親ら參拜して、御太刀金、御馬料を献納あり。翌年天保七年三月、京都西本願寺の使者山中一學、廣島に來り、社殿の造營を祝し、御太刀一腰、御馬代金若干を神前に奉獻し、又藩主に祝物を献す。六月二十八日藩主より社前に石燈籠兩基、唐銅燈籠兩基を献備すべき旨を仰出され、八月十九日京都吉田從二位良長の代拜兼使者鈴鹿越後守副使大角左司馬等廣島に來り、正遷宮式の完了せるを慶賀し、九月四日饒津神社に參拜し、吉田良長より奉獻する所の白銀若干を神前に献備す。十二月二十七日松平美作守長訓より石燈籠兩基を社前に献備せられ、翌年天保

二之鳥居建  
立

石水盤石燈  
籠の献備

末津姫靈  
の遷座

縣社に列せ  
らる  
贈位

八十一月二十二日執政御年寄今中大學は朝鮮櫻本一、緋櫻本三、八重緋櫻本一、鬱金櫻本四、車返櫻本一を奉獻し、之を神苑内に栽植す。天保十年五月二十五日「二の鳥居」建立す。八月舊家御書翰方御歩行組御勘定所支配足輕等共同して「石の御手水鉢」壹基を社前に奉獻す。同年十一月朔日藩府より二葉山供僧社人に今後毎歲藩主に年頭謁見を仰付けらる可き旨を令せらる。是より先き御家老御年寄以下現職高祿の諸士は、唐門階前の南方道路數十間の間の兩側に石燈籠二十四基を奉獻し、又造營總奉行關藏人は青銅燈籠二基を拜殿階前の兩側に奉獻したり。尙ほ社殿造營のことは、本史第三卷第八章饒津神社造營の條第三〇七―第三三九頁に詳記したれば、就て見るべし。

明治元年十一月十四日、藩主安藝守長訓の治世、廣島城竹之丸御屋敷内の祠堂より太祖長政の夫人末津姫の靈璽を本社に奉遷配祀せらる。廢藩置縣の後、同六年二月本社を縣社に列せられ、二葉山御社を饒津神社と改稱し、同四十三年四月二日朝廷より祭神長政の皇室國家に盡せし忠勳を追賞し、特旨に依り從三位を贈らる。

本 殿 三間に、貳間三尺  
檜皮葺 天保六年十一月落成

幣 殿 六間に、貳間三尺  
檜皮葺

- 拜殿 六間に三間三尺
- 昇廊 八間三尺二寸に貳間八寸
- 本殿廻り瑞垣 貳拾九間五尺五寸
- 中門 壹間二尺に壹間
- 表唐門 貳間貳尺三寸に貳間
- 裏門 壹間二尺三寸に壹間
- 通用門 壹間二尺五寸に五尺
- 非常門 壹間壹尺七寸に五尺
- 神饌所 貳間に壹間三尺
- 寶庫 五間一尺八寸に貳間五尺
- 神輿舍 四間に貳間五尺
- 木馬舍 貳間四尺三寸に壹間壹尺五寸
- 社務所 五間に三間三尺
- 廊水舍 壹間に五尺
- 水舍 壹間五尺貳寸に壹間三尺二寸

- 上段大手 九拾六間四尺六寸
- 中上段石玉垣 九間
- 下段大手 貳拾壹間五尺、檜皮葺
- 同 大手 三拾壹間壹尺六寸、瓦葺
- 一の鳥居 高三間五尺 幅二間四尺五寸 天保六年八月十五日建立
- 二の鳥居 高三間四尺 幅二間三尺五寸 天保十年五月二十五日建立
- 能樂堂 四間二尺に三間一尺
- 同 廊 四間壹尺に壹間五寸
- 鏡間 三間に二間
- 樂屋 三拾六坪五合(建物風曲につき建坪數を示す)
- 征韓役陣中石之手水鉢 社殿の南側瑞垣内にあり、自然石にして、上面に人工を加へ圓き穴を穿てり高さ二尺〇八分
- 舊記に曰九月六日 天保六年 御泉水御下屋敷清風館御小座敷御手水鉢、
- 太祖公御由緒之御品之由にて、先年水野左近將監忠鼎君 肥前國唐津城主六萬石、鶴
- 卓公御 次男 より 恭照公え御直話被成其後大坂中之島御屋敷へ御船廻
- しにて、御到來之處、此元へ御廻し、右之通御居へ被爲置し御品に付、此

度 御社殿へ御居へ被遊可然御義と伺之通被 仰出、右之趣奉行并  
町御奉行え達有之、

御泉水清風館御小座敷御手水鉢、傳正院様御譯柄有之御品に付、  
此度明星院 御社殿へ御居へ被遊候而至極御相當之御義哉と奉  
申合候付、思召も不被成御座候はゞ其趣に申談可仕哉、

但、本文御譯柄有之御手水鉢と申儀は、往古太閤秀吉公朝鮮爲征  
伐、肥前國名古屋表へ御出陣、御城郭など御構有之、御在陣之節、  
傳正院様にも御在陣被遊候處、後世右御城跡に、彈正郭と申御  
陣屋之跡有之、其所に 傳正院様御物數寄に被 仰付候由之御  
手水鉢相殘居申候處、殊外古物、甚面白き石に而、傳正院様御用  
ひも被遊候御様子に付、天明年中水野左近將監忠鼎君肥前唐津  
御城下へ御引せ置被成、恭昭院様へ被進候に付、直に御泉水え  
御居へ置被遊候御義に御座候、  
右之趣奉行候、

伺之通被 仰出、

關 藏 人

石水盤一基二の鳥居の東方にあり、

石水盤石燈籠銘拜殿の前左側にあり、

無小無大、從吾

烈祖創業戮力、備嘗艱苦、慶長辛亥、曾弄群臣、文化庚午、方二百春、維其小大、  
子孫繩々、同受福祿、不翅雲仍、豈曰爲報、胥謀命工、湛々水盤、晃々燈籠、並奉  
以獻、奕々之傍、之水之燈、永照無疆、

文化七年庚午夏四月

臣 賴 彌太郎惟完 拜撰

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 寺西司馬政利   | 淺野志津馬忠政  | 八島愛藏行先   |
| 淺野三十郎永胤  | 松田清記義周   | 青木彌大夫教貞  |
| 木村勇助昌雄   | 關 藏人忠親   | 八木新左衛門篤德 |
| 福地十大夫守興  | 沖 茂助正恭   | 小鷹狩 登直忠  |
| 佐々爲之丞盈從  | 須田金右衛門貞盛 | 堀田惣兵衛可定  |
| 安井七左衛門正順 | 伴 十兵衛資正  | 竹腰勝登氏秀   |
| 石井外之助友敦  | 森島權介勝定   | 松宮主膳忠貞   |
| 川崎左門貞幹   | 岸 衛門澄則   | 日比内記忠寛   |



岡本 仲資行  
穗坂庄兵衛周翰  
香川所右衛門貞如  
井伊藤藏政喬  
堀 半右衛門好問  
西村多仲清秀  
菅 求馬氏喬  
太田 清六幹  
湊 喜兵衛親資  
龍神武左衛門正復  
長谷川隼太正盛  
淺野萬之進堯民  
三雲源七定勝  
梶川富三郎正備  
村川是七正則

淺野左次馬昌倫  
岡村民之助正路  
小島次郎武朝  
片岡出衛一真  
岡田彦之進寧矩  
伊藤半右衛門治之  
梶井左平太定盛  
沖 清三郎玄健  
矢島幾三郎可備  
西村文五郎正致  
百々勘左衛門忠昌  
池内喜平太定員  
岡野忠次郎正春  
戶田勇藏克英  
牧村源吾興吏

中島正左衛門當曉  
戶島大助正固  
引削久之丞一敏  
近藤兔毛借忠  
蘆田序助直經  
大橋主稅恭寬  
今田庄司秀盈  
道家大三郎之盈  
井口仙之丞可那  
大島直衛利方  
木村主膳直矢  
寺澤勇三郎高行  
湯川瀧登宣春  
進藤吉之助峻峰  
松井茂兵藤信睦

龍神七兵衛政該  
高間與一正玄  
高野愛三郎盛行  
平田嘉門氏當  
堀 大彌正輔  
山田兵馬俊直  
淺野左門直秀  
原久之進可寬  
奧 直記爲直  
高野直衛盛美  
御牧助九郎信鄰  
牧村直登正致  
石田正二正二  
山香新助胤易  
清水友五郎元通

磯谷丈右衛門貞高  
藤卷衛門忠順  
野村次郎右衛門勝丑  
永原直之進高郷  
小川武平次忠和  
松井大記勝利  
島山主稅義佳  
大久保民衛忠敏  
大駄源太郎信學  
川田彌五郎孝豐  
奧 一學滿雅  
井上權藏信義  
永田甚之丞直久  
今中喜平次一晋  
多羅尾勝藏信惟

上野三右衛門高尙  
大橋民衛周南  
山村久馬信德  
稻生左平次正猷  
眞柄庄五郎貞吉  
山田主計之和  
箕浦多治見興秀  
淺野與左衛門忠高  
足助久一郎正矩  
植村直記元鄰  
德永兵之丞秀包  
高田勝馬正信  
石寺勝登盛房  
團 傳之進行信  
服部嘉須馬忠隣

梶川權十郎正易  
竹本嘉久馬信榮  
植木萬三郎正陳  
甲斐喜三太高尚  
川上半佐貞義  
箕浦伊助親信  
小出久之丞忠直  
今中 齋守富  
伴 三右衛門之敦  
川崎宛次俊章  
今中大三郎一方  
高木甚左衛門淳成  
玉置板助忠直  
松原助左衛門周英  
木村新藏時敏

新保彌助貞辰  
戶田三五郎正良  
進藤大貳俊克  
吉村孫三郎廣胖  
佐武新左衛門忠房  
小島角左衛門盛魯  
恒川武助正當  
小澤左文正信  
佐藤庄五郎忠直  
天野本藏之直  
田宮勝太郎直脩  
米田數馬正喬  
藤川守人祐勝  
西山 造 酒 圓  
江田磯之丞可久

小林彌右衛門維訓  
松浦新五兵衛守宏  
河原勇次郎實秀  
湯川虎之丞春久  
今村權四郎充紀  
山岡虎五郎信胤  
今中彦大夫相匡  
竹腰富衛貞如  
鯨江虎之丞貞厚  
森 新右衛門正道  
小島半藏貞福  
進藤象之助良有  
大橋兵藏貞辰  
佐藤權左衛門豐昌  
野田瀧之助一貫

土屋惣兵衛方利  
森 彌八郎忠貫  
田原半三郎貞幹  
藤田左内一好  
谷崎清兵衛正致  
伴 左門周清  
林 大貳隆實  
勝浦多門高利  
佐々五郎助則見  
大桑藤彌勝紀  
佐竹德三郎良直  
寺川富衛行次  
清水民三郎盛定  
高橋直一以貫  
坂口甚藏信詮

林 大次郎守義  
松尾幸三郎義任  
野口平吉久峰  
周防武平次克家  
竹腰百助廣業  
岡島久之丞斯道  
安宅造酒惟友  
市川助五郎篤  
筒井極人季寬  
松野數馬範富  
青木龍之助存忠  
增井喜兵衛道之  
原 平馬信順  
日比保之進久庸  
岡田馬之助正清

村井貞馬貞則  
小堺駒次郎時陳  
村田大助政興  
菅生藤藏易陳  
杉谷清藏正固  
小島熊之進利明  
箕浦五郎一保之  
服部寬次順信  
今村兵太義豐  
武田孫四郎元信  
大棟勇之進永清  
竹腰庄七政因  
津田數馬敬勝  
竹間定馬言勝  
根尾藤五郎直温

庄田槌次郎勝之	石田萬三郎一貞	保田登門勝敬
白井新兵衛常春	小河左助尙志	藥師寺政人義道
村井平左衛門元長	小池直次郎信敬	山崎左文次敏行
西川市之進方叔	吉田勘兵衛勝陳	今中兵大夫相民
岡 和作陳考	熊田丹次忠恭	松村甚平秀雄
波田萬之丞正富	田中九兵衛時乘	深尾直之助富忠
梅村五大夫紀忠	城 清次道基	八木鐵三郎高豐
玉井政藏忠房	大友門藏正之	永田大助榮充
谷口傳之助彊義	前濱十左衛門嗣正	川合順介正路
下村孫介忠心	中村十郎次一清	山下林藏久充
橋本龜之丞充隆	玖島作之進忠利	高津林五右衛門貞候
服部儀左衛門安定	堀田健藏勝盈	杉山春曉房次
佐波嘉七郎隆則	山本多助武陳	川田勘八勝美
廣中來藏和保	中村丹藏忠儀	野崎民之進常信
兒玉仲平好之	大矢景介壽暉	井關禎次信興

小山與藏道德	高瀬政次郎安信	進藤文次富親
門川喜太郎正德	藤田孫市景福	山本與三次久福
山本彌六方教	小谷虎藏昌高	國枝萬次郎峰久
北村平三郎定正	畑 周助德豐	松林德齋宣紀
龜田元佐正庶	宮本幾三郎委承	秋山吉次郎惟清
池田三右衛門永保	矢野左平次隆昌	逸見八藏正悖
清水富三郎允通	田中新五守直	奥村利源太元晴
堀 八百藏好孚	田中孝次當俊	

通計 二百七十二人

石工 石田儀兵衛直之鋪

石の狛犬 二基 明治十二年十二月建設

標繩柱 一對 前面に鷹の羽の紋章と奉獻の二大字を刻し後面に

標繩柱銘并序 饒津神社祀舊藝藩祖淺野長晟公考長政公、公輔佐豊太

閔尤受知遇、列五奉行、參機務、至誠處事、勇武臨軍、剛直守道、極諫不屈、其勳  
功烜赫、何待舊臣等稱贊、然遺德可記者不少、嘗爲京都所司代、竭力都政、以  
安宸襟、蒙嘉賞、其領近江、輕租徭贍民財、民大喜作歌謠頌其德、今尙插秧時

唱之、又治甲斐以其瘠土免租、栽粟殖民、產現其材多輸出海外、民深思之、每秋合祭鄉祠云、及長晟公移封我廣島、治藝備二國、善紹遺緒、施設有法、累世繼承、以至明治中興、嗚呼公偉業不獨武勳、有功民政、殊大遺化流風、孰不虔仰之、今也廢藩殆四十年、而舊臣敬慕不已、其屬同進社者、欲表微衷也、久今茲庚戌丁公三百年祭、社中同志者相謀、新建標繩柱於祠域、且獻永世紀典之資、因繫銘曰、維厥高矣、漸々之石、剏爲雙柱、一十餘尺、建諸祠前、表臣心赤、自公捐館、年茲三百、積德累仁、家益豐碩、績紹撫育、永垂惠澤、德之暨柱、萬古靡易、明治四十三年庚戌五月、賴彌次郎謹撰併書、

石の高燈籠 明治四十三年四月七日三百年大祭記念として停信會より奉獻せるものなり、石燈籠境内に大小とも百數十基あり、一々記さす、

樞密院顧問官正二位勳一等男爵船越衛銅像

天保七年十一月十四十五の兩日は、京都の神祇道管領吉田家より「大明神」の神號を推授せし記念祝辰に當れるを以て、初めて大祭禮を執行せらる、嚮に造營總奉行たりし關藏人以下御用掛の輩に祭典御用掛を命せられ、十四日の祭事は野上陸奥守に仰付けられ、十五日の祭事は明星院主僧に仰付けら

祭禮

る但此後には別當神官年々十四五日を是時藩主齋肅は述職して江戸に在り、御家老隔番に相勤むべき旨をも仰付けらる是時藩主齋肅は述職して江戸に在り、御家老淺野孫左衛門を以て御名代として參拜せしめ、御太刀一腰、御馬代銀五枚を献備せらる、是日初めて流鏑馬の儀式を舉行あるべき豫定なりしが、祭事の薄暮に及べるを以て延期し、十二月二日を以て之を行はる、先づ明星院に於て馬加持の式を執行し、午刻過ぎ流鏑馬始まる、總奉行以下御用掛の輩悉く臨場し、庶民に拜觀を許さる、是より後ち藩主は、毎歳年頭正月六日正五月九月十五日、十二月十六日御鎮座日につき歳暮社参を兼ねて及江戸參觀の發駕前并に江戸より歸國の節には、必ず親ら社參禮拜することを恒例と定め、若し親ら社參すること能はざる時は、御年寄政に代拜を命じ、祭禮の節は殊に御家老に代拜を命せらる、又毎月十五日には御年寄に代拜を仰付けられ、江戸に在府の年は、祭禮日の外は、總て御名代を御年寄に仰付けらるゝ事となれり因に云ふ、祭禮日には御年寄が故なり天保八年八月十五日、毎歳九月十四日、十五日の祭禮には、祭式のみを執行し、流鏑馬の儀式は十一月十五日を以て之を舉行することゝ改めらる、天保十五年弘化元年七月九日藩府より「本社の神職野上陸奥守は京都の本所より大宮司職受領につき、自今大宮司」と稱すべき旨」を達示せられ、弘化二年二

月藩主齊肅より藝備孝義傳初編九冊同第二編七冊同第三編十七冊同拾遺二冊を本社に奉納せらる、其後ち安政七年萬延元年二月五六七の三日間、藩主安藝守長訓より太祖傳正院殿二百五十回忌法樂を執行せられ本史第三卷第七頁元治二年慶應元年二月二十二日長生院殿太祖の夫人末津姫貳百五拾回忌法會を執行せらる本史第三卷第七頁又明治大正の代となりては、明治四十三年五月十五日より十二日の間、淺野長政公三百年大祭を行はれ、大正四年五月二十九日より二日の間に淺野末津姫三百年大祭を行はる、俱に近年無比の盛儀を極めたり。

大祭年月日	大祭	祭典	祭典委員長
自明治四十三年五月十五日 至同年同月廿六日	淺野長政公三百年大祭	殿島神社宮司 男爵 淺野忠純	
大正四年五月廿九日	淺野末津姫三百年大祭	宮中顧問官 陸軍少將 佐藤正	
大正五年六月四日	淺野幸長公贈位奉祝祭	同	
大正六年五月十三日	淺野重晟公贈位奉祝祭	同	
大正九年十月十三日	淺野長晟公 <small>廣島入城</small> 三百年大祭	廣島市長 陸軍中將 田部正壯	



社 神 白

## 第二章 郷社

### 白神社

白神社は本市の中央なる小町に在り、境内は五百四十六坪四合三勺は新集に境内表二十一間、裏にて十七間半、入三十五間二尺餘あり、明治の代となりて、或は増し或は減じ、明治あり、四十五年六月には電鐵軌道敷設の爲め、更に其一部三十四坪九合七勺を道路に編入せらる。あり、相傳ふ、此地往古は海中の礁祖にて、潮汐の干満に依り、岩礁出沒し、舟行甚だ危険なり、因りて礁上に白木を立て、白紙を附して舟行を警めしが、其後天文三年大友時盛と云ふもの小祠を巖上に建て、白紙の因縁を以て、始めて社號を「白神」と稱するに至れりと、今も正殿は高く巨巖の上に構え、附近は怪岩壘積して、さすがに舊時の光景を偲ばしむるものあり、天正十九年九月毛利輝元新たに本社を建立し、慶長九年四月に福島正則より社殿再築あり、其後淺野氏時代に至りては、寛永七年藩主長晟より鳥居・玉垣・大門・大手堀・番所等を建立せられ、又同十九年藩主光晟より社殿修營の命あり、正保二年萬治三年重修する所ありしが、寶曆八年四月四日の大火に炎上し、同十二年八月再建あり、祭神を菊理姫命と云ふ、慶長十一年祠官内田土佐京師に上り、神名を吉

田家に請ひしかば、加賀國白山の神靈に同じければとて、此神號を附せらる、もと廣島城下の總産土神なりしが、後には東部は明星院八幡宮今の鶴羽根神社西部は空鞆神社に屬し、中部に於ける二十四箇町白神組十三箇町と中通組十一箇町と、國泰寺村今の國泰寺六町目村八、九丁目の地の二箇村との産土神と爲れり、明治六年二月郷社に列せらる、域内清淨にして、樹石も亦た少し、然れども正殿の所在は、樹老い、若石滑にして、中にも三角形の巨石高さ七尺二寸と椈樹、周囲目通り九尺八寸及拜殿右側の松の大樹周囲目通り一丈一尺餘は、殊に目立ちて神域の莊嚴を加へり、社領は、毛利輝元より男子秀就の産土詣りに依りて、文祿四年初めて社祿の寄附あり、福島氏入國の後は減石せしも、淺野氏時代となりては、歴代藩主の崇敬淺からず、毎歳米二百石を寄附せられたり、

正殿 梁行貳間半、桁行三間、

祭神

伊邪那伎神、伊邪那美神、菊理毘賣神、伊邪那美神

大國主神（明治四十一年十二月大手町三丁目惠美須神社より合祀）

相殿祭神

天之御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、天照大御神

但此四神は、明治八年三月、但前道中教院より勧請

登廊下

梁行壹間半、桁行三間貳尺、  
明治三十一年十月改築

祝詞殿

梁行二間、桁行二間、  
明治三十一年十月改築

拜殿

梁行六間、桁行六間半、  
明治三十一年十月改築

傳廊下

梁行四尺、桁行二間、

神輿舎

梁行二間、桁行二間半、

石の狛犬

二基 寛政五癸丑九月願主寅歳男と臺石に鑄せり、

神馬舎

梁行一間、桁行一間半、

石の手水鉢

弘化二年乙巳六月吉日袋町中より奉獻

手水鉢覆

梁行一間一尺、桁行一間半、

石鳥居

明治二十九年八月十五日寄附者氏子有志中、同發起人有末清次郎と刻せり、

石の注連柱

明治三十六年四月寄附新設、  
表面に仰神、德千古祈皇運萬世と刻す、陸軍中將男露山日素臣の書なり、

石の玉垣

明治三十八年一月寄附新設、

社務所

梁行三間、桁行三間半、  
明治三十八年一月改築

境内末社八社 此八社は、現今合併して二社となる、左の如し、

常盤稻生神社

祭神宇迦之御魂神十柱、  
相殿和久産巢日神宇氣母智神、火之加具土神、植山毘賣神、菅原神二柱、

當社は、舊城内其他諸御役所内鎮守の諸社を、明治維新の際、白神社に合併すべき旨を命せられ、明治三年十二月舊藩主に請ひて、元御勘定所内



鎮守常盤稻生神社の社殿を遷し來り、此に合祀せしものなり、

正殿 四尺五寸に一間、拜殿 一間三尺に二間、祝詞殿 一間四方、

皇子宮 祭神鵜茅葺不合神 寛文十年七月藩主淺野綱辰の命に依り勸請せらる、  
明治十五年六月玉依八幡宮へ合祀、

玉依八幡宮 祭神玉依皇賣神 寛文十年七月藩主淺野綱辰の命に依り勸請せらる、  
明治十五年六月常盤稻生神社に合祀、

松尾神社 祭神大山咋神 由緒不詳、  
明治十五年六月常盤稻生神社に合祀、

稻生神社 祭神宇迦之御魂神、  
明治十五年六月常盤稻生神社に合祀、

天満宮 祭神菅原神 相殿大國主神言代主神、猿田毘古神、  
明治三十一年一月常盤稻生神社に合祀、

住吉神社 祭神表筒男神 中筒男神 底筒男神、

### 第三章 村 社

#### 一 尾長天満宮

尾長天満宮

尾長天満宮は本市の東北隅なる尾長山腹にあり、境内は一反七畝四步官有地第種一祭神は菅原道眞の神靈、大穴牟遲神、少名毘古那神なり、傳へ云ふ菅丞相筑紫に謫遷の途次、纜を此地に繋ぎ、山上に登り玉ふ、後ち此山を菅大臣山と稱し、村民祠堂を建て祭りしが、久ふして荒廢す、寛永年中、京都の人松尾甚助忠正なる者あり、連歌を善くせるを以て廣島に來り、藩主長晟より眷遇を得たり、その京に在る時、北野天満宮を崇敬し、日に歩を運びて參詣し、一日も怠ること無し、此國に下りても、亦日に遙拜を怠らず、或時連夜靈夢に感じ、尾長山上に登り、終日夢中の廢廟を探りて終に得ず、將さに歸らんとす、會、老翁現れ來りければ、忠正は喜び、告ぐるに實を以てし、且つ菅神廟の有無を問ふ、老翁答へて曰、此山を菅大臣山と稱す、山上に小祠あり、此里の産土神にして、年毎に祭禮を缺かさず、當社の神職は船越村に住せり、詳かなることは往きて問ふべし、菅大臣山は峯高ふして、道遠く且つ峻阻なれば、詣づる人も稀なり、願

くは汝願主となり、里近き處に社殿を遷し祭らば、神慮にも叶ひ、國家の鎮護とも爲るべし』と云ひ畢りて、老翁去り、行く處を知らず、忠正益、奇異に感じ、直ちに船越村に抵り、かの神職の家を訪ひて、宿志を告げ、忽ち大願主となり、神職、村民と相謀り、藩主長晟に請ひて、山麓に新殿を建て、寛永十七年七月二十五日落成し、山上より此處に遷座し奉る。今の本社の東側にある稲荷社のこころなり其後、享保年中、今のところに社殿を再遷す、延享二年六月、藩主吉長社參、寛延二年九月再び社參あり、次の藩主宗恒亦數、微行社參せらる、毎歲十月廿五日を例祭日となす、藩制時代春季の時は、農家播種の季節に際し、盛大なる祭典を舉行し、神符に神砂を添へて、沼田安藝へ六十七枚、佐伯山縣へ百五十八枚、高田高宮へ九十五枚、賀茂へ九十枚、豊田へ八十九枚、御調申奴へ百二枚、世羅三谿へ八十九枚、奴可三上へ五十九枚、三次惠蘇へ九十八枚、廣島新開方へ十枚づゝ配賦するを恒例と爲せしが、明治維新の後、其例を廢止せり、明治五年村社に列し、同四十年二月一日、神饌幣帛料供進社と指定せらる、明治四十二年二月、本市片河稻生神社、祭神宇氣母智神を當社に合併す、現今の社地を隨意泉谷と稱す、往古菅丞相山上に飲水を需め、此谷に降られ

けるに清水あり、侍者掬して之を奉る、丞相これを飲みて渴を凌ぎ、泉水意に隨て湧出す、是れ乃ち隨意泉なりと宣ふ、因りて終に地名となれりと云ひ傳へり、谷に清水の神社あり、後ち隨意泉を改めて瑞泉と稱す、今も其水を引きて『天神清水』と呼べり、嘗て本市に辻村孝包屋號を榮と云ふと云へる酒造家あり、或年釀酒悉く腐敗す、孝包驚悲して當社に祈請し、一夜靈夢に神託を得、此清水を用ひて釀造せしに、薰味ともに芳醇比なく、且一種の酒造法を案出せしかば、其酒を『天神清水』と名づけ、當社に水田三反歩餘を奉納して、永代供米に充て、又土藏二棟を新築寄附し、『天神藏』と稱す。天神藏は明治三十四年九月八日焼失す文化年中、辻村某『天神清水』の奇瑞を記し、酒一壺を添へて、勘解由長官菅原長親朝臣に贈る、長親朝臣は酬ゆるに和歌を以てす、其歌に曰、

めぐみしる神の清水に淺からぬ

人のなさを添てこそ汲め

後ち更に酒の銘を乞ひしに、麓の清水と名づけ、

尾長山麓の清水これもまた

汲みてや神のめぐみ知るらん

この和歌を賜ふ、近年辻村家断絶せしも、其家屋にて酒造せるもの舊縁に因り、清水を「水滴」と改銘す、又明治三十三年までは市内の酒造家は毎歳元旦に必ず此天神清水を汲むを慣例となせしと云ふ、  
正 殿 三間四方椽三尺、屋根銅板葺(大正元年十月葺替)

祭 神 大穴牟遲神 菅公神靈 少名毘古那神

宇氣母智神 明治四十二年二月片河稻荷神社の祭神を合祀

相殿祭神

天之御中主神 高御産巢日神 神産巢日神 天照大御神 志那都比古神  
志那都比賣神 大山津見神 久々能智神 野槌神 火迦具土神 伊邪那岐神  
伊邪那美神 波瀨夜須毘賣神 和久産巢日神 月讀神 金山比古神  
彌都波能賣神 神直日神 速須佐之男神 宇氣母智神 大田神 大宮能賣神  
重事代主神 宇迦之御魂神 大穴牟遲神 大國主神 經津主神 建御雷之男神 八

登廊下 一間半に四間

祝詞殿 一間に二間

拜 殿 四間半に六間

洗嗽所 一間一尺に一間半

隨身門 一間半に三間

天神清水屋 一間四方

石の手水鉢

天保十五年甲辰九月吉日奉献  
當村西連中刻記せり

境内の神社

石の狛犬二基

臺石に寛政六甲寅九月吉日奉献  
願主辻村孝包辻村孝和刻せり

標繩柱一對

表面に、昨爲北園被悲士、今須留足護皇基と刻し、側面に明治四十一年五月巖島神社宮司男爵淺野忠純謹書願主發起滿長彌三郎、山本徳藏吉見廣次と刻せり、  
左右に石の玉垣あり

石鳥居一基

享保十九年甲寅三月寄附主辻村孝包、石工尾道山根源四郎

天神瀑の碑

大正八年五月吉日建設、  
發起人世良平次郎

參詣道

石鳥居より本社まで凡百間、幅二間、

勸孝碑

愛宕町の孝子隅田久治郎の碑なり、石鳥居の近傍にあり、  
大正四年三月建設、碑文は稲田媛の撰并書

境内神社 三社

貴布彌神社 三間に一間半

祭 神

天之水分神 鳴雷神 水波能賣神 間遊加美神  
國之水分神 高淤迦美神

由 緒

元祿十四年五月二十一日勸請す、其後新開中の願にて雨乞成就しけるより、享保十二年十一月二十三日再建す、大正六年夏大雨の爲め社殿破壊し、現今再建企畫中に屬す、

稻生神社

一間四方

祭 神

宇迦之御魂神 宇氣母智神 和久産巢日神  
豐宇氣毘賣神 大年神

神社

村社 尾長天満宮

由緒 天神の舊社なり、享保十八年十一月稻荷明神を勧請す、

竈神社 一間半に一間

祭神 奥津日子神 火之迦具土神 奥津日賣神

由緒 知新集に此社新町組の鎮守にして、毎歲正月十日鎮火祭を

執行す、勸請年月不詳とあり、

相生松

相生の松 地上より約三尺許にして二本となり、一本は黒松、一本は赤松に

して、凡そ二百年を経たる古松なりと云ふ、

夫婦櫻

夫婦櫻 地上より約二尺許りにして二本となり、毎年一本は他本より四五

日早く開花すと云ふ、

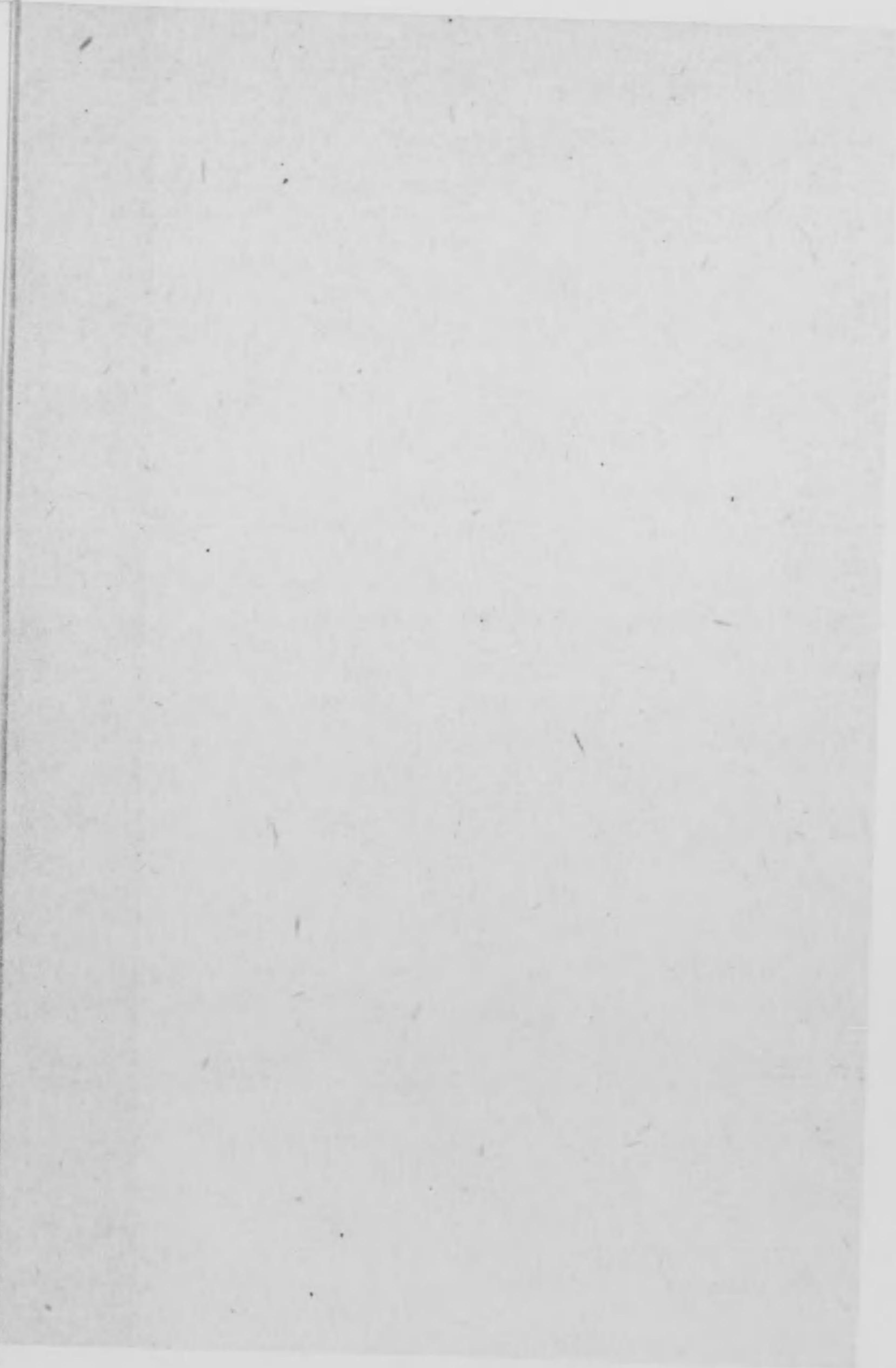
東照宮

### 二 東 照 宮

東照宮は本市の東北なる尾長町長尾山の南麓に在り、境内は六千五百八拾四坪官有地第一種贈正一位征夷大將軍徳川家康の靈を祀る、社殿は正保三年藩主安藝守淺野光晟の造營する所なり、是より先き元和年中、征夷大將軍徳川家光は其祖父東照公康の爲めに日光廟を造營し、又新たに三河國岡崎に東照



宮 照 東



宮を建立し、諸侯に諷諭して各、その封内に就き、東照宮を造營せしめらる。時に藩主光晟は家康の外孫に當りければ、光晟の母振姫は家康の第三女なり、夙に東照宮造營の議を起し、先づ郡奉行今中兵庫に造營總奉行を命じ、祠廟及社僧寺造營の計畫を立てしめ、正保三年地を卜して此處に定め、多くの工匠を京師より招致して、工事に着手し、又江戸に於て毘沙門堂御門跡大僧正公海を請ひて導師とし、青龍院法印亮盛を請ひて造營師とし、東照宮神體を造らしむ。翌正保四年十一月十七日、江戸に於て其神體成就し、上野青龍院に於て開眼式を行はる。未だ幾ばくもなくして、尾長祠廟の造營も亦竣工を告ぐ。祠廟の四方五十餘間、本殿、拜殿、石門、瑞籬、中門あり、唐門あり、總て門殿の椽、楹等、綵畫彫鏤、極めて精巧を盡し、輪奐の美を極めたり。其他に本地堂、神輿庫、御供所あり。慶安元年は五月二十九日を以て江戸に著し、六月十日、青龍院法印亮盛及二使は神體に供奉して江戸を發し、陸路三河國岡崎に抵る。瀧山寺の僧侶五人出て之を迎へ、且隨從し來る。二十日、京都に着し、五條松原通りの藩邸に入り、二十六日、伏見より船に乗じて淀川を下り、此夜大阪に着し、藩邸に入る。船奉行植木小

右衛門は藩命を奉じ、藩船を舩して之を迎ふ、二十八日亥の刻、船に移乗し、神體の長櫃を上段に安置し、注連を張り、清淨に奉仕す、七月二日解纜、大阪を發し、海路歸途に就く、是時藩主光晟は更に郡奉行丹羽大膳を藩境に遣はし、高野安兵衛を豊田郡高崎に遣はして之を迎へしめ、又國老淺野甲斐、同淺野攝津を遣はして之を隠戸瀬戸に迎へしめ、而して光晟は親ら似ノ島に航して之を迎ふ、廣島東西町奉行沖左平太寺西與三兵衛扈從す、五日の夜、亥刻、神船滿潮に乗じて京橋川より廣島に入り、長尾山社僧寺に着す、此時未だ寺號あらず、後ち松榮寺と號するなり、此夜光晟この社僧寺に宿直す、國老皆從ふ、六月青龍院亮盛禪光坊僧侶等、皆登城して光晟に謁見す、是より先き山門の僧侶を招請す、是に至り山香勸解由を尾道に遣はして之を迎へしむ、十一日山門の僧侶十五人廣島に入る、之を明星院に舍せしむ、十六日酉の刻、遷宮式を行はる、先づ佛式に依る、藩主光晟衣冠束帶して奉侍せらる、式終りて衆僧退く、光晟乃ち更に神式に依り、御太刀折紙金馬代、魚鳥及酒樽を献じ、禮拜奉幣し、飲福して退出す、三次支藩主淺野因幡守長治及赤穂藩主淺野内匠頭長直代、參與野將監も亦金馬代を献じ、禮拜飲福して退出す、之に次ぎ國老三人亦銀馬代を献じ、飲福して

退出す、十八日光晟復た參拜し、十九日青龍院禪光坊の二僧及び山門の衆僧を城中に招きて之を饗し、能舞を觀覽せしめて之を勞ふ、是歲家康薨じてより實に三十三年忌に當れり、是れ此事ある所以なり、慶安元年社領三百石を附せらる、爾後每歲九月十六・十七の兩日を以て祭儀を行ひ、藩主在國の時は十七日を以て親ら社參禮拜するを例となせり、

明治維新の後は、明治三年二月二十五日社領を廢止せられ、同年十一月華族元武の輩に東京住居を仰付けられ、同四年七月廢藩置縣の際、舊藩主淺野侯爵家東京府に移住せらるゝに當り、本社之神璽も、その瀆襲を憂ひて、東京の同侯邸内に奉遷ありしが、後ち廣島市中有志の者より之を本社に復して崇敬せんことを同家に懇請し、其神璽を復舊すると同時に、織田庫助なるもの縣廳に願ひ出て、官許を得、明治八年四月十六日再び勸請して社格を村社に列せられ、大正三年四月七日神饌幣帛供進社に指定せらる、

- 神 殿 壹間壹尺に貳間四尺 檜皮葺
- 拜 殿 貳間貳尺に三間四尺 檜皮葺
- 中 門 四尺に壹間壹尺 檜皮葺

玉垣 四方延長貳拾八間

神庫舎 貳間四尺に貳間四尺

唐門 向貳間壹尺、入壹間三尺

兩側廻廊 長貳拾貳間四尺 幅壹間三尺

水屋 壹間貳尺に壹間四尺 石手水鉢壹基 高二尺六寸 幅四尺五寸に貳尺八寸

社務所 四間五尺に五間三尺

裏門 壹間に三間

神馬舎 壹間四尺に貳間壹尺

釣屋 三間四尺に五間

石鳥居 壹基 高貳間三尺 幅貳間 慶安元年卯月十七日寄進從五位下因幡守源長治

石燈籠十二基 高壹間三尺 八角形 慶安元年卯月十七日寄進從五位下内匠頭源長直

石燈籠參拾四基 高七尺 六角形 慶安元年卯月十七日 家老 淺野甲斐守 上田主水助

大石燈籠貳基 高壹間壹尺 壘幅五尺貳寸角 文化十三年丙午十一月十七日寄附者長尾山別當舜盛

石階段五十一段 橫幅三間壹尺五寸

境内社壹社

金光稻荷神社 祭神稻耜魂神、

藝藩通志教禪院の條下に「境内に稻荷社あり」とあれば、もと教禪院の境内にありし者の如し、後ち之を今の地に奉還せしものならん、神殿拜殿、控所、赤鳥居等あり、

大祭禮

寛文六年は徳川家康の薨後五十年に當れるを以て、四月十七日大法會を擧げ、九月十六・十七の兩日盛んに祭儀を行はる、神輿本宮を發し、廣瀬御旅所廣瀬社に渡御するに、櫻馬場より本町筋を通過す、神輿儀仗の莊嚴、時曄、藩主鹵簿の華麗、供奉士民の服裝器具の美麗、奢侈至らざるなく、道中行粧の盛美、言語に盡し難し、沿道兩側に在りて拜觀の老若男女、家毎に充滿し、遠近郡國より參集するもの幾千萬の數を知らずと云ふ、是を「大御祭禮」又「通り御祭禮」と云ふ、是より五十年毎に大祭を行ふを以て例となし、正徳五年九月十六・十七日百年大祭○本史、第二卷、第二一七頁に詳記、明和二年九月十六・十七日百五十年大祭○本史、第二卷、第六二三頁に詳記、文化十二年九月十六・十七日二百年大祭○本史、第三卷、第一五六頁に詳記に「大御祭禮」を行ひ、盛んに神輿渡御式を行はれしも、慶應元年九月十六・十七日二百五十年大祭○本史、第三卷、第七七七頁參照は、恰も長州征伐の



あるに際し、廣島城下は兵馬倭僊の要衝と爲りければ、大祭禮は行はれしも、神輿渡御式を行はず、据御祭禮となして之を行へり、而して大正の御代となりては、四年五月三十日より六月三日まで五日間、三百年大祭を行ひしも、亦た所謂据御祭禮となして之を執行せり、

### 三 鶴羽根神社

鶴羽根神社は大須賀町に在り、境内千三百七拾九坪、祭神は帶中津日子命、品陀和氣命、息長帶日賣命なり、社傳に據れば、建久年間、源三位頼政の室菖蒲の前、藝州賀茂郡西條郷を領す、歿後其遺志に基づき、元久年間土御門天皇の治世家臣池田左衛門なるもの當社を創建し、修理の料として、椎、木山を寄附せられ、椎、木八幡宮と稱す、是より池田氏の子孫代々神職となれり、其後ち元享年間、當社祝融の災に罹り、再建せしと雖も、海内兵亂相踵ぎ、社運益々衰微し、終に一小祠となる、又萬治二年池田丹後守の歿するに至り、家名斷絶し、數年の間、神職なかりしかば、明星院より社務を奉仕し、終に同院の鎮守社となれり、寛文三年同院に於て野上長門正重をして専ら社務を掌らしめてより、其子孫代、祠官と

鶴羽根神社

なる、然るに文政五年六代目野上美濃の時に至り、故ありて其職を辭し、同七年石井要人後ち眞澄と改む祠官となる、天保四年二月十二日の夜、明星院鎮國堂より出火し、社殿悉く類焼し、四月假殿落成して遷座せしが、後ち饒津神社造營を仰せ出され、同六年現今の地に移りもこは饒津神社一の鳥居との鳥居との間の西側に在り、社殿を再建す、是時藩主より金五拾兩を寄附せらる、明治元年十二月神佛混淆引分の際、明星院より分離し、翌年正月鶴羽根八幡宮と改稱し、次で同五年十一月鶴羽根神社と改め、村社に列し、明治四十年二月一日神饌幣帛料供進社に指定せらる、毎歳十月二十九日を例祭日となし、四月十五日を春季祭日となす、

正殿 三字 各壹間四方、安政三年五月再建落成、明治三十一年大修繕  
祭神 帶中津日子命 品陀和氣命 息長帶日賣命

迦具土神(此二神は大正十一年四月、末少彦名神(社)愛宕神社の祭神を合祀)

祝詞殿 梁行壹間半、桁行貳間、同上  
幣殿 梁行貳間半、桁行貳間、同上  
拜殿 梁行四間、桁行六間、同上  
廊架 梁行四尺、桁行八間、同上

神社 村社 鶴羽根神社

廻廊 兩側 九尺に八間、

神馬舎 梁行壹間半、桁行貳間、  
同上、

社務所 四間に五間、

手水鉢所 梁行壹間半、桁行壹間、 石の手水鉢 明治三十二年本市竹  
屋町八木櫃の寄進、

石の狛犬 臺石の表面に奉獻の二大字を刻し、裏面  
に文化三年丙寅正月吉旦貴信と刻せり、

唐金燈籠二基 嘉永五年五月堀川町の町家より奉獻せしものなり、攝州大阪の鑄物師石井  
出羽大棟藤原義行治工大阪漆屋治郎兵衛讀岐屋半兵衛の製作に係り、頗る  
精巧を極む、故  
に特に掲ぐ、

石鳥居 二基 内の分には、奉獻故福間是平明治三十三年一月と刻し、  
外の分には、刻記の文字無し、

石橋 標繩柱 明治三十九年十二月の建設にして、表面に開闢以來君臣  
定矣以臣爲君未之有也(陸軍中將木越安綱書)と刻せり、

保田于宣翁碑 大正三年五月建立、  
備中國稻田城撰文、祠職石井勝美書、

石井翼山翁碑 大正八年十月二十六日門人建之、  
陸軍中將田部正壯題字、山田養吉撰文、

保田八十吉翁碑 大正九年十一月建之、  
題額從一位侯爵淺野長勳撰文、從二位勳一等股野琢

飛行士山縣豐太郎銅像 大正十一年二月二十二日建設、

境内神社

朝櫻神社 梁行四尺、桁行九尺、

祭神 事代主神 保食神 高良大神、

由緒 不詳、明治四十二年四月本市臺屋町無格社稻荷神社は祭神  
稻魂を當社に合併す、

神女吉神

神女吉神 先祖は代々紀伊國野上のうち牲川の庄に住めり、元祖をくにと

云ふ、蟻野孫右衛門尉と云ふ者の女なり、初め紀州藩主淺野幸長に奉仕し、  
慶長六年故ありて和歌山天神葛大明神兩社の神女を命せられ、吹上の宅  
を賜はり、常に城中に出仕す、光晟誕生の時、御紋章付の御鈴、同臺を賜はり、  
且つ氏神葛大明神御社參の時、御守札を献す、元和五年淺野但馬守長晟藝  
備二州に移封の時、くに隨從して廣島に來り、明星院八幡宮の神女を命せ  
られ、寛文三年野上長門の神職に補せらるゝまでは、他に社人もなく、唯吉  
神のみ當社に奉仕せり、慶安元年尾長東照宮遷宮式の際、神女として出仕  
せしめらる、是より明治維新前後まで同社大祭禮の時、并に隔年の祭禮に  
は必ず出仕して社務を勤むることゝなれり、明暦元年光晟より御泉水下  
屋敷内の藥師堂本尊を吉神に託せられ、米三石を賜ふ、吉神乃ち宅地内に

堂宇を建てて之を祀る。寶曆十三年城内三之御九稻荷社建立の時、遷座式鎮座神事神樂に與る。是より毎歲二月初午祭禮の際、同社に出仕す。文化七年十二月吉神が家貧きを憐み、藩主賢齊より銀三枚を賜はり、同十一年七月二十四日三人扶持を給せらる。然るに明治維新の後、明治三年六月十一日神女吉神の當社附を免せらる。

比治山神社

四 比治山神社

比治山神社は段原町字桐の木に在り、境内四百五十七坪官有地第一種祭神は大國主神健速須佐之男神、少名毘古神なり。もと黄幡大明神と稱し、比治山南の谷間俗に黄幡谷と稱する處に在りしが、正保三年三月同村眞言宗勝樂寺開山榮雄これを同寺の境内現今の社地に移して、鎮守社となす。天保六年勝樂寺の罹災に依り、舊記焼失し、勸請年月等詳かならず。藩制時代には藩府より毎歲正月門松添木、九月祭禮湯立の薪木を寄附せられ、稻荷町三組東柳町下段原村竹屋町南裏平塚竹屋村等の産土神なりき。明治元年十二月神佛分離の際、社名を改めて比治山神社と稱し、勝樂寺は廢寺となり、同寺住職智等は還俗して志熊新と改

名し、當社の社掌となる。明治四年拜殿を再建し、同五年村社に列し、同四十年二月一日神饌幣帛料供進社に指定せらる。次で同四十二年二月二十四日には皆實町字皆實新開の堅磐神社を、七月五日には同新開の出雲神社を當社に合併す。毎歲十月二十九日を例祭日となせり。

正殿 二間二分に二間六分、  
明治四十一年十一月改築

祭神 大國主神 健速須佐之男神 少名毘古神

市寸島比賣神(明治四十二年二月皆實町堅磐神社より合祀)  
大國主神(明治四十二年七月同町出雲神社より合祀)

釣殿 二間八分に一間六分五厘

幣殿 二間二分四方

拜殿 五間五分に五間六分、  
明治二十六年一月再建

御供所並社務所 五間四方  
明治十六年四月新築

白の狛犬二基 石燈籠四基 石の鳥居一基

標繩柱 表面に握乾符而總六合得天統而包八荒と刻し、側面に明治四十年一月奉獻廣島縣知事從四位勳三等山田春三撰裏面に献主妻木伊三郎石本和三郎林準一林公平と刻せり。

境内神社

神社 村社 比治山神社

神社 村社 比治山神社

四〇

稻荷神社

一間半四方、明治四十一年十二月車折神社及龍神社を當社に合併す、

祭神

宇迦御魂神 清原賴業 火之迦具土神  
奥津日子神 奥津比賣神

祖靈社

二間一尺二寸に一間四尺二寸、

當社は明治八年氏子の懇望に依り公許を得て建立す、後ち本社の拜殿内に移す、

車折神社

一間四方、椽幅三方二尺、柿葺、拜殿三間に二間、瓦葺、前に鳥井一基あり、文政三年の勸請なり、明治十二年の頃社殿大破せしに依り本社に合祀せしが、明治四十年十二月に至り、前記稻荷神社に合祀す、清原賴業の靈を祭る縁起文左に掲ぐ、

縁起

當社車折大明神と申は、前右大臣清原賴業公の御事にして天性聰明にお  
わしまし、三教の道に達し、詩歌の學に長しさせ給ふ、これによつて、後白  
河帝和歌文學の御師範と仰ぎ給ひ、つゞいて、高倉安徳兩帝へも、かくの  
ごとく仕へ給ひしに、平氏の悪行により、世上おだやかならず、詩歌の道も  
すたれ、萬民の心をくるしめければ、賴業公世をうき事におぼしめし、帝  
都の乾なる雙の岡といふ所に引籠り、つらく世の盛衰を見給ふに、天命  
のがれがたく、平家悉く滅び失せ、勿躰なくも、安徳帝西海に沈ませ給ふ、  
夫より漸、後鳥羽帝にうつり、又々賴業公を文學の御師範となし給ひし

が、後世のため和漢の書籍をあつめ、日夜に談論怠らず、士農工商の邪をい  
ましめ、忍辱慈悲正直の道を示し給ひ、終に文治四年四月十四日世齡七十  
七にして薨しさせ給ふ、されば嵯峨の靈地に尊廟を建て、常に櫻花を愛し  
給ふにより、後鳥羽帝神號を櫻大明神と下し給ふ、其後、後嵯峨帝大井  
川臨幸の時、御車を轟し、御社の前を過させ給ふに、俄に御車とまり、牛進得  
ず、供奉の公卿里人をめし御尋ありしに、後白河帝より、後鳥羽帝まで  
四朝の御師範清原賴業公の靈廟なるよし答へ奉る、天子御車を去り、御  
冠を傾けさせ給ひ、又御車に乗り給へば、牛飼舎人御車をすゝめ奉り、目出  
度還御の後、勅號を車折大明神と成下さる、其舊跡下車石とて今に残れり、  
靈驗ます、あらたにして、諸人の邪を正し、正直をなし給ふが故に、人に  
借たる物は速に返しつくなふ心を生ずといへり、こゝに助道とかや云人  
あり、明神ある夜夢中に告て宣ふは、夫石は五濁の穢にそます、是を清淨の  
靈物とす、我を信する輩は細石をもつて社に備へよ、其石に形をやどし、所  
願成就なさしむべし、我はこれ本地十一面觀音なりと宣ひしより、助道ま  
す、信仰の志を勵し、諸人にかたりて御神徳を崇めけるとかや、こゝに

神社 村社 比治山神社

四一

ことし三月かの嵯峨よりこの御神躰を此地に勸請し奉り、わが勝樂寺の境内にあらたに一社を建立し、同五月御遷宮の式をとくのへ、普く結縁なし奉るものなり。

文政三年庚辰五月

安藝國安藝郡廣島段原村

長壽山淨國院勝樂寺

碓神社

五 碓 神 社

碓神社は白島九軒町に在り、祭神は大綿津見神なり、社傳に據れば、天正年間、毛利氏廣島に築城の時、水理及地形を計り、海灣斥鹵を填めて、地を開くこと數里、或は海神の怒に觸れんことを恐れて、先づ海神を此地に祀る、稱して碓大明神と云ひ、傍に眞言宗の一寺を營み、寶勝院と稱し、二宮太郎右衛門の子増仙を以て別當と爲し、神田若干を附す、後ち福島氏の時、神田を沒收せらる、是より漸く衰頽すと云ふ、藩制時代には寶勝院の鎮守社たりしが、明治初年神佛分離の際、初めて別に境内區域を劃す、同五年十一月村社に列せられ、同四十年二月一日神饌幣帛料供進社に指定せらる、境内は貳百六拾貳坪八合

二勺なりしが、大正元年十一月西白島町福田千次郎より神社境内接續地二畝二十六歩四合八勺と家屋三棟とを社有財産として寄附し、稍廣濶となれり、毎歲十月二十九日を以て例祭日となす、

正 殿 一間半に二間、

祭 神 大綿津見命

釣 殿 一間に二間、

祝詞殿 二間半四方、

拜 殿 三間に四間半、

石の手水鉢 寛政四歲子正月吉日奉 寄進氏子中と刻せり、 手水鉢覆 四尺四方

石の狛犬 二基 臺石に文政元年戌寅九月吉日願 主眞木直清眞木和一と刻せり、

石鳥居 一基 (内の分)大正十年五月建立、

石鳥居 一基 (外の分)明治廿六年十一月建立、

標繩柱 表面に四海浴恩澤萬民樂豊稔と刻し、側面に宮中顧問官陸軍 少將佐藤正謙識明治四十五年四月松本吉助建之と刻せり、

境内神社 三社

稻生神社 社殿九尺四方、拜殿九尺に二間半、

神社 村社 空鞘神社

四四

手水鉢覆 一間に四尺、石の手水鉢 奉獻明治十九年五月吉日と刻せり、  
藤之森稻荷大明神社 一間に一間半、  
若宮神社 二尺四方、

### 六 空鞘神社

空鞘神社は空鞘町に在り、境内は三百七拾六坪七合官有地、祭神は宇迦之御魂神、宇氣母智神、和久産巢日神なり、往昔社頭の森に刀の鞘のみ懸り居けるより社名とし、後ち又町名にもなりしと云ふ、勸請の年代は詳ならず、寛永の地圖に此神社見へず、温故集に元祿十一年空鞘稻荷大明神の額朽損しければ改造することを願ひて許されし事見ゆ、時代略ぼ考ふべし、天保五年九月十七日社殿を再建す、藩制時代には廣瀬組六箇町、空鞘町、左官町廣瀬組の内三町共、廣瀬社氏子交る、船入村、西地方町、水主町、新開等の産土神なりき、又當社は初め空鞘稻荷大明神と稱せしが、明治四年に至り空鞘神社と改稱し、同五年十一月村社に列し、同十五年三月二十一日本市中島新町惠美須神社祭神、言を當社に合併す、同四十年二月一日神饌幣帛料供進社に指定せらる、毎歲十月二十九

日を以て例祭日となせり、現今社殿再建工事中なるに依り舊社殿其他の建築物を擧ぐれば左の如し、

正 殿 二間に二間半、

祭 神 宇迦御魂神 宇氣母智神 和久産巢日神、

相殿祭神 天津日高日子穗々手見神 正哉吾勝々速日天忍穗耳神 天照大御神  
天津日高日子番能邇々藝神 天津日高日子波限建瓊茅葺不合神

登廊下 二間半、一間半、

祝詞殿 二間四方、

幣 殿 二間、二間半、

神樂殿 二間、五間半、

拜 殿 二間、五間、

手水所 横二間、入一間、

石の鳥居 一基 明治三十九年八月十五日建立、

標繩柱 明治三十九年二月一日建立、表面に邦家之經緯、王化之鴻基と刻し、裏面に從四位勳三等山田春三書と刻せり、左右に石の玉垣あり、

境内神社 三社

幸神社 正殿 三尺に二尺五寸、幣殿 一間に一間半、

神社 村社 空鞘神社

四五

神社 村社 廣瀬神社

四六

祭神 猿田毘古神

惠美須神社 正殿 四尺五寸に四尺三寸  
拜殿 三尺に一間半

幣殿 一間に一間半

祭神 言代主神

稻生神社 二尺一寸に一尺七寸、

祭神 宇迦之御魂神

廣瀬神社

### 七 廣瀬神社

廣瀬神社は廣瀬町字一の組に在り、祭神は市伎島毘賣神多紀理毘賣神多岐都毘賣神なり、當社は初め廣瀬辨財天と稱せしが、享保八年廣瀬大明神と改め、同九年閏四月神祇管領兼敬染筆の廣瀬大明神の額を納めらる、明治五年に至りて終に廣瀬神社と改稱せり、此地もと毛利氏の時其菩提寺たる洞春寺を置けり、故に當社そのかみ其鎮守社なりしと云ふ説もあり、其説知新集に見ゆ、藝文通志に亦同、又明治十三年當社より地方廳に差出せし上申書には「天正年間、毛利輝元廣島築城之以前、此所に大小の神社有り、大の神社を廣瀬辨財天と唱へ、小の神社を古森別宮と稱し來りし所、毛利氏に至りて、廣瀬市伎島大明神と相

改められ、信仰厚く、社領も被附置候由の所、福島正則入國後、右社領沒收云々」と記せり、藩制時代には廣瀬組八箇町、空鞆町、左官町、廣瀬組の内三箇町と空鞆左官町には空鞆社の氏子相交る、天満町、廣瀬村、觀音村、川田村、今の福島の産土神にして、正徳年間尾長東照宮大祭禮の時、御旅所と定められてより、同宮大祭毎に神輿は尾長の本宮よりこゝに渡御するを例とせしも、今は其式を廢せり、明治五年十一月村社に列し、同四十年二月一日神饌幣帛料供進社と指定せらる、毎歲十月十九日を以て例祭日となす、

正殿 一間半四方、明治十年八月再建、同四十三年五月大修繕、

祭神 市伎島毘賣神 多紀理毘賣神 多岐都毘賣神、

相殿祭神 天照大御神 須佐之男大神 神日本磐禮彥神、

幣殿 二間四方  
明治二十九年十月再建、

祝詞殿 二間半に五間  
明治二十九年十月再建、

拜殿 六間半に八間  
明治四十三年五月大修繕、

社務所

傳廊下 五尺に七間  
明治四十三年五月大修繕、

神社 村社 廣瀬神社

四七

石の狛犬 二基 (内の分)大正六年十月在布哇福島八十  
八外二十二名より奉獻

石の狛犬 二基 (外の分)安政六年未五月吉日奉獻願主  
大杉屋卯三郎と臺石に刻せり

石の手水鉢 一基 元文二丁巳年十月日奉  
寄進八木孟雅と刻せり 手水鉢覆 一間に二間

石の鳥居 一基 大正九年一月吉日建設

木の鳥居 一基 明神型

隨神門 三間三間に一間半、享保年中建築、  
明治四十三年五月大修繕

標繩柱 一對 (内の分)神垂祈禱冥加正直明、  
治廿九年十月設立と刻せり、  
(外の分)表面に崇神祇重祭祀皇國之大典也と刻し、裏面に大正四年

標繩柱 一對 五月吉辰建之、陸軍中將從四位勳二等功三級田部正壯書と刻せり、  
修理記念碑 從一位勳一等侯爵淺野長勳閣下題字と刻記す、  
大正七年五月建設

表忠碑 明治三十七八年戰役に從軍せる當社氏子の戦死者の爲めに明治四十四年  
四月三日建設せり碑面に表忠碑宮中顧問官陸軍少將佐藤正書と刻す

境内神社 四社  
天満宮 一間四方  
祭神 菅原大神

胡子神社 一間半四方  
祭神 大國主神 事代主神 元祿十五年壬午十月廿日勸請

稻生神社 一間半四方  
祭神 宇迦之御魂神 品陀和氣神 相殿 建御雷之男神 經津主神

清陽社 二間に二間半  
祭神 猿田彦神 相殿祭神名略す、  
大榎樹 樹幹は朽洞にして、其周圍約三丈、春葉を生じ、夏落葉し又新葉を生  
じ、秋再び落葉すと云ふ、三四百年前の老樹なり、

境内地 第一種地外に明治三十五年十一月二十八日上地林三  
百九十七坪七合七勺を境内に編入せらる、

### 八神田神社

神田神社は宇品町に在り、境内八百八十七坪、祭神は足仲津彦命、品陀別命、息  
長足姫命なり、もとは安藝郡牛田村字神田に在り、社傳に據れば、文龜三年九  
月十九日佐東郡金山今の安佐郡武田山城主武田刑部少輔の勸請する所にして、牛田村  
の内に社領若干を附せらる、今の神田是なり、武田氏滅亡して後、其家臣  
池田宮内なるもの之を崇敬し、神田八幡宮と稱せしが、毛利輝元その社殿の



地域

荒敗せるを歎じ、命じて之を再建せしめ、舊に依り社領を復す、福島氏の時、社領を沒收せしも、村民の崇敬尙ほ厚く、其地の産土神となす、明治三年社名を改めて神田神社とし、同五年村社に列せらる、然るに同二十二年春神田附近の地域は悉く陸軍省の用地となれるの際、社地をも買ひ上げられたれば、同年十月十四日現今の地に移り、宇品町白島町・牛田村三箇町村の氏神となす、而して今も尙ほ神田神社と稱せり、明治三十三年八月十九日海嘯の爲め社殿大破せしが、後ち修理す、同四十年二月一日神饌幣帛料供進社に指定せらる、毎歳十月十五日を以て例祭日となせり、

建物

正殿 一間四方、  
明治二十二年十月建立、

祭神 足仲津彦命 品陀別命 息長足姫命

相殿祭神 天照皇大神 神倭伊波禮彦命 富登多々良伊須々岐依姫命 猿田彦神 大國主神 武内宿彌大臣

幣殿 四間に二間、

拜殿 四間に三間半、

御供所 二間四方、

石の狛犬 文政十三年庚寅九月建立、 石の手水鉢 一基

元禄五壬申五月日奉  
献願主山岡氏之墓石

に刻せり、

石鳥居 一基

境内神社 一社

愛宕神社 二尺四方、  
明治二十一年十月建立、

祭神 火産靈神 宇迦能美多麻神

相殿祭神 豊受神

由緒 愛宕神社はもと當社の攝社にして、寛政三年三月十一日白島北町字一本木に勧請鎮座せしが、明治二十二年九月社地の陸軍用地となりし爲め、同年十一月七日茲に移せり、毎歳三月二十四日を祭日とす、又豊受神は寶曆十一年六月十五日の勸請にして、當社境内の末社なりしが、明治二十二年十月本社と共に之を移し、愛宕神社相殿として合祀す、毎歳二月初午を祭日と爲す、

境内愛宕社

### 九衣羽神社

衣羽神社は江波町字下山に在り、境内四百六坪八合官有地第一種祭神は市寸島比賣命多紀理比賣命多岐都比賣命なり、勸請の年月詳ならず、田所某所藏の古免田帳に云ふ『衣波明神は樂音寺古神名帳に載せる衣羽明神皆此社のことなるべし』と、明治十二年并に同三十五年の當社上申書に曰『本社勸請年月不詳なれども、正和二年安藝國司所祭の宮社一百八十社、記に三位衣羽明神とあり、中古境内無税地二反歩ありしこと正徳五年里正社寺境内畝數改め上申書控にあり、且同國古免田帳及舊藩官記に江波明神并に荒神社無高地二反と有之由云々』と、藩制時代は久しく江波明神と書せしが、明治四年社名を舊に復し、衣羽神社と改め、同五年十一月村社に列し、同四十一年二月一日神饌幣帛料供進社に指定せらる、毎歲十一月六日を以て例祭日となす、

正殿 一間四尺八寸に一間二尺九寸、  
明治三十四年八月改造

祭神 市寸島比賣命 多紀理比賣命 多岐都比賣命  
相殿祭神 大綿津見神 其他十五柱

廊下 四間二尺九寸に一間三尺六寸、  
明治三十四年八月改造  
幣殿 一間三尺に二間四尺二寸、  
明治三十四年八月大修繕  
祝詞殿 一間三尺に三間四尺二寸、  
明治三十四年八月大修繕  
拜殿 五間に四間、  
明治三十四年八月大修繕  
同階 二尺三寸、  
一間四尺二寸、

境内神社 四社

須佐神社

祭神 須佐之男命

由緒 勸請年月不詳、もと荒神社と稱せしが、明治四年須佐神社と改稱す、

住吉神社

祭神 表筒之男命 中筒之男命 底筒之男命 息長帶日賣命

由緒 攝津國本社より勸請す、神體の箱に「住吉大明神安鎮座、延享四年十二月十三日勸請、眞住吉祝部田中右衛門大夫太宅光雅取次」とあり、祭神船舶の護神なる故を以て、村民の崇敬厚く、祭日には神輿渡御式を行ふ、

惠美須神社

祭神 事代主命

神社 村社 衣羽神社

神社 衣羽神社

五四

由緒 享保二十一年三月勸請

右三社は本社殿の前方南側の一小祠堂二間五尺に合祀す、

天満宮 三尺三寸四方

祭神 菅原道實の神靈 二柱

由緒

神體一柱は佐伯郡古江村城山の城主兒玉周防守の鎮守神たりしを或時同郡草津村漁民長左衛門なるもの土中より掘出し後ち文化八年六月十一日當社に勸請す他の一柱は草津村出雲屋勘兵衛の鎮守たりしを文化八年當社に合併す明治五年十一月末社と定めらる、

石の瑞垣

文久三癸亥六月吉日 奉寄進世話人木屋惣吉新屋仁三郎

石燈籠 四對

石鳥井 一基

標繩柱

鴻名垂不朽盛徳播無窮明治三十九年丙午六月吉日柳本元吉外十名の名を刻す

石狛犬 二基

天保九年戊戌正月吉日世話人中屋甚右衛門新屋仁三郎と刻せり

功德碑

柳屋又七の功德を顯彰する爲めに明治二十八年十一月村民一同より建てし石碑なり

### 第四章 無格社

主要なる六社の沿革を掲載す、其他の小社は本巻末の諸小社堂一覽表を見るべし、

#### 一 天神 天満宮

天神町天満宮

天満宮は天神町の西側に在り、境内二百四坪六合官有地第一種祭神は菅原道真の尊靈なり、社傳に依れば、當社もと高田郡吉田に在り、其所在を天神山と稱す、毛利氏廣島開府の時、今の地に遷る、境内方七十間、社領三百餘石を附せられ、天神院後ち滿松と改むと稱せしが、福島氏の時、社領を沒收せらる、元和五年淺野氏入國の時、御座船より上陸、直ちに當院に入り、少時休憩し、初めて參拜せらる、是より崇敬益、厚く、周防國僧壽全と云ふもの當地に來り、善法寺善法寺のこゝ國泰寺隱居所嶺雲院廢寺の條下に載すに滞在せしを、入れて當院住職と爲し、社務を掌らしめ、漸く中興す、壽全は連歌に長じ、藩主長晟の眷顧を蒙り、元和七年正月長晟より連歌百韻を社頭に納めらる、長晟の發句にして世子岩松後ちの光晟の脇句なり、是時より當院に於て祈禱連歌月次興行すべき旨を命せられ、硯箱及文臺を賜はる、其後壽全老いて防州に歸り、慶藏院の弟子増資をして繼がしむ、増資の時、武運長久の爲め、長日護摩祈禱すべきの命を蒙る、寛永八年社殿を再建して用器祈禱

神社 無格社 天神町天満宮

五五

道具護摩檀四面 器梁頭の鰐口 を施入せらる。此頃長晟親ら社参ありて、銀一枚を奉納せらる。是より後ち歴代の藩主正・五・九月には必ず代参を使はすの例となる。藩主光晟より三十六歌仙を奉納せられ、且社殿の修繕を加へらる。然るに享保十三年三月廿七日災禍の爲め、社殿類焼し、寄附の歌仙・硯箱・文臺其他の用具悉く焼失し、連歌百韻の懷紙も僅かに二折を存するのみ。同年八月假殿を造營し、次で寛延三年本殿の造營成りしが、寛政七年四月五日再び類焼し、同年九月假殿を造營せられ、同九年護摩檀附佛具全部を寄附せらる。享和三年正月藩主重晟より御紋附の幕并に釣燈を寄附せられ、文化九年十一月本殿の造營成就す。是れ現今の社殿なり。藩制時代には満松院住職代々別當職を奉仕せしが、明治二年八月神佛混淆引分の際、満松院十一世俊戒還俗して其儘奉仕し、同五年十月空鞘神社の攝社となる。明治卅三年當社々掌坂本岩根痛く社殿の荒廢せるを慨き、當町の崇敬者總代山本圓兵衛粟勝一郎・中村久吉等と議り、有志者の協賛を得て、先づ社務所を新築落成し、同卅六年菅公一千年祭に相當するを以て、三月廿二日より六日間盛大なる祭典を執行し、神輿・白神社御旅所に渡御還御あり、而して同年境内の前面南側に其記念碑を建設す。

## 二 大宰原天満宮

大宰原の天満宮は大須賀町大宰原一に大歳原とも書すに在り、境内九十八坪、祭神は菅原道眞の靈なり、傳へ云ふ、道眞筑紫に謫遷の途次、船を此地に寄せ、梅の實一つを栽え置き玉ひしに、其梅樹大木となり、花は八重の薄紅色にて、夥しく果實を結びければ、里人これを探て鹽漬と爲せしに、悉く腐敗して食することを得ず、又兒童其果實を拾ひて食へば、忽ち腹痛を起すと云ふ、文化十一年の夏季此梅樹に十二果を結び、之を取りて地に植けるに、悉く發芽し、枝葉繁茂せしも、同秋季の暴風に吹き倒され、辛ふじて一株のみを存せり、然るに近年亦た枯朽し、今は小木の植繼をなせり、此梅樹の側に方二尺に高一尺五寸ばかりの石あり、菅丞相の腰掛石と稱し、文化の末頃其上に小祠を建立す、現今の殿宇には正殿・拜殿・鳥居等あり。

## 三 町天満宮

天満宮は天満町本通り筋の北側にあり、境内八十三坪九合九勺、祭神は菅原

大神なり、天明八年の勸請なりと云ふ、明治四十二年十月八日罹災し、殿宇悉く焼失す、大正元年九月これを再建せり、現今の殿宇には正殿・祝詞殿・拜殿・鳥居等あり、

#### 四 水主町住吉神社

住吉神社は水主町にあり、境内三百二十四坪官有地 第一種、祭神は表筒男神・中筒男神・底筒男神なり、正殿・祝詞殿・幣殿・拜殿・石鳥居・標繩柱等あり、境内に末社一宇あり、祭神は秋津毘古神・秋津比賣神・相殿鎮西爲朝靈神なり、

#### 五 稻荷町稻生神社

稻生神社は稻荷町電車通りの北側に在り、境内百五十四坪五合民有地 第一種、祭神は倉稻魂神なり、初め元祿七年天野如邊と云へるもの此の地に住し、居宅の裏に小祠を建て、尾長天神社の神職圖書に謀りて之れを勸請す、後ち天野氏去りて、大工忠七なるもの更に此の家に入り、祠堂に修理を加へて信仰せり、享保十八年松川町より出火して、當町に延焼せしに、忠七の居宅及附近の家

水主町住吉神社

稻荷町稻生神社

屋のみ災禍を免る、是より里人の信仰愈々厚く、火災の守護神と崇め敬ひ、土手町・松川町・大工町・比治山町の四箇町とも稻荷町と改め度よしを官廳に請ひて、許可を得、而して四箇町の鎮守社と爲せり、毎年二月初午の日を以て祭日となす、現今の殿宇には正殿・幣殿・拜殿・社務所・手水鉢所・鳥居等あり、又境内に勸善碑第三卷、第四四三頁に詳記すありて、町内の孝子忠僕の名を刻し、その美名を百世の後に傳へり、

#### 六 胡町惠美須神社

惠美須神社は胡町第十一番地に在り、八重事代主神を祀る、境内はもと三十二坪二合九勺なりしが、明治四十二年六月同町の豪賈尼子忠藏より附近の地積四十二坪六合二勺を寄附したれば、今は七十四坪九合一勺官有地 第一種となれり、抑、當社は往昔高田郡吉田にありしが、其以前の縁由は詳ならず、慶長年中福島左衛門大夫正則在城の時、當町は「市の町」と稱し、町年寄錢屋又兵衛後ち錢屋を坪と云ふもの、福島氏に請ひて此處に移し來れりと云ふ、又一説に云く、當社は初め吉田より今の安佐郡古市に移し、次で廣島城下西引御堂町に移し、

胡町惠美須神社

又それより當所町のに移し來りて、町名を胡町と改めしなりと云ふ、然れども寛政の頃、香川南濱が著せる秋長夜話に曰、『毛利家吉田に在城の時、其祖先大膳大夫廣元朝臣の祠に祭られし木像を、廣島移城の時、いかなる故にや、其儘差置れけり、土民は故をしらざれば、蛭兒像とおもへり、其後福島左衛門大夫正則、廣島在城の時、歌舞妓清七と云ふもの、正則に寵せられしが、其頃錢屋何某とかや云ける者、清七とねんごろなりける、清七は元來吉田の産なれば、或時錢屋何某に、彼蛭兒の像威靈かくれなき由を語りける、錢屋何某、いかにも其像を得まく思ふなり、さもあらば所の販ひにもなる可しと申ければ、清七いと安きほどの事なりとて、其由を正則に申上けるに、即ち吉田の村の長に命じて贈りあたへしむ、錢屋何某よろこびに堪へず、即ち小祠を建て安置す、今胡町に祭るところの像是なり、其像方面無鬚にして、烏帽子狩衣を着し、又手して立り云々と云へり、尙ほ當社の由來は、『知新集』に詳記しあれば、之を左に抄録せむ。

抑、當寺眞言宗明星院末寺市中山西光寺は、往古高田郡吉田に在りしを、毛利殿の時、高宮郡古市へ引かれ、又當地西引御堂町へ移されしを、福島殿の

時、慶長八年今の地へ替りぬ、吉田に在ける時の開基縁由などは詳ならず、此地建立より二百六年の星霜を経たり、また此胡町は、毛利殿の時は熊谷屋敷熊谷何某未審東引御堂町半は寺屋敷、半は侍屋敷なりけるを、慶長五年福島殿入國あり、同八年星野越後守、小河若狹守兩人命を受て、初めて町屋敷となしける由舊記に見え、當寺なる胡社も、もと吉田に在しを、今の立町坪屋彦三郎が先祖錢屋又兵衛といふ者、此町の年寄役なりしが、福島殿に願ひ、かの胡を此地に乞請、自力に一社を造立して祭り、又小堂を草創して、胡本地觀音を安置しけるより、胡町と呼び、此町と東引御堂町とに、月四日づつ、合せて八日の市を立て、物の賣買をせし故、市の町とも呼びけるが、今も胡町とも、市の町とも云ならはしたり、抑、そのかみ歌舞妓清七と云ふ者、此町にて歌舞伎をして諸人に見せ、殊の外賑はひける由、其歌舞伎の場所は、今の小川恭意宅のあたりと考られ、彼の慶長八年初めて此胡を祭りける時の幣とりは、白神のみこいせなりと、同町記録に見え、當寺往古は僧侶もなく、此胡社の番人には山伏或は町の肝煎などを居置しを、寛文五年正月初、光明院弟子善性と云を、番僧に極めし由、同じ記録に見えたり、

胡堂西光寺預申一札之事

一 胡堂西光寺町中ハ拙僧に御預被成然る上は存命の内無怠可致守護事、

一 萬事町儀の差圖を請、相勤可申事、

右後々爲無違背、依如件、

寛文五年乙巳正月廿二日

胡堂西光寺當住

善性印

年寄伊兵衛殿

此善性、當寺の開山とも云ふべく、其時より今に至るまで、當寺住持のかはる毎に、かたの如き一札を町儀へ取置、當寺之事、何によらず町儀よりおきてする例にて、胡社、西光寺とも全く寺法の所有にはあらで、町儀持の寺社なり、さるは往昔かの錢屋又兵衛の功によりて、胡社を勸請せし證跡なるべし、なほ同町舊記、同年七月町役人より町御奉行所へ差出す書付、

市中山西光寺夷堂由來

一 輝元様御時代、胡町は熊谷殿屋敷、東引御堂町半分は寺屋敷、残りハ御

侍衆屋敷にて御座候、

一 慶長五庚子年、福島左衛門大夫様御入國被成、夫より四年目、星野越後守殿、小河若狹守殿御奉行にて、初而町屋敷に被成候、大年寄松屋休巴被仰付、廣瀬組の内西引御堂町より觀音胡請取、胡町、東引御堂町へ御居させ、兩町鎮守に被成、往古より西光寺屋敷、御免所にて御座候、  
一 西光寺、先年は高田郡の内吉田より沼田郡の内古市へ引け、古市より廣瀬組の内西引御堂町へ引、是より胡町、東引御堂町へ引申候以上、  
寛文五年巳七月十一日

松屋平助判

和久屋猪兵衛判

大須屋半兵衛判

武井三郎兵衛様

深溝助太夫様

(中畧)かくて享保七年壬寅正月、當寺二世善秀の代、初て年頭御禮に登城する事をゆるされ、正五、九月御城御祈禱の時は明星院伴僧としてまかり出

る事となりぬ。

寛永十六年閏十一月廿五日社殿の再建成就し、享保二十年十月再び造營す。舊は此社殿、町内民家の軒並に社殿の軒端を並べしが、文政十年當町の年寄煙草屋清左衛門の發起にて、現今の如く社殿を後方に引移し、社前に朱の鳥居を建て、軒並には黒木の柵垣、柵門を構へたりしが、其後嘉永三年正月當町年寄格組頭國吉屋太兵衛の發起にて、今の如く敷石、石階、石橋等を寄附し、町内助力の寄附者あり同時に同町年寄役煙草屋清左衛門より白木鳥居一基を寄附し、從前の柵垣、柵門、朱の鳥居を撤去せり、もと此社後に西光寺(眞言宗)ありて、世々守護を爲せしが、明治維新の後、神佛混淆を廢止せられてより、西光寺は廢寺となり、明治四年五月縣廳より當社の地面町内持の名義を取消され、鶴羽根神社の攝社と爲されしが、尙ほ祭祀供具等のことは、從來の如く町内中の住民引受け世話致すべき旨を指令せられたりと云ふ。

### 第五章 官廣島招魂社

官祭廣島招魂社

官祭廣島招魂社は、大須賀町二葉の里に在り、境内四百三坪六合二勺、官有地第一種外に堤脚地百六拾坪三合二勺を使用す。〇も當社境内地は僅かに六十一坪なりしが、明治三十六年八月六日饒津公園地より三百四十二坪六合二勺を分割編入せられ、現在の如くになれり。もと水草靈社と號し、明治元年十二月二十三日の創建にして、戊辰戰役に戦死せし廣島藩士卒七十八名の忠魂を合祀せる靈社なり、其戦死者の芳名を擧ぐれば左の如し。

戦死地名	舊藩名	姓名	年齢
明治元年會津追討の役、 下總國新山縣に於て戦死	廣島藩	高 間 省 三	二十一歳
越後國中條に於て戦死	同	川 村 常 之 進	三十六歳
陸奥國上三依村に於て戦死	同	菅 野 德 之 助	二十八歳
同國田島驛に於て戦死	同	山 本 他 人 輔	二十二歳
同	同	石 井 三 藏	三十六歳
同	同	沖 久 米 六	三十七歳
同國久野木山に於て戦死	同	佐 久 間 善 太 郎	二十二歳

神社 官祭廣島招魂社



明治元年會津追討の役	廣島藩	池田太郎介	三十四歳
越後國蒲原郡赤谷口に於て戦死	同	沼田秀之助	四十五歳
同國中條口に於て深手のため死亡	同	渡部他人之丞	四十歳
同陸奥國會津関山に於て戦死	同	田部内藏之進	二十六歳
同同國會津勝間着峠にて負傷日光に於て死亡	同	大村豊次郎	十七歳
同下野國日光口に於て戦死	同	川本久次郎	二十九歳
同陸奥國飯寺村に於て戦死	同	小笠原恕左衛門	三十四歳
同同國田島上三依村に於て戦死	同	清水水初次郎	二十三歳
同同國會津に於て戦死	同	大川佐源太	二十八歳
同	同	山縣林藏	二十四歳
同同國横川に於て深手のため死亡	同	神原朝之進	二十六歳
同同國河原町に於て深手のため死亡	同	中村豊藏	二十八歳
同同國會津城討入の節重傷死亡	同	友田織之丞	二十二歳
同同國横川驛に於て戦死	同	松下文藏	二十一歳
同	同	梶川五郎左衛門	二十六歳

同同國相馬領火の峠に於て戦死	同	松浦熊尾	二十五歳
同同國火の玉峠に於て戦死	同	日高砂藏	三十一歳
同同國廣野驛に於て戦死	同	菅勝之助	二十二歳
同同國末次村峠に於て戦死	同	佐々木藤三郎	二十五歳
同同國廣野驛に於て戦死	同	岩本健之助	二十四歳
同同國廣野驛に於て戦死	同	造賀善太郎	二十歳
同同國廣野驛に於て戦死	同	財満兵藏	二十三歳
同同國廣野驛に於て戦死	同	林熊太郎	二十四歳
同同國廣野驛に於て戦死	同	宮原千代藏	二十一歳
同同國廣野驛に於て戦死	同	藤川喜作	二十歳
同同國廣野驛に於て戦死	同	木原徳三郎	二十七歳
同同國廣野驛に於て戦死	同	永井淳藏	二十七歳
同同國廣野驛に於て戦死	同	吉川逸平	二十三歳
同同國廣野驛に於て戦死	同	築山進之助	二十二歳
同同國廣野驛に於て戦死	同	大谷龜之助	二十三歳

同 陸奥國岩城平に於て戦死  
 同 陸奥國廣野に於て戦死  
 同 同國平賀驛にて戦争中病死  
 同 同國岩城檜葉郡久之瀨に於て戦死  
 同 同國岩城平戦争中病死  
 同 同國岩城平檜葉郡久之瀨にて戦死  
 同 同國岩城平に於て戦死  
 同 同國岩城平檜葉郡久之瀨にて戦死  
 同 同國相馬に於て深手のため死亡  
 同 同國相馬初野に於て戦死  
 同 同國新地驛に於て重傷死亡  
 同 同國廣野に於て戦死  
 同 武藏國島山戦争中病死  
 同 同國上野に於て交戦後病死

廣島藩  
 同 木本義平 十八歳  
 同 檜垣助八 二十六歳  
 同 山持關之助 十八歳  
 同 竹信源助 二十五歳  
 同 小川伊之松 十八歳  
 同 影山佐兵衛 三十五歳  
 同 石垣新三郎 二十三歳  
 同 村上貞兵衛 二十八歳  
 同 田中佐太郎 二十四歳  
 同 早川武七郎 二十七歳  
 同 織田吾三郎 三十六歳  
 同 山原玉藏 十九歳  
 同 高崎熊藏 二十一歳  
 同 中村文左衛門 二十五歳  
 同 高橋四郎助 二十二歳

同 同國同所に於て戦死  
 同 陸奥國に於て戦争中病死  
 同 同國中村城下に於て戦死  
 同 同國に於て戦争中病死  
 同 同國田島驛に於て戦死  
 同 同國に於て戦死  
 同 同國に於て深手のため死亡  
 同 同國下野國下三依村に於て戦死  
 同 陸奥國田島驛に於て戦死  
 不詳

同 戸村左源太 十八歳  
 同 伊原喜三郎 十九歳  
 同 渡邊順藏 十九歳  
 同 手島才吉 二十八歳  
 同 川本四郎七 三十八歳  
 同 住田甚吉 三十七歳  
 同 坂本庄七 四十一歳  
 同 長尾鉄七 三十一歳  
 同 西山吉平 二十歳  
 同 戸田清藏 二十二歳  
 同 細川吉藏 二十三歳  
 同 夫卒 德兵衛 不詳  
 同 大兵衛 同  
 同 彦助 同  
 同 菊次郎 同

不詳	廣島藩	夫卒	善八	不詳
同	同	同	新藏	同
同	同	同	清左衛門	同
同	同	同	増藏	同
同	同	同	福松	同
同	同	同	市藏	同
同	同	同	熊五郎	同
同	同	同	廣吉	同
同	同	同	岩吉	同
同	同	同	長吉	同
同	同	同	八郎	同

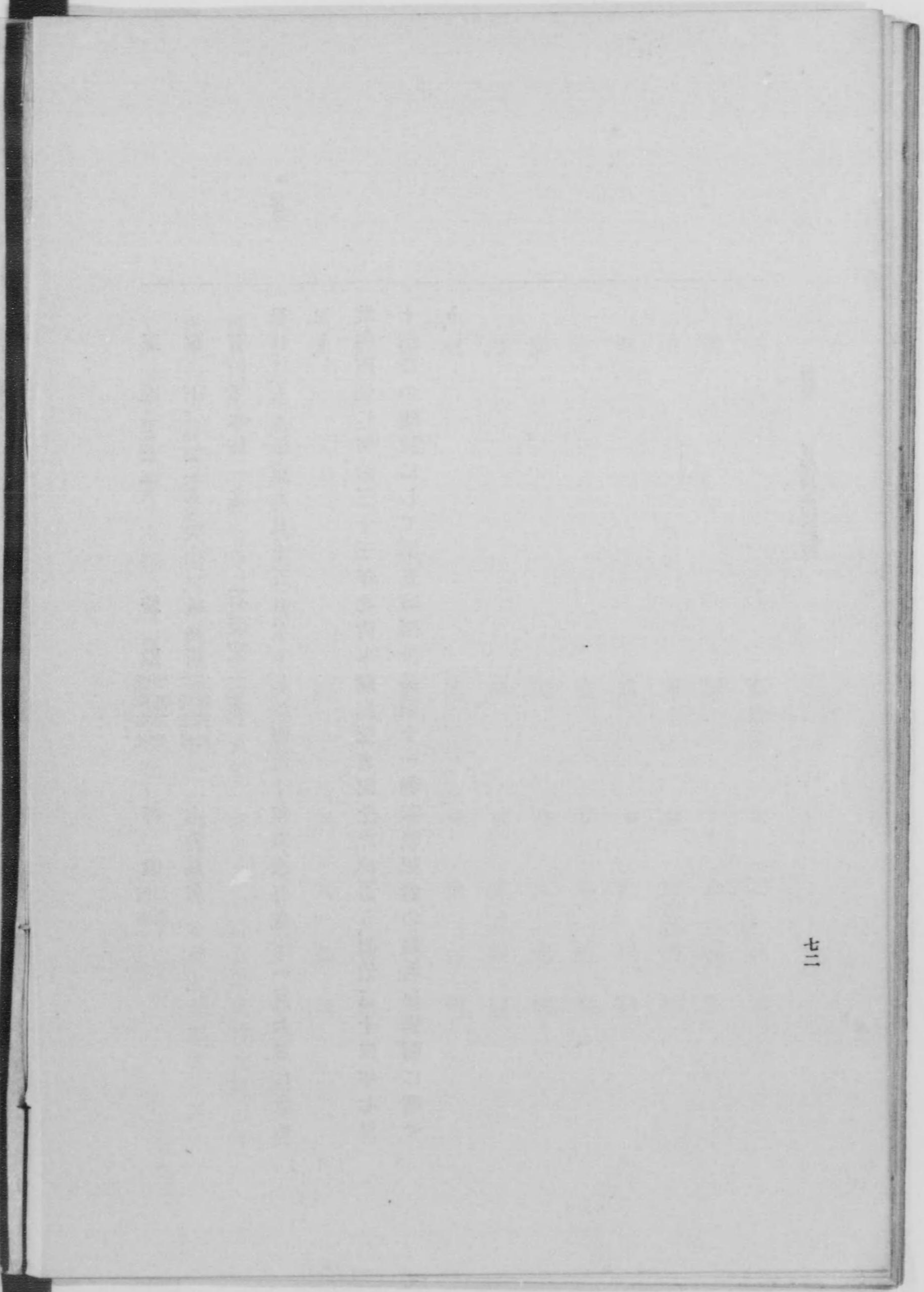
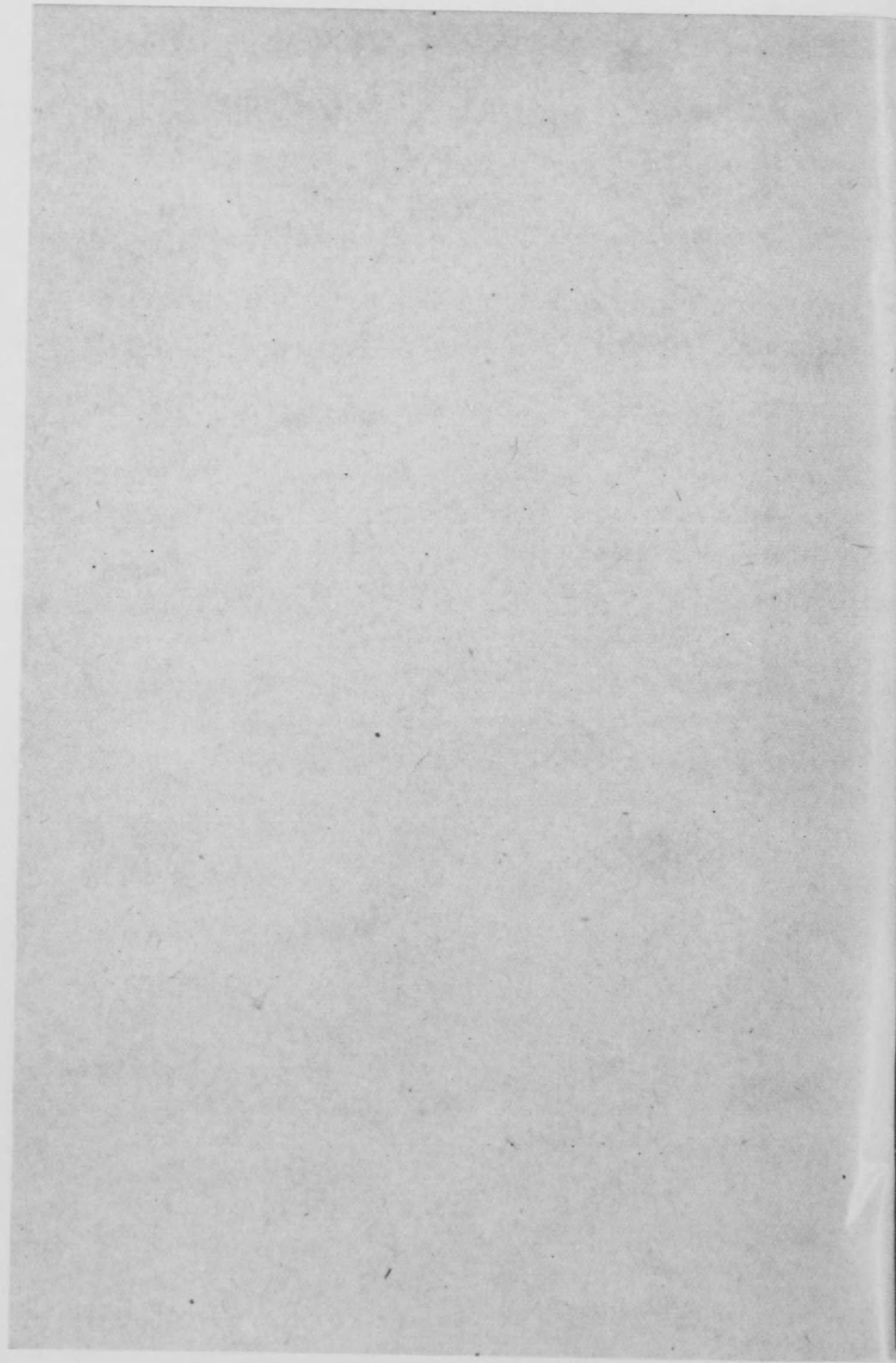
社殿  
 明治七年、同十年の暴風に依り、本殿・拜殿ともに大破せしかば、明治十年九月、舊廣島藩士石井樑堂、寺尾小八郎、松村貞雄、一場保人、松野有象、龍神政重、南部保藏、寺川行從、小倉宏、川村正巳、仲資健の十一名、發起人と爲り、有志者と謀りて、社殿を再建せり、現在の社殿等は左の如し、

祭日

正 殿 壹間に五尺  
 幣 殿 壹間三尺  
 拜 殿 二間  
 廊 下 三尺に一間五尺  
 社務所 三間三尺  
 木の鳥居  
 石の手水鉢一基  
 石燈籠一基

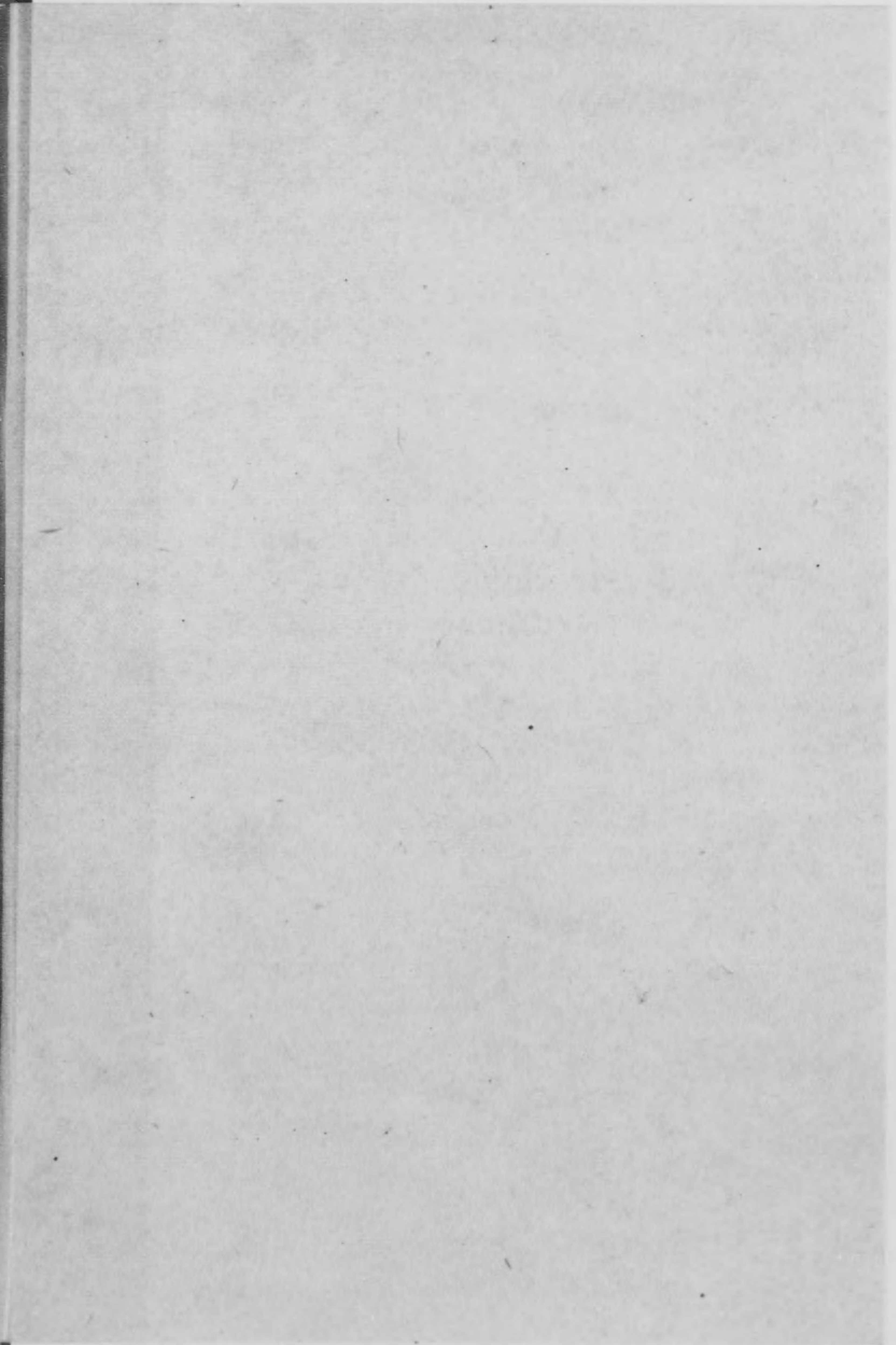
祭日は、もと毎歳九月十五日なりしが、明治十年以來毎歳十一月六日に改めたり、

境内西側に「明治三十三年北清事變忠死者記念之碑」あり、明治三十四年七月十三日の建設にして、第五師團歩兵第十一聯隊戦死者の姓名を碑面に鐫せり、





鳳來山國泰寺





## 第二 佛寺

### 第一章 曹洞宗

#### 一 國泰寺

國泰寺は鳳來山一に蓬萊山  
こも記す洞雲禪院と號す、小町の北部に在り、藩制時代には藩主淺野氏の菩提寺にして、寺領四百石を附せられ、廣島城下禪宗曹洞派十箇寺の觸頭をも勤め、其末寺并に支配下の寺院百四十箇寺を有せし巨刹なり、初め安國寺と號し、文祿三年京都東福寺の西堂惠瓊開基す、是より先き惠瓊は安藝郡新山村今の牛田村  
大字新山に新日山安國寺を中興し、豊臣氏より祿一萬千五百石を得、其規模を宏大にせしに、文祿の役、惠瓊は從軍して朝鮮に渡海し、多くの木材を彼地より齎らし歸り、新山及廣島の兩安國寺の建築に用ゐ、彼寺の鐘樓・樓門の椽木には『文祿三朝鮮木』の六字を刻し、此寺の本堂椽木には『朝鮮木』の三字を鐫りたり、本堂は方十四間、方丈・庫裡其他の諸堂これに稱ふ、子院五つ、趙叔院・南湘院・源勝院・玉照院等、覺院是なり、寺域に樟木・松樹

を連載して其風致を添へ、白神社をも其境内に入れ、門前道路の西端に木橋を架し、屋根を葺き、鐵燈を垂れたり、後人この橋を稱して「西堂橋」と云ふ、慶長三年八月豊臣秀吉の薨するや、惠瓊は爲めに其遺髪を分ち埋めて五輪塔を築き、又廟宇を建て、靈牌を安置す、同五年惠瓊は關原戰役に敗れ、十月朔日京都に誅せらる、同六年福島正則入封の後、尾張國白坂雲興寺十三世普照正則の同母弟なりを招きて、此に居らしむ、是時安國寺の號を改めて國泰寺と稱す、蓋太閤秀吉の勅諭國泰寺殿前太閤相國雲山俊龍大居士と云ふに取れるなり、宗派は惠瓊の時の臨濟派を改めて曹洞派と爲し、是より惠瓊を以て開基と稱し、普照を開山と稱す、同七年十月二十八日藩主正則より寺料三百石を寄附せらる、同十五年の夏、始めて結制を執行し、僧侶三百人を集めたり、元和五年福島正則信州高井野邑に配せられ、淺野但馬守長晟の紀州より入封あるや、紀伊國大專寺の住職全朱は隨從して廣島に來り、暫く玉照院に住す今の玉照院の地に、あらず、尙ほ同院の條下に云ふべし、同八年開山普照退隱し、四月七日全朱に住職を命せられ、寛永十一年六月五日藩主光晟より改めて寺料三百石佐西郡今の佐伯郡五日市村の内を寄附せらるゝこと、福島氏の時の如し、是より先き寛永六年八月十三日

本山越前國永平寺より定めて僧録とし、扶桑國曹洞宗法度を授け、同宗僧侶の不法を監督せしめたり、

扶桑國曹洞宗法度

一元和元年古 相國様被下置當山江 御朱印之趣近年遠國未斷成故今  
 度永平寺祚天長老大中寺松薫長老御追放仁被 仰付依夫峩山門下如  
 先規堅可爲制法之旨江戶從御奉行所被 仰出條右五ヶ條 御朱印之  
 表達背禪侶於有之者宗門令擯罰理其國守江武家之可充行法度并無修  
 行之僧侶江嗣法相續於有之者其師可爲過失況於其身哉殊山居之判形  
 計仁而唱法語事背先規之掟條可爲停止若不應此旨輩者師弟共可爲永  
 擯事

一二十年而脫草鞋三十年於立法幢者其國之僧録江遂披露一夏一冬可成  
 就者乎雖然清衆百箇於無之者急度令分散師學共仁可爲罪過并學者掛  
 裕之裡仁不可用色衣事

一五三ヶ年修行政中絶不憚浮世再企偏歷剎以賄賂囑託望首頂族背宗門  
 例法條請取掛錫引誘之寺庵於有之者露顯次第仁法幢師共仁可令追罰



事

一爲末寺背本寺之掟惡逆之僧徒於歷然者永可令罰却并爲善知識魔魅俗家呈露古則未徹之者仁色衣掛裕赦免事且者葺本寺輕宗旨條聞出次第仁擯罰事

一自今以後轉衣望之輩於在之者其國之僧錄江遂披露嗣法師以推舉狀本寺江致登山且又本寺之推舉狀仁而令上洛可奉經奏事

右條々以 上意定置上者到盡未來際不可有違犯若相背於有之者其國之從僧錄急度可被處罪過者也仍評定如斯

寬永六己巳歲八月十三日

普藏院 快 村 判

妙高菴 關 徹 判

洞川菴 惠 察 判

傳法菴 龍 吞 判

如意菴 吞 虎 判

藝州 國泰寺晋

萬治二年藩主光晟より本堂の屋根再葺替是より先き寬永八年屋根葺替を命せられ替を爲す故に再葺替と云ふし時柿葺なりしを改めて瓦葺と爲し彼の『朝鮮木』と刻せる文字を削り去らしむ翌年竣工し光晟は關藏人堀立菴細道壽御料理人五人椀奉行一人御茶堂方坊主三人等を隨へ參詣あり同年十二月七日四世宋應住職と爲る寬文三年本山越前國永平寺より再び僧錄狀を授く其僧錄狀に曰

掟

一如 御朱印之表初法幢者於僧錄蒙時代之穿鑿三十年之終力於入眼者可匡會清規事

一如 御朱印之表轉衣之儀者致江湖頭於經五年者遂其門首披露以嗣法師之推舉狀登山本寺受持請狀可奉頂戴 御繪旨事

一如 御朱印之表江湖頭者二十年之時代於明歷者披露僧錄可致立身事

一如 御朱印之表爲末寺不可背本寺掟并我心自在而無本寺栖居寺院急度可定本寺事

一如 御朱印之表追放一山惡僧於諸山不可許容之事

一如 山居長老秉炬法語堅可爲停止其趣者山居者救自己不利他之謂也若於

違背之族者可令脫衣鉢追放寺中事

一 江湖聚會者 御朱印之表雖清衆百箇貧地寺院難成其興行故於天下奉行所得內意衆徒七十箇相定者也其內於不足者可令分散之事  
一 二十年之修行中絶而不可遂衆頭事

右之條々其國中宗門諸法度如先規從貴寺急度可被申付者也若違背之徒於有之者當山へ可被申達者也仍如件

寛文三年癸卯歲孟春十七日

永平寺 御州 (書判)

藝州 國泰寺

元祿六年藩主光晟は逝去せられ當寺に歛葬あるや次の藩主綱晟より寺料百石を加へて四百石とせらる享保九年八世林達の時常法幢を願ひ同年冬結制を興行し此時より常會江湖の寺と爲り常法幢免許狀を受く、

常法幢免許狀

藝州鳳來山國泰寺常幢結制既關三山達公廳許與來矣向後宜遵守於永平家訓宗門規則而如法勤務者也仍免證如件

享保九 甲辰 歲閏四月十五日

永平寺 承天 (書判)

藝州廣島國泰寺

定

一九旬結衆五十人之事

一首座道儀三十人之事

一首座出金五兩之事

右之條々堅相守夏冬結制無怠謾可執行者也

享保九 甲辰 年四月廿三日

龍穩寺 大川 印

大中寺 雄禪 印

總寧寺 喝玄 印

藝州廣島國泰寺

又俸二十口を増加せらる乃ち常法幢の碑を建て國泰護國禪寺叢規記の文を刻せり、

國泰護國禪寺叢規記

今茲龍集甲辰仲春之月，藝州國泰寺林達禪師，適東武假路於金剛山下，訪予幽居，道話一昔，及寺之因由。寺在州之佐東郡廣島城外，山稱鳳來，寺舊名安國，后更今之名。文祿二年癸巳，濟上瑤室甫西堂，以朝鮮嘉木營建之，輪奐盡美也。厥後烏兔推遷，廢興亦不一也。整飾雖異于昔，猶仍舊貫，然無碑碣可徵，唯章獻天瑞像殿鐘香臺卓子，今尙存矣。慶長五年庚子，福島左衛門大輔正則受封本州時，扯尾州春日井郡雲興寺嫩桂英公，以主法席，初唱新豐曲，未幾福島氏亡矣。元和五歲己未，從四位侍從淺野長晟，徒自紀州及從四位少將光晟，彈正大弼綱晟從四位侍從綱長等諸公，相續襲封茲國，代爲之外護禮遇，有加于昔時。營構之聚，香積之豐，足以安衆，而可行道也。雖然，踵其席者，未有以法化爲己任，而有志振禪規者，僉以爲嫌焉。享保六禩辛丑，本寺虛席，藝備太守松平拾遺補闕吉長賢君，招林達洪公禪師繼之。師乃本山第四世量巖長老門人也。住豫州喜多郡高昌寺，有年于茲矣。齡垂耳順，自謝院事，振錫行脚，遍禮靈區，與壤往屆加州大乘寺，混衆韜昧，平素確實，頗有古德之風，而膺太守之妙選，孜孜以整頓頽綱爲己任，觀則永平瑩山清規聞之諸執事，太守即教寺司龍神

正音明石由章等，咨問保社受用之事，乃記錄日用規條，衆僧多寡，首座進退，乃至諸堂營繕等之事，白之太守。太守深喜其所陳，明有條理，命二士僧堂衆寮，凡所宜有者，悉皆如法修營之。且恒產之外，割腴田若干，以賑廩厨，二士助護之力，亦居多。因查定年中規矩，日用僧約等，列之定籍，而俾支院勤舊山門知事，登名字於其後，以達執事，示叢規之，永不可廢也。師東行告關左三僧司兼達祠部，衛其意蓋在乎舉例已往，垂範將來而已。謂予曰：歸路欲經歷北陸，先登吉峰蒙允許，次謁大乘掃祖塔，以丐聚衆行道之加護，而后當馳价告江府件々，願爲我援毫記錄，欲以教後人知。大檀扶宗護法如此深也，更希大殿之扁額，雲堂之雙聯，併以揮洒，光耀山門焉。予唯諾及夏，价僧至說師之初抵于府也。太守延之私第，嘗待甚渥矣。預命生田氏俊之，而處置百須，俊之悃悃，惓惓傳令辨事，々々無凝滯，無願不滿。予聞之，古者云：欲見其君德，須視其臣行。感悅曷極，猗歟！大檀越，不忘靈山之付囑，爲法選擇，實得其人乎。湛公培德積功，求道混衆，而不爲聲利所眩久矣。乘願出來，而整宗綱於已墜之際，有斯主而有斯賓，內護既嚴，外護肅者，其此謂乎。予老矣，素不善文辭，雖廢筆硯，見義勇爲，聊記其始末，在欲垂示後人，內堅抱道之志，外弘不諱之風，修身有戒，攝散有定，明心有慧，彼此相照。

報佛恩而已、庶幾繩々相傳至永久、而大檀護念山主願、後之讀斯文者、尙知所自警哉、是爲記、

享保九年甲辰南呂穀旦

前住大乘二十九代隱于河南摩尼峯東福寺七十四翁密山和南 自筆

〇 〇

是に於て翌十年には晋山開堂式を行はれざる可らずとて、乃ち之を創始し、爾來住職晋山の際は必ず之を行ふを恒例と爲し、藩府の儒官に命じて其請疏文を作らしめらる享保十年八世林達晋山の時は天津源之進、元文五年十世安禪晋山の時は世倫童晋山の時は堀禎助景山、寶曆八年十三世義洲晋山の時は堀七左衛門、明和九年十五世禪利晋山の時は堀七左衛門、寛政元年十六世津梁晋山の時は梅園文平、太徳、寛政十年十七世實勇晋山の時は頼綱太郎、春水、文政二年、牛晋山の時は金子徳之助霜山、文政五年十八世魏健晋山の時は坂井孫三郎、東派之を作る、其他天保十一年十九世義曉晋山の時は二十一世得翁晋山の時は作者不明、寶曆二年の冬藩主安藝守宗恒は、永平寺高祖道元五百年忌に當り、五百人の結制を行ひ、衆僧三百七十餘人を安居せしめらる、同八年四月四日廣島大火に當寺の諸堂悉く類焼し、自得院殿淺野長辰の靈廟も亦罹災す、同十年再建起工し、同十二年八月本堂庫裡成就し、明和二年宗恒より「洞雲禪院」の號を賜ひ、明年五月其自筆「洞雲禪院」の扁額を奉納せらる、蓋し、「洞雲」は自得院殿の謚號よ

り出づるなり、同四年正月總門・中門・禪堂・書院・開山堂落成し、三月鎮守愛宕社を再建せしに、同年四月又祝融に觸れ、堂院悉く烏有に歸す、幸に自得院殿・玄徳院殿淺野長辰の靈廟、其他諸尊靈牌、及下向門、裏門は殘存せしも、毛利、福島、淺野氏歴代寄附の寶什及門前の塔司三箇寺借家等は悉く焼失せり、同六年十月再建の命あり、同八年十月第十五世禪利の時、諸堂悉く落成す、同年七月宗恒は豫め自己の靈廟を建築し、羅漢木像を安置し、仁王門・中門を作り、殊に精巧を盡し、又開山堂に永平寺高祖道元及當寺二世全宋の木像を寄附せらる、然るに同年十二月二十八日其側室永壽院藩主重長の生母卒去ありしに依り、宗恒はその豫め建築せる所の自己の廟内に之を斂葬せしめらる、安永二年正月經藏の建立を命じ、翌年安永三年經藏の納經式を行ふ、其經藏經輪の構造の精巧なる近國に其比を見ざる所なりと云ふ、同六年永壽院其他諸尊靈菩提の爲め千部會供養を行ひ、衆僧二百三十人を集む、天明七年七月二十八日永壽院其他諸尊靈菩提の爲めに川施餓鬼を執行せらる、文化十一年三月藩主齊賢より命じて書院を建立せらる、明治維新の後ち當寺の寺領を廢止せられ、明治六年三月縣廳を此寺に置き、當寺は一時移轉して南湘院・玉照院を以て假寺務

所となせしが、同九年十二月二十五日縣廳失火し、本堂・庫裡・靈堂・鐘樓・中門・廻廊等類焼し、僅に禪堂・鎮守社・經藏のみ災禍を免る、同十年禪堂の頽敗せるを以て之を毀ち、同十五年周防國岩國町洞泉寺舊藩主吉川家の菩提所の本堂を譲り受けて、現今の本堂を再建し、又庫裡を新築して之に移れり、現今の堂宇には本堂・庫裡・輪藏・鎮守社・土藏・長屋・總門・小門等あり、

建築物

本堂 間口八間半 奥行十間半

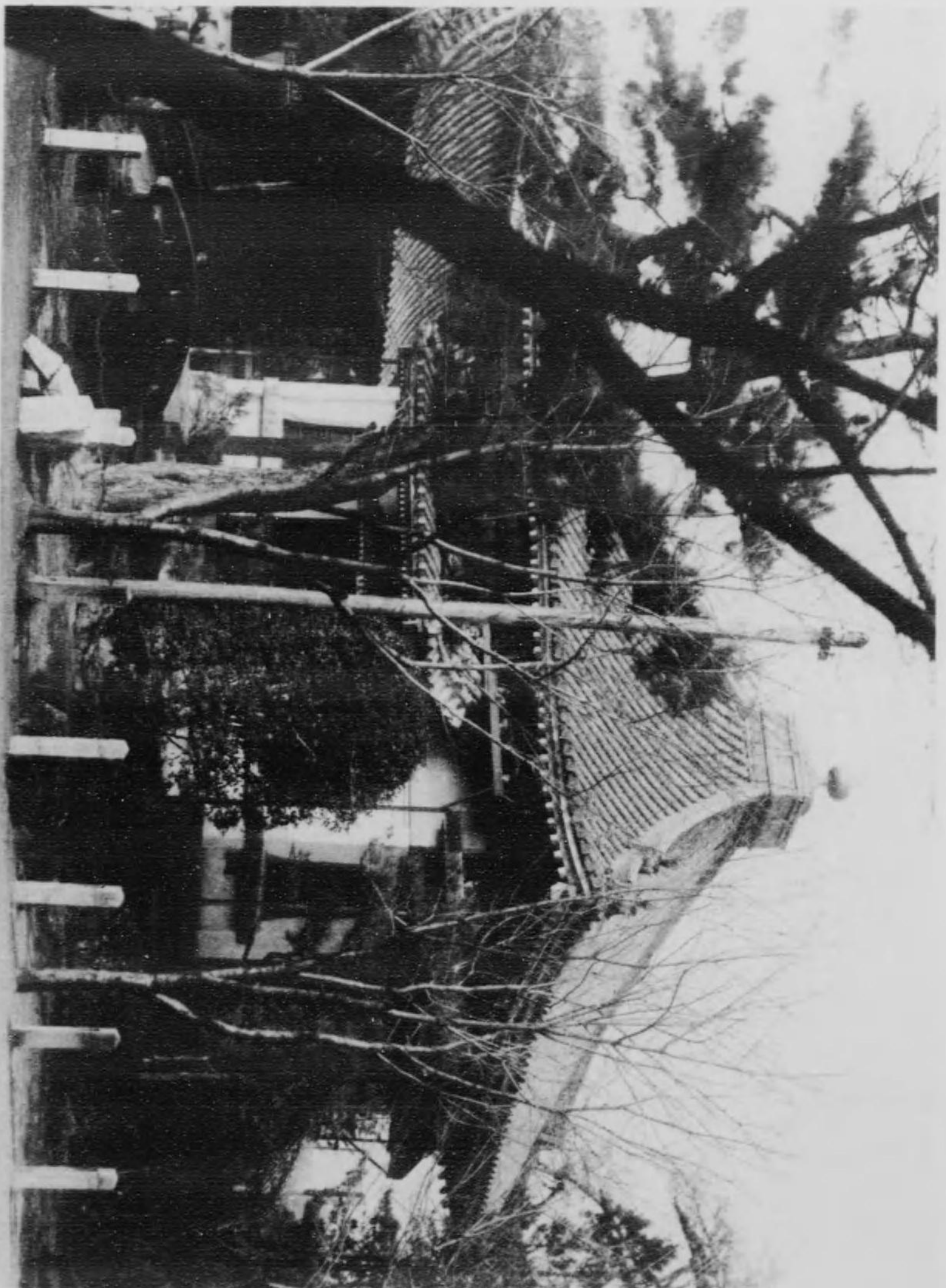
明治九年十二月二十五日火災の後、同十五年周防國岩國町洞泉寺の本堂を譲り受けて之を建立す、洞泉寺は舊岩國城主吉川家の菩提所なり、

庫裡 間口四間半 奥行十間

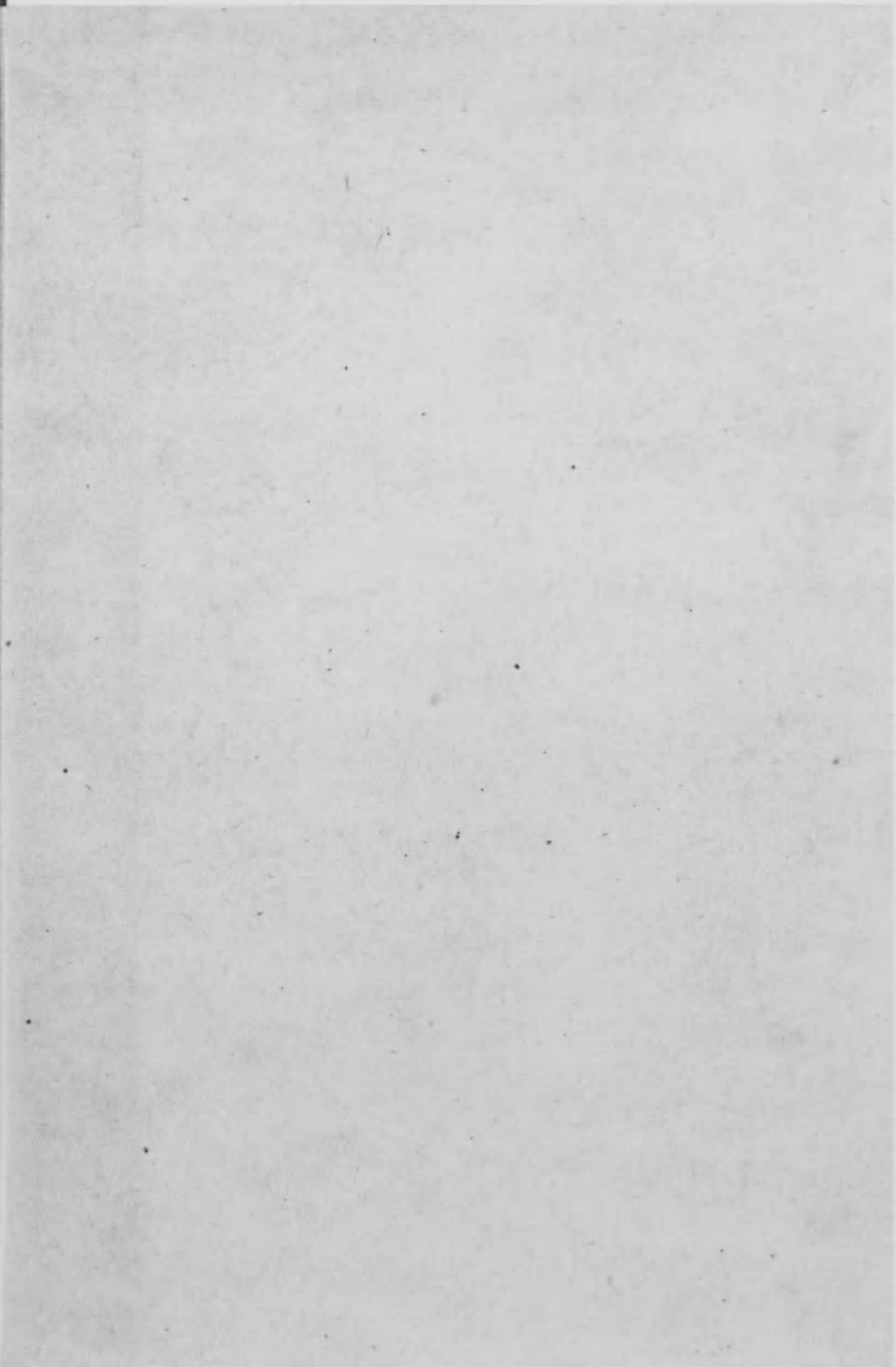
輪藏 四間半 四面

經藏傳大士・脇立普淨童子・普賢童子、

一切經 此經は當寺十一世笑堂が、藩主淺野吉長逝去の時、御香奠料を以て購求し、其費の足らざるは、輪藏建立の際、藩主宗恒より寄附せらる。



藏輪の寺 泰國



扁額 龍宮藏の三字

石橋 幅一間  
長二間半

鎮守社 桁行三間  
梁行二間

愛宕大権現木像一躰を安置し、又もと豊國社に安置ありし豊國大明神木像五寸長同尊牌を配祀す、

石鳥居 幅七尺

石橋 幅一間  
長九尺

土藏間口二間、奥行二間半

長屋間口二間半、奥行四間

總門 二間四方

小門 一間餘

赤穂義士追遠塔 大正二年十月建設、正面「赤穂義士追遠塔」の七字は舊藩主

從一位勳一等侯筒淺野長勳の揮毫なり、北側に追遠塔建設  
記念碑あり、

鐘樓 大正十三年三月建設

佛寺 曹洞宗 國泰寺

大鐘銘

大日本國山陽道藝州廣島城風來山國泰禪寺最初濟上東福寺支派而以安國寺爲號乃瑤甫瓊西堂主席無幾而西堂之滅後福島侯就封此州也延嫩桂英和尚主席始唱洞上宗因爲開山第一世而寺改今之號蓋英和尚者福島侯家弟云當福島侯退此城 淺野但州侯法號 自得院殿洞雲宗仙大居士既有魁功於此時

大將軍抽賞自紀州移封鎮藝備二州而以吾山爲植福之場而世々相承遂爲邦家仁祠也今之

邦君更施腴田以叢林永轉不退法輪堂閣廊廡皆得處魚鼓鐘板無不備也故擁納投籌扣室參禪之賓森々殆及一千指實爲鎮西名監也然古來樓鐘形摸不大且甃破聲不出門無整規則焉於是乎、

大且功德主

羽林次將侯乃拾遺補闕侯

命島氏新範洪鐘簾之層樓蓋欲以修祖上追孝以鳴無窮佛事也今得聞韻望

刹四方學侶警禪誦齊動靜止否得泰園城士女苦域爲福地嗚呼 大檀越遵鷲峯眞囑而護吾法者言其可歇乎哉然欲讚揚諸天歡喜而爲之銘

銘曰

倬此大口翁	出萬鍛爐中	金銀乃銅鐵	混合成一躬
至哉文武器	樹功義與忠	內虛而慈廣	外圓而德洪
蒲牢吼動地	華鯨如響空	慧日和并耀	衆罪如霜融
幽頭齊霑化	人天盡破蒙	永施佛門令	能鳴邦家豐
鑄令兮鑄樂	應商兮應宮	涌祥祝檀壽	彰瑞唱時雍
桂子長繁茂	蘭孫日興隆	皇圖益鞏固	法運何有窮

時延寶四龍舍辛未春二月吉日  
奉

勅住總持現國泰十一代契笑堂誌

大樟樹 四株 境内墓地の西方堤塘上に在り其内にて北にあるもの最大にして周圍目通り二十三尺中央の東にあるもの同十九尺中央の西にある同十六尺南にあるもの同十二尺八寸あり共に少くとも三百餘年を経過せし老樹なり、

文政の頃には此他に開山堂書院方丈位牌堂永壽院殿位牌堂衆寮禪堂守塔



境内

當寺世代

寮大庫裡小庫裡浴室廊下鐘樓豐國社寶藏米藏御作事所看門寮中門等あり  
 き、  
 境内は藩制時代反別一町七反六畝二十二歩ありて甚だ廣闊なりしも明治  
 維新後三段五畝五歩餘は廣島控訴院敷地に分割せられ六反七畝二十二歩  
 餘は淺野侯爵家墓地に三反五畝三步餘は市有墓地に編入せられ現今の境  
 内地は僅に三反八畝二十一歩五合となれり、  
 當寺の世代

開基瑤甫惠瓊 慶長五年十月朔日寂

開山勅特賜天眼普照禪師嫩桂英 元和九年八月七日寂

二世徹洲全宋 元和八年四月七日就職、寛永十八年八月二日退隱、意足院に入る、  
慶安元年六月二十八日寂

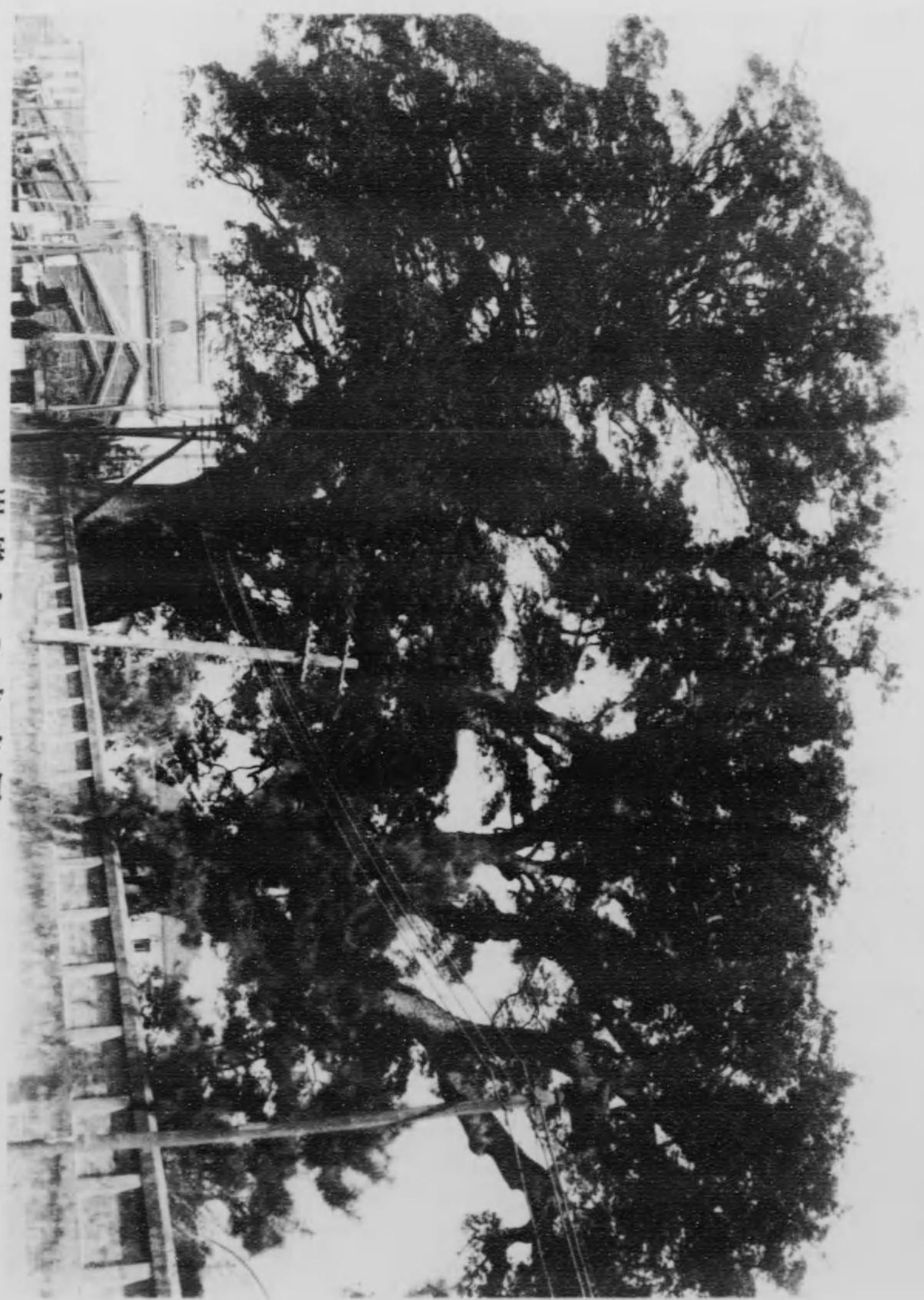
三世十岫宋智 萬治三年二月十三日寂

四世量巖宋應 萬治三年十二月七日就職、延寶元年退院、意足院に入る、意足院は  
此時始めて嶺雲院と改む、貞享二年十二月十八日寂

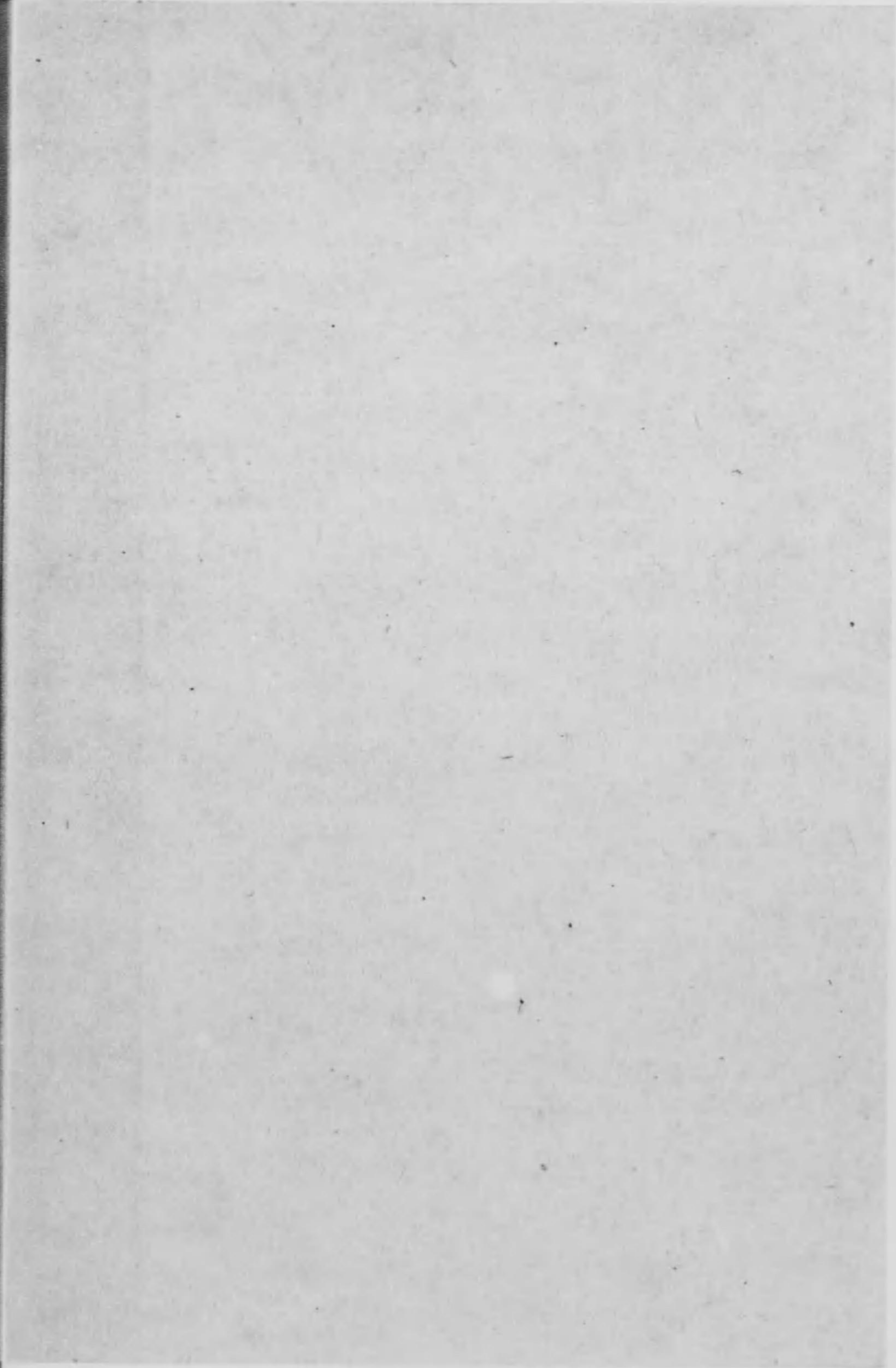
五世香林宋遠 元祿二年十月七日寂

六世廣天宋澤 元祿二年十二月八日就職  
元祿四年退隱

七世三嶺宋寅 元祿四年六月八日就職  
元祿十二年退隱



樹樟大の寺泰國



八世道湛林達	享保十六年閏七月二十九日就職 享保十八年三月二十七日退隱
九世大震支噉	元文五年五月十七日就職 元文五年五月十七日退隱
十世心安安禪	延享三年三月十三日就職 延享三年三月十三日退隱
十一世笑堂行契	寶曆三年三月二十三日就職 寶曆三年三月二十八日退隱
十二世逸群倫堂	寶曆七年正月二十八日就職 寶曆七年正月二十八日退隱
十三世開田義洲	寶曆七年九月十八日就職 寶曆七年九月十八日退隱
十四世癡庵玄燈	寶曆七年十一月十二日就職 寶曆七年十一月十二日退隱
十五世智外禪利	天明八年四月二十三日就職 天明八年四月二十七日退隱
十六世巨海津梁	天明八年八月二十七日就職 天明八年八月二十七日退隱
十七世猛山實勇	寬政九年七月二十六日就職 寬政九年八月二日退隱
十八世大雄魏健	寬政九年八月二日就職 寬政九年八月二日退隱
十九世大然義曉	文政元年八月二十二日就職 文政元年八月二十二日退隱
二十世大道得翁	天保十一年九月二十四日就職 天保十一年九月二十四日退隱
二十一世大洞石頑	嘉永五年七月十五日就職 嘉永五年七月十五日退隱
二十二世玉峰秋英	就職年月日不詳 慶應三年八月四日就職 就職年月日不詳 明治三年四月十五日就職

佛寺 曹洞宗 國泰寺

二十三世牧岩嶺牛

文政元年八月二十二日就職、退隱年月日不詳、實は十七世の次  
ぎなれども、故ありて久しく世代に入れず、後ち世代に加へて二十三  
世となす、

二十四世道寛智見

就職年月日不詳  
明治十一年五月十四日寂

二十五世蘭溪獨秀

明治三年八月二十五日就職  
明治二十五年十一月十五日寂

二十六世西澤佛海

明治二十六年八月二十五日就職  
現在

墳墓

○墳墓

淺野侯爵家墓地

當寺本堂の後に在りて、塋域「」形をなし、面積六反七畝二十二步餘あり、

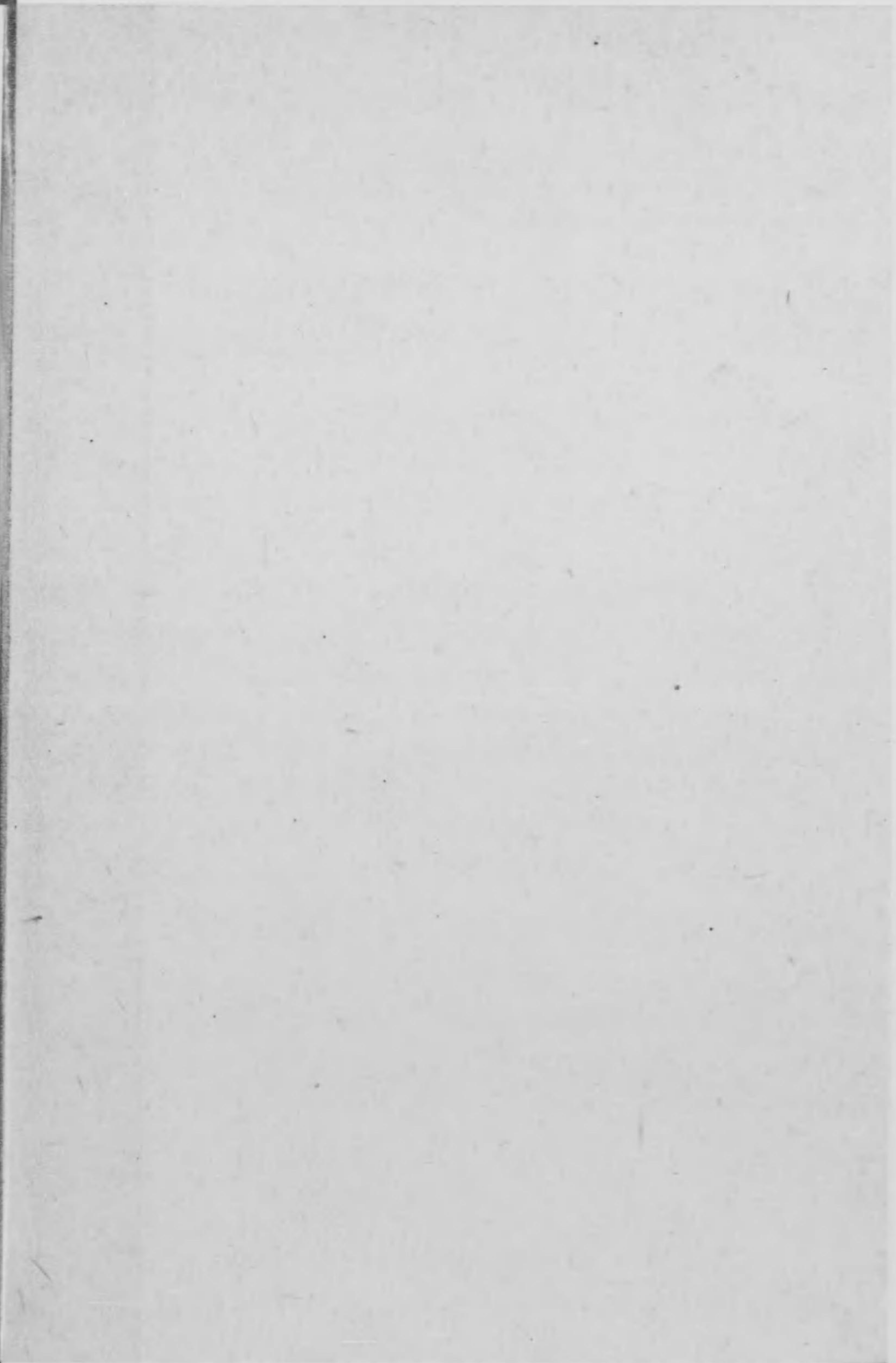
自得院殿拾遺補闕洞雲宗仙大居士淺野但馬守長辰の墓

墓銘

自得院殿拾遺補闕洞雲宗仙大居士者、江州志賀郡人、姓源、父彈正少弼長政、  
生于天正十四丙戌春正月十三日、長任但州太守、字長晟、幼事豐臣博陸秀吉、  
秀吉見其節操高邁容止俊爽、撫之云、此子國宰器也、然後屬將軍、家康公、同  
秀忠公、同、家光公之三代、抽至忠矣、玉昆幸長、依有數回勳功、成紀伊太守、  
常云我無繼司子、雖兄弟多、唯長晟有所見、及我若早逝、以渠備我後、故幸長終



菅藩主贈從三位淺野長晟の墓



卒後，家康公令紀伊領長晟，元和元年乙卯夏五月，將軍秀忠公與秀賴矛盾，天下割鴻溝，秀賴先遣士卒於紀伊攻焉，長晟卽對陳，自手戟叩楯，下令云：勿敢退，鬪戰二三次，全身汗流，獎衆口氣吐煙，勢太猛烈也，幕下有武名被世知勇士，擢陳頭不移時刻，伐其將取頭，殘黨誅戮幾許，秀賴又竊遣兵約紀之賊軍，於是賊軍蜂起，長晟分兵卒伐旃，隕首者數百人也，自餘數場鬪諍，不云以可知矣，感此軍功，秀忠公抽賞目備藝二州，寬永三年丙寅之八月，補任四位侍從，前博陸所謂國宰器也，果然而符合，言不浪施哉，九年壬申秋初三日，俄然而臥病矣，諸醫不効，終頓逝矣，壽四十七，後嗣光晟，其鶴影雁行，長治如法葬送，然後劉石作塔，欲傳之於不朽，請銘於山野，故記居士一生概畧，作銘以卑辭，其辭曰：

自幼聲名方藉甚	温良恭儉備心身	士林楨幹稱英傑
應府棟梁絕等倫	博陸愛賢言國器	將軍封爵掌州民
州民遜畔皆懷惠	風俗倚門僉慕淳	諳召爽甘棠盛茂
喜孝文除稅純仁	掃群寇以貌貅猛	牽銳兵征讎敵孽
位至拾遺登四品	齡幾知命欠三春	後昆超竈爲長子
隨侍勇夫有強臣	二豎竊來俄臥疾	百骸潰散忽歸真

兒孫萬劫貴榮表 劉石作塔不朽珍

昔寛永十禩癸酉五月 前永平國泰二世比丘徹洲宋老衲誌焉

玄徳院殿前羽林次將仁嶽良寛大居士淺野安藝守光茂の墓

鶴阜院殿前但州大守拾遺補闕天隨道仙大居士淺野安藝守宗恒の墓

天祐院殿徳順履信大居士淺野安藝守齊賢の墓

大光院殿哲文懿徳大居士淺野安藝守慶繼の墓

永壽院殿仙嶺知光大姉淺野安藝守重の墓

梅梢院殿覺珠永珍大姉淺野安藝守齊の墓

心鏡院殿榮屋持貞大姉淺野安藝守茂の墓

覺道院殿慎儀維則大居士淺野右京長懋の墓

法華塔賀茂郡手島松太郎法華經を一字一石に書して塔下に埋む

域内に櫻樹を栽え、開花の時季、衆庶の參拜するもの多し、尙ほ藩主の墓にして當寺を菩提所とし、葬地を他の地に置けるものあり、體國院・恭昭院の二君是にして、共に墳墓を安佐郡三篠町新莊山に置けり神應院の條下參看

市有墓地

本堂の西方にあり、面積三反五畝三步餘なり、

豊太閤遺髮の塔 五輪塔

當寺開基安國寺惠瓊遺髮の墓

勅特賜天眼普照禪師嫩桂林英福島正則の弟當時開山の墓

當寺二世徹洲全宋の墓

淺野左衛門佐知近の墓法謚儀正院殿松雲洞岩禪定門

壽永院慶屋泉餘大姉の墓淺野知近の女三原淺野甲斐忠長の母 五輪塔

墓誌銘

壽永院慶屋泉餘禪定尼者、尾州清須之生緣也、累代門族榮盛、而子葉孫枝鬱叢、今年辛未秋七月羅膏盲之疾、至初八日終逝矣、孝子淺野氏甲州太守忠長、其外餘子皆有忠孝君父勇士也、相依哀慟、不遑如法葬送了、後劉石爲塔、欲傳之於不朽、請銘於山野、故綴卑辭記焉、其辭曰、尾陽淺野氏、賢女出賢孫、婦徳高聞世、淑儀貞戶門、外祈苗裔盛、內重法因尊、石塔表真相、玉山現北莫、不磷傳不朽、爭壞莫爭論、落々團々影、長清蔭後昆、咄々々、  
寛永第八曆龍集辛未夷則念有九鳥

前永平國泰二世比丘徹洲全宋老衲漫誌旃

大石良雄の妻石束氏の墓法號香林院花屋壽榮大姉

墓誌銘

壽榮法尼生于京極高住公家臣石束氏之家。但州豐岡人也。往時嫁于淺野長矩公家臣大石内藏助良雄。而之播州赤穂。既而有三男二女。厥后良雄殆發憤主君之怨家。而支離潛歸豐岡。經年於此。蓋嫡男良金者。復讐於東武。就父而死。二男沙門元快者。罹病於豐岡。而先旃。當今本州大君感賞忠義。召賜洪祿。專令雄職冠于本城者。其三男良恭。而母亦再起美名於此矣。嗚呼法尼。今茲元文元丙辰年十一月十九日。春秋六十有八。齡而終焉。可憐向於是歸崇我宗。薙髮染衣。登壇受具。凡所做協法。須知未後。端心怡座化者。不所顧求着力之令然哉。因孝子良恭敬立無縫塔於國泰淨刹。資倍冥冥福於無盡本土也。所以乞銘山僧。予謂夫素雷然聲名震于普天之下。而或選述始終於傳記。或膾炙行由於人口。則豈勞勝言耶。當爲彼子孫。月諸日居。畧志于茲者乎。銘云。

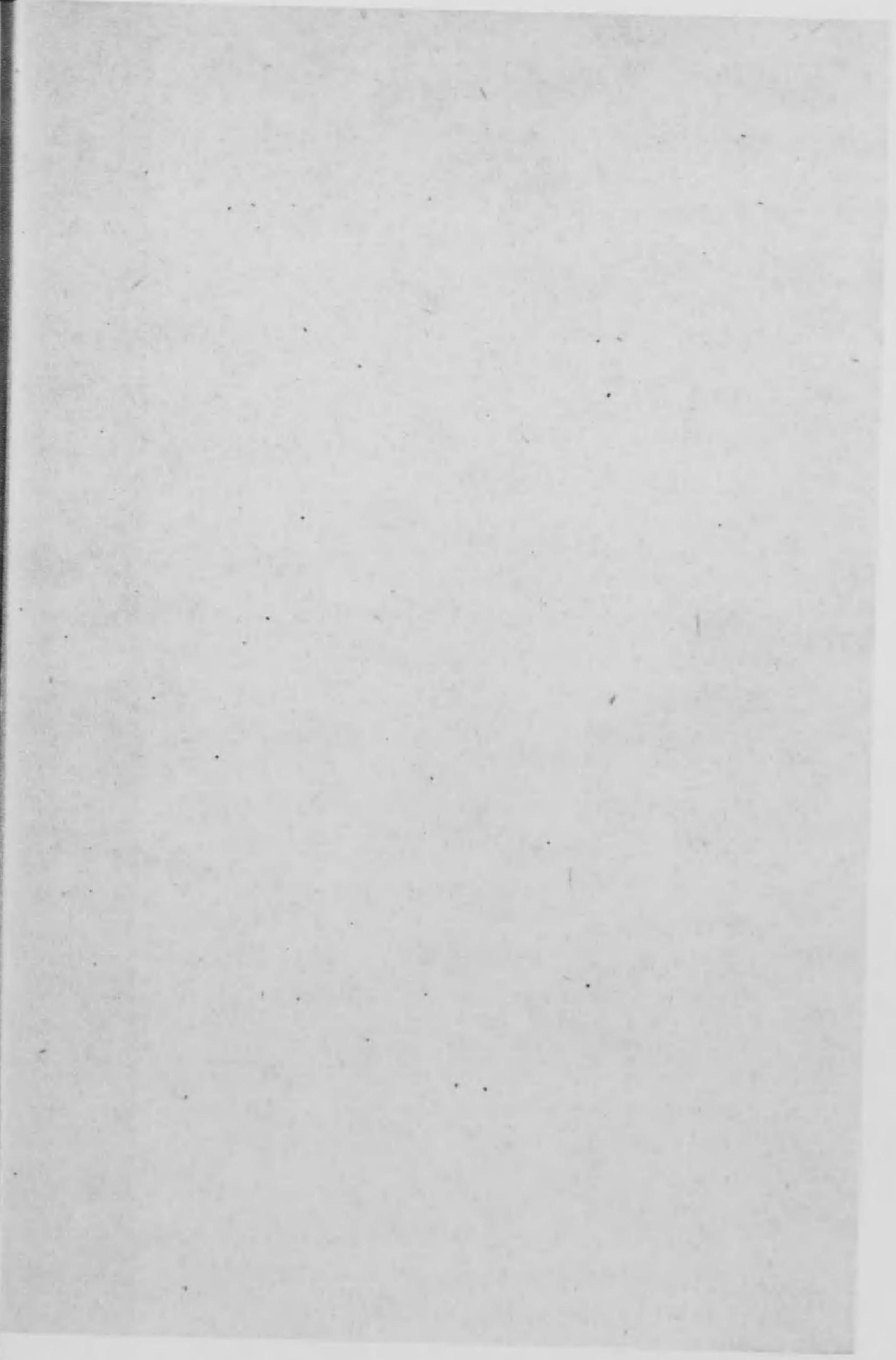
貞操廉節 儀容異風 端心座化 克始克終

國泰大震叟畧志 大石良恭敬立





大石良雄妻東氏之墓



大石大三郎良恭の墓大石良雄の三男  
法號松巖院忠幹若榮居士

墓誌銘

居士氏大石、其父播州赤穂城主淺野侯臣、曾報主君怨、世人所知也、是故幼爲  
母育、爲人精敏、稟性忠孝、且以有骨格、十二歲爲吉長先君所寵遇、於藝州高田  
郡賜一千五百石、采地殊拔同列、長而冠職于本城、以其意專不下東武、常愛護、  
如是父子行業、可謂光前絕後矣、今茲明和七年庚寅二月十四日俄然逝、實行  
年六十有九歲也、孝子遂營一塔、請爲銘、銘云、塔樣離長短、全身入五輪、  
那邊人不見、何敢墮埃塵、國泰十四世癡菴叟誌焉、

○當寺の隱居所

通立山嶺雲院明治五年廢  
寺となる

○塔司

南湘院 玉照院 源勝院 等覺院明治十五年獨立  
して法地となる

趙叔院 神應院

○末寺并に支配下寺院

藩制時代には當時の末寺及支配下寺院、都て百四十箇寺ありき、其内廣島市

佛寺 曹洞宗 國泰寺

當寺の隱居

塔司

末寺  
支配下寺院

中に在るものを擧ぐれば、左の如し、

- 末寺 龍興山海雲寺
- 末寺 寶林山傳福寺
- 支配下 二光山禪昌寺
- 支配下 廣島山瑞川寺
- 末寺 八屋山普門寺
- 支配下 洞景山聖光寺
- 支配下 巖峯山洞門寺
- 支配下 醫王山養徳院

嶺雲院

嶺雲院 (廢寺)

嶺雲院は通玄山と號す、元和寛永の頃、白神組六町目今の大手町六丁目の西方河岸に眞言宗善法寺あり今も同處の突出せる河岸をでんぼうちの寛永八年八月五日國泰寺二世徹洲全朱退隱せし時、善法寺退轉の後を受けて、禪宗に改め、意足院と號し、自ら之が開山と爲り、此處に隱棲すること八年、後ち備後國御調郡宇津戸村積善寺に轉住しければ、其址一たび藩主の宅となり、寛文中寺西織部信之の別業地をこゝに賜はりしに、同九年信之は父將監利之の冥福を修めて復た寺刹と爲し、其法號嶺雲院竺翁成仙居士に因りて嶺雲院と號し、自己の

法號歸源院通玄居士を取りて通玄山と稱す、是を以て將監と織部とを當院の開基とし、寺西家世々の菩提地と定め、他家のこゝに埋葬するを許さず、而して寺は國泰寺の隱居所と爲せしに、國泰寺住職の世々退隱する時は此寺に入りて閑居するもの多し、然るに明治維新の後、寺西家の衰微せると共に、寺院の維持は益々困難に陥り、遂に明治五年官命を以て廢寺と爲し、境内は官有地なるを以て之を返納せしめ、其後ち拂ひ下げられて民有地と爲れり、現今製氷會社の有るところは即ち其廢墟なり、

南湘院

二南湘院

南湘院は國泰寺の塔司にして、同寺の門前に在り、本尊は正觀世音菩薩なり、僧一溪永純寛永十五年十一月九日寂の開基とす、福島氏時代切米十石二人扶持を附せられしことあり、

墳墓

墳墓

永岳全久禪定門寛永五年戊辰四月二十一日福島正則の家臣可兒才藏、一説には才藏の烏帽子裝束を埋むる墓なりと云ふ。

月秀宗圓禪定門 元和五年八月八日 岡田治部右衛門禪銘頼惟柔撰

玉照院

### 三 玉 照 院

玉照院は國泰寺の塔司にして、南湘院の西隣にあり、本尊は地藏菩薩なり、開基は詳ならず、當院は寛永初年頃までは國泰寺の東方にありしが、中頃新川場町七十軒多門の源勝院の東隣に移り、後ち現今の地に移る、國泰寺二世全宋紀伊國より當地に來り、初め暫く玉照院に住ける時は未だ國泰寺東方に在りし時のことなるべし、此全宋の暫時住しける外は古より今に至るまで無住なり、

源勝院

### 四 源 勝 院

源勝院は國泰寺の塔司にして、新川場町七十軒多門にあり、本尊は阿彌陀如來なり、僧朝叔暎公 慶長二十年六月十九日寂すの開基とす、もと國泰寺の東境は研屋町より

等覺院

### 五 等 覺 院

一直線の道路を以て小町に貫通し、源勝院以下の子院及金龍寺は其道路の東側に駢列し、而して源勝院は其南端に在りしが、後ち今の地に移轉す、

等覺院は新川場町源勝院の西隣に在り、本尊は十一面觀世音菩薩なり、僧機雲用公の開基とす、往古は國泰寺の東方にありしが、後ち今の地に移さる、福島氏の時、切米二十石七人扶持を附せられしことあり、もと國泰寺の塔司たりしが、明治十五年獨立して法地となれり、

墳墓

#### 墳 墓

金子樂山 名は忠福 通稱源内 儒家 墓誌銘頼惟柔撰

金子華山 名は忠周 通稱希三 儒家 墓

大忠院雪峰前庵居士の墓 醫家山崎充中、九江と號す、墓誌金子華山撰

趙叔院

### 六 趙 叔 院

趙叔院はもと國泰寺の塔司なり、慶長七年四月僧徳叟の開基とす、本尊は釋迦牟尼佛なり、福島氏時代に切米拾石四人扶持を附せられしこと、元和六年六月三日國泰寺開山普照が町奉行に上りし文書に見ゆと云ふ、寛永初年頃までは國泰寺の東方に在りしが、後ち同寺の門前に移れり、然るに維新後國泰寺の寺領を廢せらるゝに及び、維持益、困難に陥り、明治二十年四月八日法地神應院と合併し、趙叔院の號を廢し、同三十一年六月八日吳市和莊町に移轉せり、境内はもと一反七畝二十三歩餘御免地ありしも、明治九年縮少して官有地四畝十六歩、共有墓地三畝二十三歩と改定せらる、寺院の吳市に移轉するに及び、官有地を返納せしが、後ち拂下げられて今は民有地となり、共有墓地は國泰寺の管理に歸せり、

墳墓

#### 墳 墓

松雲院殿傑山常英大居士五輪塔元和五年己未正月二十五日歿、福島正則の家臣長尾半人

神應院

### 七 神 應 院

神應院はもと安佐郡三篠町新庄山の麓に在りしが、今は吳市に在り、本尊は聖觀世音菩薩なり、藩制時代は御靈屋番僧頭と稱し、祿米四十石を附せらる、初め當院は國泰寺の塔司にして、今の玉照院の地に在りしが、國泰寺十七世猛山實勇退隱の後、體國院淺野吉長恭昭院淺野重辰の靈廟に近侍し、朝夕廻向し奉らんとこの宿願あるに依り、藩主齊賢より沼田郡新庄村今の安佐郡三篠町大字新庄下山手に寺地を賜ひ、實勇をして神應院を此に移さしめ、新たに神應院の開山と爲し、御靈屋番僧頭を命じ、毎歳料米四十石を給はる、然るに維新の後ち寺料を廢止せられ、寺院の維持困難となれるを以て、明治二十年四月八日趙叔院を當院に合併し、趙叔院本尊釋迦牟尼佛を協立とし、暫く趙叔院の跡地に移轉せしが、同三十一年六月八日吳市和莊町に再び移轉せり、

傳福寺

### 八 傳 福 寺

傳福寺は寶林山と號す、曹洞宗なり、材木町に在り、開基、開山共に詳ならず、知新集に「開山の名は傳らず、育翁養公と云ふ人開基の由、記録に見ゆれど、いづれの時いかなる人と云ふ事も知がたし、中古國泰寺三世十岫宋智を開山とす、此時より同寺末寺になりけるか」と見ゆ、本尊は正觀世音菩薩なり、天明六年三月當寺十世達宗、發願して本堂を再建せし時、三七日の間、說法し、滿願の日、天神町河原にて大施餓鬼を行ひ、施餓鬼棚百二十四棚ありしを悉く取り歸り、境内に卒都婆塚を築きしに、寛政二年八月第十一世佛箭の時、金佛觀世音菩薩の像を安置せしより、卒都婆觀世音と稱し、五尺四面の堂宇もありしが、後ち久しく荒廢せしを、大正元年九月再建せり、又境内の豊川堂は、もとの鎮守堂にして、伊勢大神宮、稻荷大明神、辨財天、大黒天、多聞天等を祀りしが、明治十一年豊川吒枳尼天を勸請合祀せり、梵鐘は明治三十年の新鑄にかゝる、境内に豊川堂、地藏堂、六地藏堂あり、

墳墓

墳墓

山口西里の墓 儒家  
山口西園の墓 儒家

山口西郭の墓 儒家

山口修齋の墓 儒家

多賀庵<sup>世二</sup>六合の墓 俳諧師

多賀庵<sup>世三</sup>玄蛙の墓 俳諧師

多賀庵<sup>世四</sup>筵史の墓 俳諧師

平木三哲<sup>名正</sup>の墓 醫家

宍戸紫山<sup>名照</sup>の墓 醫家 碑文吉村晋撰

村上寛盧<sup>名至</sup>の墓 教育家

贈正五位植田乙次郎の墓 勤王家

松岡道女の墓 教育家

高島孺人<sup>名鶴</sup>の墓 教育家

粟屋新三郎の墓 喜多流謡曲に堪能す

淵野豊<sup>山天</sup>の墓 山人

吉村騏山の墓 儒家

河江淳明の妻の墓

普門寺

九 普 門 寺

普門寺は八屋山と號す、曹洞宗にして、大手町七丁目にあり、往古は高田郡吉田町に在り、開基は天平十二年なりと云ふ、毛利氏の時、沼田郡打越村今の安佐郡三篠町に移され、又廣瀬村今の廣瀬町に轉じ、福島氏の時元和四年今の地に移轉建立せり、初め觀音坊といひしことは、次に載する古文書に依りて明なり、普門寺と唱ふるに至りたるは、今の地に建立の後なるべし、當寺も亦國泰寺三世十帥を以て開山と爲す、本尊は正觀世音菩薩なり、毛利氏時代以後藩侯の祈願所にして、毛利輝元の信仰殊に深かりしといふ、慶安四年の國泰寺記録に依れば、文祿四年六月十八日世子秀就誕生あり、之に依て廣瀬村に寺地を賜ひたりとあり、

古文書、古記

古文書并に古記録知新集所載に據る

今般大願令成就満足不斜候仍而赤梅檀之木馬令彫刻寶前へ奉納し訖恐々

六月晦日

輝元(書判)

觀音坊

尙以其元折角御有付尤候此の下三四字紙損じ讀みがたし

御狀殊椎茸かみ袋貳つ被下満足申候扱又觀音堂出來に付て御觀音御移之由尤之義共に候以此旨相易義無之候我等無事に御座候條可御心安候恐々謹言

八月廿六日

福島宰相正 則(書判)

六丁目

觀音坊 報

覺

ひろせくわんのんどうひきれうとして米合せて拾石ハつかい候間たしかにわたし可申なり

けんわ四年

正月廿日

太夫

さかい  
しなのゝかみ  
村かみ  
ひこゑもん

爲音信數寄屋皴皮壹足相越志之程令満足候此地相替儀無之無事に候間  
可心安候恐々謹言

十月十九日

備後忠 勝(書判)

觀音坊

元和六年秘記

覺

一高壹石壹斗四升七合

廣瀬村之内

但毛利殿御代には御年貢調不申被下候太夫様御代には御年貢調  
申候

一高壹石壹斗八升

ふるやしき分

是は太夫様御代より御年貢調不申被下候

一高壹石九斗貳升

しんかい村之内

是も太夫様御代より御年貢調不申候

合高四石貳斗四升七合成

一毎年正五九月之御祈念なされ候てくわんおん經せんぶ被仰付其御初  
尾に米拾五石被遣候是も御判形は無御座候以上

以上

普門寺

六月三日

玄 豚(書判)

田原傳左衛門殿

松田爲兵衛殿

慶安四年國泰寺記録

一當寺者古より打越村に御座候、觀音は則當寺本尊に而、輝元公常々御信  
仰被成候處、文録四乙未年六月十八日に、長門守殿御誕生に付、廣瀬へ御  
移し、彌以御信仰之由に候、其後國泰寺開山嫩桂和向、福島左衛門太夫殿  
へ申上、六町目之屋敷申請、移申候而三十五六年に罷成候、打越にも廣瀬  
にも、普門寺屋敷御座候但し只今にては年數を經歷申候事故寺跡確に相分り不申候  
一御領内三十三番觀音札所之内四番目に而御座候、則太夫殿より被下候



書狀も御座候而皆書上申候。

寶永七年秘記

緣記曰

藝州廣島郷八屋山普門禪寺正觀世音菩薩尊像者本朝聖武天皇天平十二庚辰歲行基行脚海西至藝州山縣郡高田郡の誤まりか吉田村里人語云此山麓有大河淵淵底有時出一道火光掛山頂樹上自古皆謂龍燈未知所由行基云何處待我有所試乃伴里人到山頂坐石上七晝夜修禪念誦一夜神光拽紫雲掛山頂樹上如一燈籠行基放聲云不審邪正如何空中有聲云阿那波婁吉低輸行基舉身悚慄喜感交輻明日尋到其淵徑有老人龐眉皓髮執釣竿塊然獨坐行基問神光出處老人舉竿指之行基又問彼有漁家乎老人領舉釣竿授行基云未十步不知所之行基告漁家下網神光俄發網中挑出尊像妙相高古威靈端嚴行基踊躍歡喜恭敬禮拜以前釣竿切作妙手之鉞柄乃欲建堂安尊像就山頂相攸初築地則得小石書觀音經二千九十字埋藏石函中蓋上有普門品題號十七字行基謂因緣符合實千載之一遇也即建堂

奉安尊像其經盡存吉田故山取其拾餘石納於當山寶帳中以爲蹤由自是靈應日顯遠近詣湊病難災難禱者求者無不驗也中天台僧賴圓拜至吉田村聞此靈應留錫於此山讀誦法華千部血書大悲神咒觀行醇然一冬大雪峯谷一堆滅人跡百有餘日師資僕奴三人乏於食飢腸枯渴時一老翁手持錫杖頸懸珠數忽爾來賴圓問云深雪沒路何處來老翁云雪頂有佳氣殊知有人故來訪汝等有飢貌非哉賴圓云然老翁懷裏出一物云美濃八屋柿且夕舐之腹温湯則飢渴可忘少頃辭去賴圓開戶視之不見其所賴圓濃州素生幸詣八屋柿舐之覺滋味深厚憑是百餘日三人得延命里人皆謂山頭不寄於食百餘日三人必凍餓亡矣春來雪消里人來訪容色如常里人怪問賴圓語前因緣里人喜躍驚嘆堂與寺相去十餘間賴圓隔雪久不禮尊像此日供里人登堂大士手中錫杖折散在堂外蓮臺華葉三片闕落尋臺下不見疑着憶度出八屋柿見之則宛然三片華葉也於此正識前老翁是當山大士慈現也賴圓感淚無止不日之間自彫刻木獅子二頭納寶帳裏且三片華葉二片補大士蓮臺壹片留吉田故山以共爲將來不思儀之遺證因經石寺號普門表賜柿山稱八屋誠有以哉久後毛利元就公居吉田城公素信大士一時

詣大悲堂通夜禱所願曉夢恍惚間大士現妙相授軍配團扇面書金字詔曰  
汝宜憶念此字儀其後所願皆果依斯再造堂宇爲燈明田寄附吉田上村中  
二拾貫地親製軍配團扇納之子孫輝元公久無續子禱大悲堂產家胃手自  
刻赤栴檀木馬納之如今俱存後移可部莊移打越村時相觀音靈場安置尊  
像而後經營城市移廣島鄉要便萬民往詣之塗擇廣瀨村新田方六十間創  
建靈閣諸堂安置尊像其地至於今屬當寺握宰後福島左衛門太夫殿領藝  
陽時欲市城拜趨之近與國泰開山嫩桂和尚計事相地移尊像今六町目公  
賜黃金二十兩米三千石城市寄施若干經始元和戊午春迄事於秋自行基  
天平十二之初開今至寬永十五殆九百年所

一廣瀨藥師養德院者元來普門寺地中に有之候廣瀨より六丁目へ拽候  
節只今之處に差置候以上

一寶物者金之字團扇赤栴檀木馬頼圓自作之木獅子

輝元公福島公の御書於今寶帳之内有之候以上

寶永七年寅三月晦日

普門寺

一〇 養 德 院

養德院は醫王山と號す曹洞宗にして堺町一町目の南裏にありもと西地の内本尊  
は藥師如來なり傳へ云ふ往古沼田郡楠木村今の安佐郡三篠町大字楠木上流の地に一字の  
藥師堂あり或年出水の爲に流され同村孫兵衛の畑地に留まる藥師は孫兵  
衛の家にて世々信仰する所なり乃ち當村打越村觀音坊今の普門寺に到り住僧  
玄豚同寺開基に謀り藥師堂の留まる所の畑地七畝七歩を燈明錢に寄進して堂  
宇を建立し普門寺より其供燈の事を勤め來りしが文祿四年普門寺此所古往  
廣瀨村の内に移されし時寺内に藥師堂を引き伴僧嫩林を附置しが次で同寺今  
の大手町七丁目に轉せし時藥師堂は此所堺町一丁目に残し置きたるなりと元  
和寬永頃の文書には廣瀨堺町の裏藥師寺又は藥師堂とあり今の山號院名  
はいつの頃より唱ふるに至りしか詳ならずもと矢賀村荒神堂觀音町觀音  
堂杯と同格にて代々番僧同様の平僧地なりしが安永の頃有徳の僧文明と  
いへるもの住み藩主に年頭謁見をも許されけるより寺格も他の禪刹に伍  
するの姿とはなれり去れど藩制の時は尙禪宗二十箇寺の内には算入せら

れざりしなり、

當院位牌に開基桂屋吞林首座寛永三年丙寅五月九日圓寂とあり、吞林嫩林同人にして、彼の普門寺移轉の時留まりて薬師を護りたる僧にはあらざるか、今普門寺二世惠峰を古の開山とし、國泰寺十四世癡庵を勸請開山とせるは、前記文明の時、寺法等を變革せし際の事なるべし、境内の豊川稻荷社は、もとの鎮守住吉社を改めしものにて、其際神たりし住吉玉津島人丸の諸神は總てこゝに配祀せり、

海雲寺

一一 海雲寺

海雲寺は龍興山と號す、曹洞宗にして新川場町にあり、往古高田郡吉田町に在りしが、福島氏の時、今の地に移さる、國泰寺開山天眼普照禪師を當寺の開山とし、其時より同寺の末寺となれり、本尊は釋迦牟尼佛なり、明治二十七年本堂を再建し、同三十七年山門を再建し、同年寺鐘を鑄造せり、

洞門寺

一二 洞門寺

洞門寺は巖峰山と號す、曹洞宗にして、西白鳥町に在り、海雲寺の末寺にて、本尊は觀世音菩薩なり、當寺は、もと淺野氏入國の後、紀伊より來りける僧某の創建に係ることは、元和七年九月十七日の秘記に、

紀州方被參候 町屋敷のうらわりあまし

一 洞門院 西白鳥 禪

とあるに依て明なり、而して境内藩士小野慶雲の石塔に誌るす所に依れば、同人は泉州櫻井の戰に功あり、秩千五百石を領し、屋敷地を此所に賜はり、其賜地の一部を分ちて當寺を建立せりと云ふ、今併せ考ふるに、初め某僧町屋敷裏に於ける邸地分割の殘地を賜ひ、之に慶雲は己が賜はりし地の一部を添へ施こしたりと見ゆ、依て慶雲を開基とし、開山は海雲寺三世玄庵と爲せり、此時より海雲寺の末寺となりし歟、もと當寺位牌に『開基勅賜大鑑惠光禪師照屋天良和尚、慶長八年卯三月七日示寂』と記せるものあり、年代に稽ふるも、紀伊より來りし僧の、もと住みたる寺の開基位牌を持來りたるものな

救護所

墳墓

るべし、去れど此位牌は今所在を失へり、境内の地藏堂四三尺は明治二十五年に秋葉堂間口五尺は同三十五年に新に建設し、本堂と表門とは明治三十五年五月に、庫裡は同四十五年十月に大修繕を成せり、古鐘傳らず、今有る所の梵鐘は同四十一年の新鑄にかゝる。

境内に救護所あり、明治十九年の春、當寺二十四世住職石橋、慈善の心深く、自力を以て市内の貧賤なる鰥寡孤獨を集め、衣食を給し、自活の業を授け、薰陶せしに、胚胎し、同二十五年本市の管理となり、爾來石橋は本市より依頼を受けて之を担当せしが、同二十八年七月石橋歿して後、其寡婦は暫らく其事業を担当せしことあり、今尙ほ世に洞門寺救護所と稱せり。

墳墓

船越男爵家祖先累代の大合塔

聖光寺

### 一三 聖光寺

聖光寺は洞景山と號す、曹洞宗にして、新川場町に在り、往古當寺は豊田郡安

古鐘銘

宿郷に在りて、天元の頃の開基なり、初め洞景山松光寺と稱し、後ち松を聖に改む、境内東西三十町、南北二十町、七堂伽藍塔主十二院ありて、寺領四百石を附せられ、有數の大寺なりしと、當寺の舊記に見ゆ、然るに中古戦亂のとき兵燹に罹り、久しく荒廢せしを、足利尊氏再興を命じ、塔主六ヶ寺、殿堂伽藍また舊の如く造營し、寺領三百石を附せり、其後大内氏、毛利氏を経て、福島氏の時に至り、寺領其他を沒收せられ、尋で慶長十四年四月火災に罹り、堂塔一夜にして烏有に歸す、時の住職十世龜翁、僅に本尊佛と開山の像とを護して、廣島に來り、藩に請ひて今の寺地を賜はり、辛ふじて堂宇を建て、同十七年三月此に移れりといふ、元和五年の舊記には、已に聖光寺とあり、松を聖と改めしは、恐らくは當地に建立の時よりなるか、本尊は、もと釋迦如來なりしが、文政以後に至り、何時頃か十一面觀音菩薩に代へたり、當寺二十世義仙の時、本堂を再建し、明治四十一年二十五世大圓の時、庫裡を再建せり、當寺に今猶ほ古殿鐘を傳ふ、十三世嫩周の時、延寶六年八月堀部半左衛門尉之政、その施主たり、

銘曰

諸行無常是生滅法生滅々已寂滅爲樂

施主

堀部半左衛門尉之政

爲兩親并一家菩提鑄此華鐘以被寄附當山這箇功德無量無邊者也  
于時延寶六戊午歲八月吉祥日

冶工 藤原宗久作

藝州沼田郡廣島

洞景山聖光禪寺現住十三世法雲嫩周代

觀音略緣起

○聖光寺十一面觀音略緣起

豐田郡安宿之郷洞景山聖光寺十一面觀世音菩薩者天平勝寶二庚寅年雲  
圭大士始て此尊像を彫す時

人王四十六代孝謙帝御宇也抑此觀世音は安宿之郷洞奚山中に於て洞穴  
に在る事幾許年をしらず天元の頃郷の傍に上卿某氏の姫あり梶木姫と  
號す但聖武帝の末葉と云ふ生質凡ならず誕生の時家中鳴動して光明あ  
り父母并に近從の侍女に至るまで愕然として云く是平居の人の降誕に  
あらず凡慮に不及誕生の夕母公大船の楫に取り附き堂舎に入ると夢見

らく故に此姫に稱く云々果して長なるに及んで諸般他に異なり和歌の  
道自然に妙を得る七歳の時より無常の道理を感じ晝夜の戲遊にも大悲  
尊を信じ奉る事動すれば寢食を忘る事のみ或時の夕暮に及で姫寢室を  
起て四方を眺望するに近隣の山林松間より赫々たる光明あり姫奇異の  
思をなし密に山登し漸翠微に至り見るに洞穴より放光頻に現出す直に  
穴中を望ば十一面大悲尊嚴然として立在せり姫彌不思議をなし歡喜禮  
拜恭敬する事嬰兒の母に逢たるが如く然而後旦暮の餉等まで傳供親近  
する事父母に給事するよりも厚し姫十六歳の春郷中大に疫病流行して  
男女等死する事數を不知姫恢に痛哭して大悲尊に志願三晝夜して云く  
吾恒に大悲尊を信じ奉ると云ども素生薄福にして意の儘ならず何を以  
て供養し奉らん即今衆人の病苦を見に難忍願くは大悲尊憐愍納受し玉  
はん事を右の間精彩他念なく所に三夜の深更に至り十一面大士忽然と  
して影現御座て姫に告たまふ汝吾を信する事年久しく無懈寔に精進勇  
猛の善女なり殊に今衆生の難病を愍念する事母の孩子を思よりも深く  
大愆以て善哉々々依之汝にこの金囊を與との玉ふて右の御手に金囊を

持左の御手に白蓮華を捧て、姫を摩頂して曰、自今浴湯を以て萬人を沐浴し、病苦ある者は此囊を以て撫洗せしめよ、一切の難病即時に平快なるべし、汝が志願自然に成就すべしと云了て終に見へ玉はず、爰において姫甚踊躍し、歡喜して、即山下に浴室を構へ、郷中の病人は不及云、有所萬人を入浴せしむ、病有ものは自ら此金囊を以て撫洗するに、疾病直に功驗を得る事、誠に心念不空の示現、些無疑事、依之以後救苦俗と稱して、當寺秘藏の寶物なり、加之姫の孝道世に稀なり、父母に事ること志は大舜にもをこらす、孝養は唐夫人にも不辱、父母有病不食、自も不食、不寢時は吾も不寢、是格外の絶倫たり、又或年の除夜に乞士一人尋ね來て、入浴を願ふ、其体癩瘡の人也、家中悉く不許、姫聞て辭する色なく、入浴せしむ、惡瘡膿血臭穢甚し、姫尙苦心なく慈愍して、自ら洗浴して、救苦俗を以て撫て清淨ならしむ、須臾にして浴中より光りを放ち、臭穢乍ち轉して、香薰山林に充滿して、恰も梅檀林の如く、姫も亦駭悼惶して浴中を看れば、乞人全體黄金と變じて、浴中現然たり、姫願眄して感涙銘肝、是も亦大悲尊吾齋を愍み、如是の眞寶を授玉ふと覺たりと、信敬彌十倍して、眞に郷黨の長者子となつて、即時に七堂伽

藍を建立して、觀世音の岩窟を覆ふて、大悲尊を本尊と仰奉る、相續て姫、前世後世の守護佛となし奉る、然後天台宗之高僧圓岳大師を請して、寺主と成す、於爰山を洞景と名け、寺を松光と稱す、法輪食輪共に轉じ、寔に中國、西國にて、無双大精舎にて、世人祇園精舎に不異仰伏す、右山寺を洞景松光と稱する事は、觀世音洞穴より光を放ち玉ふて、松間より輝出る故に號來ると云、其後不幸有て、燒亡の難に逢ひ、寺主圓岳も遷化し玉へば、古の大伽藍の跡、暫く荒野となる、梶木姫恢いに悲歎して云く、寺主遷寂に及事、叢林の涅槃よりも悲むに堪へたり、剩へ伽藍烟燒する事のかなしき、たとへんかたなし、雖然大悲尊、何の故障もなく岩窟に御座事、希有の不思議なり、殊更寶藏の残りたる事、是亦大悲尊の加護ならんと、歎きの中に悦の眉を開き、早く建立を催して、先雨宿の爲に假屋を再建す、夫よりして、寺主も姫の意に叶ふ人なし、自身發心自得の比丘尼となつて、大悲尊に仕へ奉るの信心、言語を絶したる事なり、可憐未だ二八に足ざる、盛なる玉の姿の眞髮を乍ちおろして、圓頂染衣の身となり、自ら清戒を持ち、自得比丘尼と名け玉ふとなり、日夜に勤行すといへども、寺主無之事、常に憂玉ふ、自得尼公三十八

歳の秋より及疾病、針治醫藥盡と云とも、功驗難彰、自得尼公も此度逝世なる事を知て、兼て終焉の用意のみし玉ふ、雖然寺主の人を得、晝夜の憂となる、其折柄を窺けん、盜賊共數多來て、寶物を掠んが爲に、假屋の殿堂へ火を掛たり、黒烟乍ち上り、山鳴り谿響く、山林一面の火焰裏に埋む、自得尼公病床に臥しながら、驚惶として歎じ玉ふ、嗚呼悲哉、盜賊也、惡逆の一炬を以て年來惘苦の靈場、忽ち焦土となる、譬伽藍は幾度烟燼すとも、なれ建立すべし、七珍を以ても難得、大悲尊を燒亡し奉る事、十惡罪の盜賊と云、夫のみならず、生身薩埵の授け玉ふ、救苦偈の秘寶といひ、一時の燒燼と失玉ふ事、いつの世にか忘るべし、是といふも、自が行の薄き故、まして女性の身として、清淨伽藍の寺主を補ひ、靈驗の大悲尊に親近する事、第一の誤なり、已に御經にも、女身垢穢、非是法器と御説なされ、吾れ齋戒尼の身とはなつたれども、女身の生を受けたる事の氣の不附事、愚さよ、殊に此度病に臥し、逆遁れん命根なり、大悲尊と諸共に烟中に入て、燒熱地獄中の苦を得て、此業障を可滅、早く山上へ付連行けと悶絶し玉ふ、近從云く、かくなやみ玉ふ事なかれ、此大悲尊は尋常ならぬ靈驗の尊躰なれば、此度の災火も何の故障も

有まじきと、かく精進し玉へ、拜瞻あれと、諫ければ、暫く生氣を得て、岩窟に向玉へば、光明赫燦として、一條の路を分ち、大悲尊威然として在し玉ふ、自得尼感涙悲歎する事、袖を不乾、寶藏も亦何の障りなく残りぬ、自得悲の上の快慶をなし、即時に雨宿を構へたりと、扱盜賊共は地藏が谷、地藏窟といふ所あり、夫れへ遁去りたりけんや、數人闢地して生機を失ふ、其中三人程捕へ尋ぬるに、吾等惡心を以ての故に、寶藏を目がけ、當山第一の寶物、救苦偈を奪んと思ふに相違し、右火を放つや否や、山上より白狐と見へしもの、二疋如飛來り、吾等に向ふ事、一口に吞却するの威、憐、恰獅子のごとく、皆々寒毛卓堅して、此所迄遁去りぬ、夫より以後、如是絶倒して、前後忘却すといふ、是大悲尊の隨從の白狐、此山の守護神と知られたり、然後自得尼公病魔逐日惡敷、二光の逼るを待耳、自得心中に寺主の人無事、甚苦痛して、病床の寐語にも是のみを歎辛す、有夜病榻の熱に侵されし所へ、白衣の仁冠を戴き、威儀不常躰にて來り、自得尼公の枕邊に坐し、告て云く、吾齋は當郷の守神なり、汝平居大悲尊を信する事、格別たる絶倫也、依之他日爲大悲尊大伽藍を建立せしに、今般盜賊來り、惡逆無道にして、汝が年久懇苦の精舎を沒

收せり、殊に館主終焉、傍以て汝悲歎して已に病に臥す、依之、大士哀憐を垂れて、吾をして汝に告しむ、汝今般疾病なり、安心せしめん事をの玉ふなり、今當山の住寺の人、暫くかげたり、何れを求むるとも不叶、汝心、近從を以て守護せしむべし、當山は昔日天冠菩薩降臨あつて、布薩を成し玉ふ所の地なり、然れ共其下地不持戒の菩薩あつて、一念の顛倒にて火災をなし、布薩不全、故に此山靈場なりと雖、火災の厄難、遁魔魅來て障礙をなし、佛事を支ん事可不絶、善人天の尊師を得ば、永く法輪の地とならん、左もなくば荒野となるべし、汝は素太白星の精神たり、故に此地に降生して、佛事に縁をなすと云とも、白は秋氣を司する所の機にて、薰習未除、殺伐氣うたる事有り、故に如是疾病火災の難あり、雖然太白星は普賢菩薩の魂精にして、一切行願の本主たり、故に衆生を化度せんが爲に、濁世に生を凍けて、人倫に有りと云とも、摧身折伏の大行願を起して、切々に生を得て、人天を導んとするなり、今肉身を去り、又五五の數毎に此道場の主となるべし、此所以に寺主なき事を愁ひざれ、猶又大悲尊に補陀峰より隨逐したる白狐兩疋あり、當山を守護せしむ、以後年代深遠に至ても、此山興隆の導師出るときは、必隨

侍となつて守護すべしと、不祥の儀あるときは、先づ悲鳴して其凶奏をなすべし、善來あつて、佛法網規の人有時は、歡喜をなして其人拜し見へて晝夜守護し奉らん、若し此の山を去らば、靈場亦滅なん、自今二百餘霜を経て、當山再興の人出で、人天の大導師となつて、法輪食輪恢いに轉じ、再度補陀の道場とならん、しかし此山三度荒野となるべし、最後には劫火洞然の如くにして、堂場頽廢して、三寶離散の難有るべし、上許の一々告了て、忽然として去ると、自得尼夢の覺めたるが如くにして、心中忪々とし、又快活として、終焉を遂げん事を近從に示し、右の靈驗の事を誌さしめ、事了て云く、吾今人生の業海を去ると云へども、當山に跡を止て、大悲の勅託の如く、大導師の來臨を待たん、夫れ迄は各、當山を守護して、大悲尊并寶庫等を專要に護念すべし、猶又五々の數に至ては、又寺主出べし、必靈驗のごとく、吾再身なりと思ふべし、吾滅後此の穢身をば火浴すべし、必墓を築く事なかれと、唱云、心念不空、過能滅、請有苦了て、寂然として眠如くにして、逝す、行年三十八歳、于時、寛弘七年、戊子一月十九日、夜半滅遺言のごとく、火浴せしに、全身舍利となつて、甚だ光輝を放つ、分て十二粒塔に納めて、大悲尊の傍に安置す、是亦當山の靈寶と



するなり自得尼に四人の隨侍の妃あり各悲歎に堪ずして剃髮して一人は自歎と云一人を自辨と云一人を自覺と云一人は自性と云各念經六時を行して大悲尊に給仕しけるとなり夫よりして不絶尼相續いたし寔に廿五の時は寺主なるべき人必出て或は尼も絶倫の尼出て相續し來ることなりしかしいづれも短命にして法施ほほを興すものなし殊に尼の境涯なれば修力に不叶空く星霜を移し來る事二百餘霜に及ぶ果して悦堂大禪師感夢相而北地より來る其時當山は二見にけん至と云尼守護しあり是れ自得後身なりと機宇高顯にして非凡慮平日の折身苦行晝夜を不分是普賢の大行願にて再び當山を興隆し玉ふと先達示現の告のごとく人天の大導師となる人出て再び當山を網起するの教勅不慮二見至も又當山の寺主なるべき人は北地にあり是亦大悲尊より儲の仁にして非凡情速に請此仁再び當山の頽廢を起して永く人天の爲めに法輪を轉せしめよとの夢想を得たり直下に北地を指して專使を發したりと于時文保元丁巳年四月十八日なり若し應永十四亥年示寂ならば元徳二年午歳の生れにて世壽七十八歳なるしかるに文保元巳四月請師專使を發とあれば文保元丁巳年は師出生元徳二庚午年より十三年前悦堂禪師來臨より以後都而當山の由來等は寶庫に納め別

に壹卷有り此等の事は自得以來の荒増を自歎自辨の兩尼等より誌し殘し置き其後輩も亦綴り殘し置くの中を折合しめ要用計り書寫して本山の寶庫へ悦堂禪師來臨以後寶納の由其後數代の住寺方も變たる事は書き記し本山へ納め置れるなり故に斯様の荒方の事も殘るなり左なくては數度の燔燒に舊記寶物等不殘燒失いたし寔に冥みよきより冥みよきに入るの次第なり然る所に先師和尚享保九辰年本山へ輪住其節當寺因縁并に荒神の由來觀世音の由來寫し來らる然ども時節不至哉其弘めも是なく又某に至て寛延三午の年本山住相當る其節寶庫の諸秘記等を開見するに此等の趣き當一卷有之是亦残りたる所を寫歸る間觀音荒神開山の儀も委く相知れ如是殘置者也

洞景山十五世天宗祖先誌焉

右艸稿にて未及本書

于時寛延三庚午年於能州于本山寫之荒神之由來書者別有之

○洞景山聖光寺鎮守由來

抑當寺鎮守三寶大荒神は大日本曹洞禪宗大本山能登國鳳氣至郡櫛比の

鎮守荒神堂  
の由來記

庄諸嶽山總持大禪寺の玉池より昔出現し給ふ所の荒神なり、曾而惣持寺兩三度火災あり、兩度は山神出て防げり、三度目の火難は七堂一同に出火、ことに四面一時に黑暗にして、人民途徹を失ふ、この時大源和尚といふ高僧あり、本堂に躍り出て、大に喚りて云、如此の大難、山神何ぞ油斷なるぞと、しかりたまへば、暗中に聲あり、唯今まで一兩度の火難は、我これをふせぐ、此度の火災は開山不正の僧を呵嘯し給ふによつて、出火なる間、吾等が業には難叶といふ聲あり、大源彌いかり、前廉の火難は山神ふせぐ、此度は山神の手力に不叶といふ、當山は往古よりの靈場たるによつて、我開山等も爰に在す、この外の靈神等出て、此火難を防んや、若奇瑞無之においては、山神諸神ともに當山に跡をさぐむる事を不許とのたまへば、面前の玉池より忽然として三面六臂の神影、雨龍に乗じて出現有之、立所に雷雨を降し、山上山下までも流るがごとくにて、右の大火一時に消滅す、大源歎喜不少して云、今出現する所の神は何なるぞやと問給へば、我は是垂跡の金剛神、三寶荒神と稱すべしと、吾開山の誓深きが故に、今爰に現來す、向後於當山火難諸災ともに守護せん、其外一切衆生、我を最初に頼むにおいては、善惡

邪正となく、是を守護せんと、暗然たる裏より宣ふ、大源感歎肝に徹し、拜招して佛間に安置し奉る、これは本山縁起の要なる所を出す、餘は長に付略、委は本山縁起に至るべしさて當寺の鎮守に請じ奉る事は、當寺開山悅堂大禪師、去る文和二癸巳、三百餘年已前、當國豐田郡安宿の郷に當寺を建立し給ふ時、夢想によつて本山より右の荒神を勸請し奉り、鎮守と仰ぎ奉る由、其後當寺八代、九代の時分、亂世に及び、寺も兵盜に逢ひ、右の荒神もいつとなく失せさせ給ふ由、夫より數度の火難に逢ひ、寺も顛轉いたし、しかりといへども、年來久しき故、代々其由も不知、既に十代の時分、御當地へ易地仕、殿堂漸く建立の所に、無間類焼に遇ふ、其後唯今の殿堂庫裡等、先住十二代並拙僧致、建立候故、志願を起し、當寺度々火難に逢ふ事不審なり、鎮守を安せんと思ふ、いまだ何をもきわめも無之所に、其夜恍忽として告て云、汝鎮守を請せんと思ふや、最可なり、當寺の鎮守は荒神なり、本山にあり、彼に至り請せよと、云了て夢驚き、是開山ならん、直に本山に趣、到着して右の一件を述、本山上達有て云、申込の一儀不思議なり、併當山の荒神は他へ勸請する事を不許、傳聞く往古貴寺開山悅堂禪師靈感あつて、當山出現池の邊にて一寸八歩の荒神の尊像を得給ふ由、夫よ

りして一體分身の尊像と申傳たりと云く、其外には例なし、今亦勸請に來る事不審なり、聖光寺と名代にて外方勸請にての謀趣ならん、無左候はゞ、先年の尊像は如何なるぞやと、御尋あるゆへ、即答ていはく、御不審奉得、其意、先年の尊像の儀は、いかゞ候も不存、如仰開山の時代、鎮守も有之所に、亂世の頃盜難に逢ひ、剩兩三度の火難に遇、殊更只今の所へ易地仕、先年の鎮守は失給ふよしを傳承のみ、それゆへ亦々勸請に登山仕由申ければ、其時皆々拜曰、其儀尤しからん、去る元龜年中に當郡の百姓、枯れ香木を持來り、此間田中より得る處、香氣甚し、故に家内に納置に、其夜家中鳴動し、以外噪敷ゆへ、當山へ納度申に付、よく致吟味候處、荒神の尊像なり、いづれも不思議をなし、玉殿に納め奉り、夫より已來兩尊在す、是貴寺開山の告給ふ荒神なるべし、これを勸請し歸られよと有けるゆへ、吾歡悅無限、右の尊像を頂戴して見奉れば、御長一寸八歩と奉見、年來風雨に洗磨し給ふ故、尊像も幽に拜させ給ひ、此分にては後來亦賊難に失ひ給ふ事を恐れ、猶亦玉殿に添たる神木を乞ひ、本山奥院覺皇院鳳瑞和尚は、其頃の佛像の作者たるよしを承るゆへ、鳳瑞禪師へ別像を刻本像を刻込事をなし給へと願ひ申候得

ば、右の和尚ことの外歡喜にて、則三七日の中、不臥にて一彫一禮被成、御作成就、故致歸國、當寺の鎮守と奉仰、夫より已後寺内鎮靜に相成候、まことに開山大禪師の靈夢に不違、尊像再得る事、未曾有の祥瑞と感歎し奉る、猶至久遠も不可輕忽者也。

昔貞享四丁卯年正月吉日

洞景山聖光寺十三代

法雲謹記

當寺龜翁の  
本山へ上書

○當寺十世龜翁、安宿村燒亡の時、舊記燒失したれば、後來の爲めに、本山能登國總持寺に差出す書付、

舊記にいふ、文保戊午仲春、藝州豐田郡安宿郷洞景山聖光寺建立成就、境内東西三十町、南北二十町、七堂伽藍、同塔主十二院、寺領四百石、亂世の節悉く燒却仕、年久敷荒野となり、尊氏將軍家より再興被仰付、則諸伽藍建立、境内等の儀、先格の通被仰付、寺領三百石、塔主六ヶ寺、この扶持米五拾石被下置候、大内兵部卿より毛利輝元公まで數代、同前先格の通被仰付候、福島左衛門太夫公の節、寺領并に塔主扶持米とも不殘被取上、唯山林境内ばかり先

規之通無相違旨被申渡候由(中略)今某甲に至て十代なり不幸にして諸堂一夜の中に残らず炎焼于時慶長十四年酉四月十二日の夜なり此節當寺什物未止帖記録物類も悉く焼失仕候隆然寺山の傍に時節を考へ居申候得ども曾て建立の方便なく實に盲者の杖を失ふごとくこれによつて是非なく開山の像本尊佛を奉荷護直に安宿の寺山を進發し到廣島御城下寺地の願ひ訴へ申候處早速五十間四方御免地被仰付并に白銀三十枚被下候間この助情をもつて小寺を營み廣島御城下平田屋川筋住居仕候當寺先住九代の墓所も右安宿の寺山に一々御座候末寺等も藝備兩州の中は不及申他國まで古代數多有之これによつて雲州大原郡木次洞光寺則爲當山の末寺數代勤來候往古より藝備の中にて洞上門派の巨刹と申傳ふ故に備中永祥寺伯耆の惣泉寺は同門派長州の太寧寺薩州の福昌寺は同位階の寺也此等の旨入尊聽置申度如斯に御座候恭敬白

寛永元年 甲子

八月二日

藝州廣島聖光寺現住 龜翁九拜書

本山總持禪寺

五院大和尚 猊座下

○豊田郡安宿村舊蹟(知新集所 載に據る)

近頃かしこにいたりまのあたり見聞するに開山より九世までの墓歴然としてあり八世まではちひさき切付の五輪石にて法號も年號もなきにたゞ九世の墓のみ高さ四尺ばかりの自然石に前住華翁と申四字を刻みこれも年號はなし本堂屋敷といふところに百姓家一軒ありて今のあるじを庄次郎とよび聖光寺附の田地を預り農作し觀音堂の茶湯佛餉掃除などせり高四石ありとぞそのもとは長百姓惣右衛門といふもの守護せり觀音堂二間に二間半此本尊は御正代にてそのかみ當寺を廣島へうつせし後又廣島より安宿村へ迎へ申せし新像の十一面觀音なるよし里人いへりさればかの迎へしむかし三月十六日なりけるとて今も歳々同日に開帳しその日は一村農業を休みこの堂へ參詣し近村よりもまうづるよしなり庫裡桁行四間半梁行三間此庫裡は天明年中住庵の僧村中勸化して再建せしといふ本堂屋敷より半丁ばかり山上に塔の岡といふところあり往古はこのところに五重の塔ありしと申傳へ又其側に比丘尼屋

敷といふところあり、當時の開基梶木姫自得尼公のすまれしところ也といひ傳ふ、觀音堂より凡一丁半ほど前右手の山に鐘撞堂と申、四本柱の礎、今に残れり其側に虚空藏菩薩と稱して、自然岩の立石いさゝかの覆ひあり、聖光寺塔主慶恭院附と申傳ふ、大昔は塔主十二ヶ寺ありし由なれど、其名は傳はらず、中古應安年中、塔主六ヶ寺になり、慶恭院、柿田院、圓明寺、穩居院、淨專寺、曼藏寺など、村中とて寺跡残れり、其六ヶ寺のうち圓明寺といふは慶長年中一向宗になりけるよしにて、其時の願書のうつし、今は安宿村庄屋の役所にあるを、まのあたりとりてよめり、觀音堂より半丁ほどうしろに、わうはんの洞といふところあり、これ昔鎮守社の跡と申傳ふ、わうはんの洞より左の方十四五間ほど高岸に古墓あり、苦むしわかり難きを、よくみれば、見の字あり、其外の文字さだかならず、もし二見至尼の墓にてはあるまじくやと評議せり、前住華翁和尚の墓のうしろに、丈低き大木の松の枯たるあり、いつの頃か大風に倒れしよしにて、今は草茂り洞となれり、これ梶木姫自得尼公の塚印なりと申傳ふ、觀音堂正面より真直に、道四丁ばかり出、土橋あり、この道すぢもとは幅二間道にて、左右に杉

檜などの並木大木なりけるよしにて、聖光寺境内と申傳へ、今は田中の細道となれり、土橋より一町餘向の山もとに、かねつきといふところあり、此ところも、むかし鐘司の寮舎あとにてはあらじやと考へらる、本堂屋敷より凡三十町ほど山奥に、千日といふところあり、此處むかし梶木姫、千日の間、湯屋を構へて、もろくの病者を湯治せられしところにて、其道筋を千日通ひとよび、途中に地藏坂といひて、ちいさき石地藏今に岩間にあり、むかし聖光寺盜賊火難の時、白狐二疋現顯し、惡賊を地藏坂に追倒し、人に告てかの賊をさらへしめし事ども、里人の口碑に傳はり、當寺觀音緣起にも書傳へ、田夫のものがたりに、まゝ符合せり、寺山より凡一里ばかり東に木原澤といふところあり、一名は郷離澤ともいふ、すなはち安宿村の分にて、百姓いにしへより今に増減なく、たゞ三軒あり、大杉のもとに木像の藥師如來あり、此藥師は、むかし聖光寺火難の時、此處へ飛去りたまひ、鎮座ましましける由にて、今にいたり、此處は盜賊の難なしといへり、またく、藥師佛十二神の加護なるべしと申傳へり、

北川素白 通稱金五郎の墓 俳諧師

野崎貴志の墓 弓術家

野崎規忠の墓 弓術家

野崎啓造の墓 大審院檢事總長

禪昌寺

一四 禪昌寺

禪昌寺は二光山と號す、曹洞宗にして、藥研堀にあり、本尊は釋迦牟尼佛なり、開山を東庵と云ふ、元和年間の記録に、既に此寺名見ゆれば、開基は古き年代なることを知るに足らむ、もと山號を日光山と唱へしが、徳川氏日光廟を建つるに及び之を諱み、後に至り今の字に改めたりといふ、知新集の所記に依れば、元祿八年五世東禪の時、新に大鐘を鑄たるが、銘に『二光山禪昌寺』の字ありと、此鐘今傳はらず、小鐘あり、明和七年七世應隣のときの鑄造に係れり、十九世祖峯の時、明治三十八年六月二日の震災に依り、本堂大破損せしかば、同四十一年大修繕を成し、十月五日落成せり。

墳墓

墳墓

小川白堂 名は文卿の墓 醫家

同妻慈教太孺人の墓

小松鈍齋の墓 算數家

坂小半郷昌の墓 墓誌、加藤纘撰并書

坂貞吉昌統の墓 武術家墓誌、賴舜撰并書

細宗關の墓 貫心流劍術家

細呑空の墓 同上

細鐵腸齋の墓 同上

細龜之進の墓 同上

木原適處の墓 勤王家

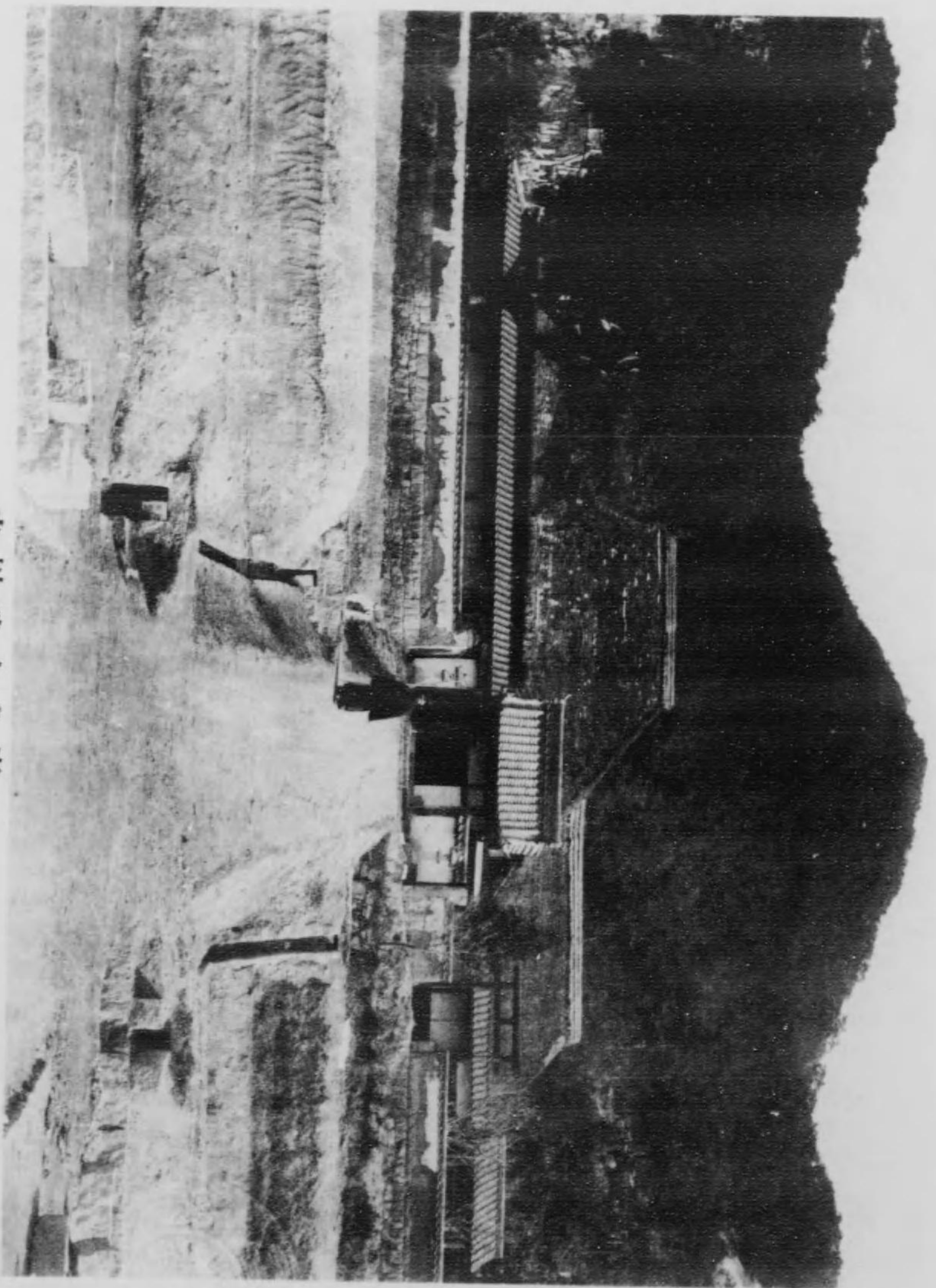
河原南汀 名は實秀の墓 土佐派畫家

瑞川寺

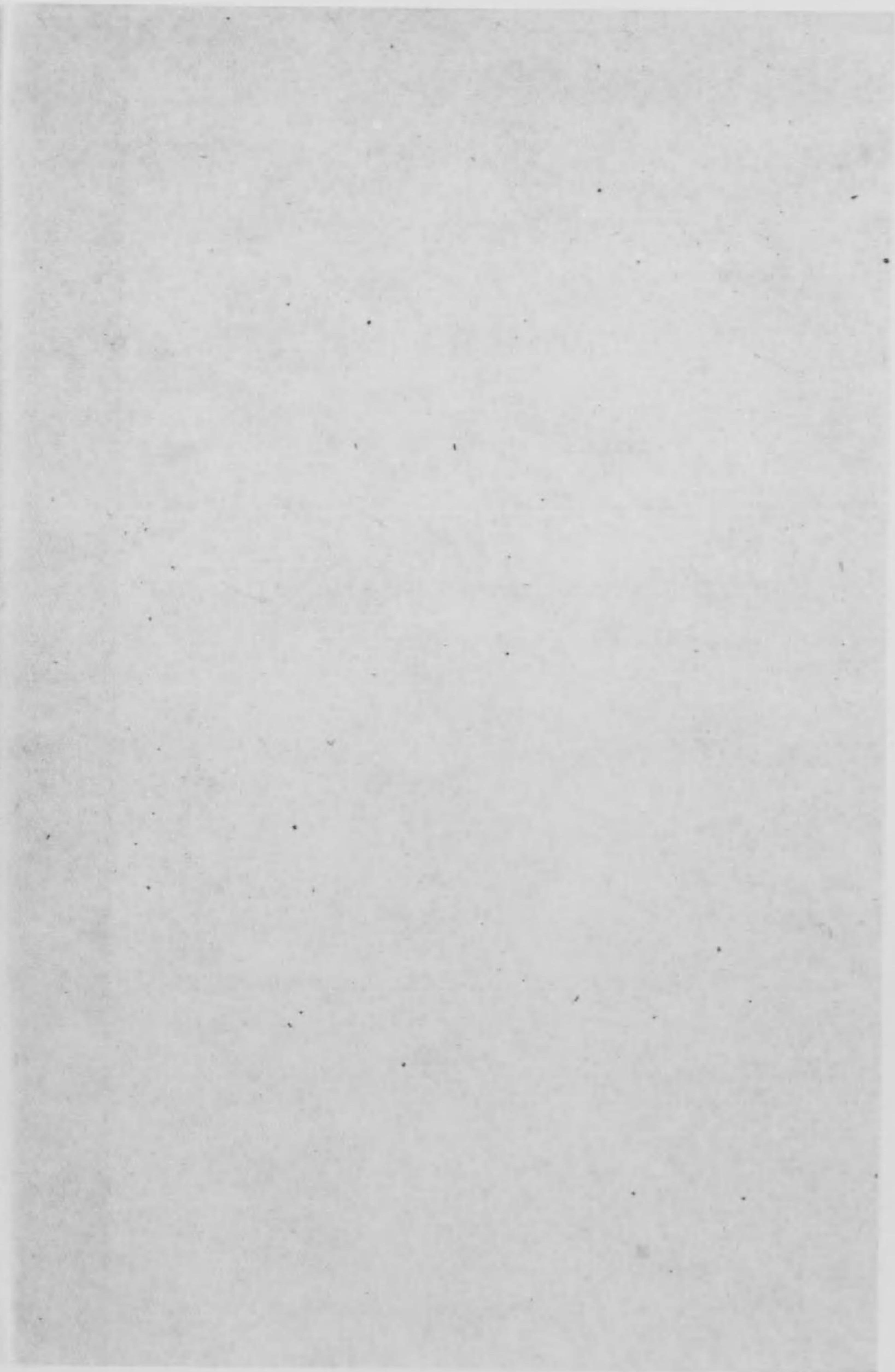
一五 瑞川寺

瑞川寺はもと禪昌寺の末寺にして、山號を萬松山と云へり、今は國泰寺の末寺となり、山號を廣島山と稱す、尾長町にあり、本尊は阿彌陀如來なり、當寺草創の年代詳ならずと雖も、古刹の一にして、殊に廣島市の起源とは最も密接の關係あれば、市史の上には閑却することを得ざる重要な事蹟を有せり二期毛利氏時代第一章築城と開市の條第一卷三九頁参照嘗て毛利氏の時、住僧周尊一に周存元就父子の眷遇淺からざりしものゝ如く、後ち輝元の廣島に築城せんとするや、天正十七年二月高田郡吉田より來りて、當寺に館し、將士と與に城地を相し、事を議す、議定まり、同年四月工を起す、此時輝元は五箇莊の名を改めて廣島となし、又當寺に命じて山號を廣島山と稱せしめ、寺領二拾貫を加賜して、七十貫となせりと傳ふ、詳しきは當寺緣起次に載すに出づ、然るに其後ち寺運衰へ、暫く無住となりしが、禪昌寺四世大淵、當寺に隱棲せしより、之を開山として、同寺の末寺となりぬ、尋で同五世東禪も亦た當寺に隱居せり、此の外は總て、番僧所管し、住職なかりしが、天保九年正月に至り、寺格を得て、國泰寺十九世大雄義健、當寺の開山となり、爾來相傳へ五世を経て、現今に至れり、

廣島山瑞川寺緣起



廣島瑞川寺





于此安藝國五箇莊

後號廣島五箇莊者一曰箱島莊庄屋源四郎今云白鳥二曰觀志塚莊庄屋新

場東北之角屋鋪是也。有榎木云庄屋源四曰別府庄庄屋五右衛門自尾長村廣島山

今材木場迄佛護寺五日廣瀬庄庄屋文右衛門今之空稍邊乃廣瀬也。尾長村廣島山

川寺者寺今屬禪之曹洞宗本源派之裔不知曾幾年中造創之也。聞說中頃毛利元就公

金革懷弓矢而興其家門以之領知於中西十州而構吉田城不忽方鎮之勢政

道不失時焉或速職之禮撫民之仁實是敬事而信節用而愛人加之傾心於禪

道可謂羽儀朝野又城塹法門者也于然吉田莊從海南十有餘程山嶂邃而道

路滑也五箇莊境屬于平地因之欲築城郭撰需要害園砌地而來當山

寓于隣寺古為禪利今日明星院密宗也乃相攸於秘地山頭催促既窮人力漸充鑿當平地開基之半

存于今也而有所以竟止普請世云從關白公使細川等止秘地山之普請還于吉田莊于時當山住持僧

周訪訊公於吉田館公亦謝遠來而厚待之雖然其時此僧因事世云以公父子有不

不聽故或云直奔佗邦從者告之兩君元就隆元父子驚感則使元春曰吉川裁談之乃

以書與之因是僧亦歸寺于今其後公亦卜五箇莊欲為城地而擇良辰已始

造立又依逆徒蜂起止普請歸吉田直到雲州防戰之雲州尼子之族類乎隆元制備陽輒擒

其城備中山之城也而既聞父君危急欲趣雲州而於途中逝去於高田郡篠部庄而病死也軍中告訃

音來公不敢憂之猶勵士卒依之軍勢得利兵塵竟靜也公亦歸吉田漸伏病勞

召聚名醫，雖盡方術，命運窮茲，而終逝去矣。幕下豈不哀哉！故立孫君輝元（輝元之息也）而相續家督，管領國務。此時士卒悉成先考之想焉。輝元又慕先考，歸敬於當山，而立其位牌，祭典如在。（其位牌存于今，銘曰：興州前司日額洞春居士元龜，二辛未年六月十四日。）其後彌繼箕裘而盡幹，欲築五箇之城郭，則天正十七年己丑二月二十二日，出吉田入北庄。（安北郡福島大和守之館也。）休歷一霄，而伴福島來，暫止于當山。一日登臨三所之山。（已斐尾長，秘地之三山。）覽之，同四月任二宮等。（號大郎右衛門尉。）命奉行職，又使福島等張於城，取町割之繩，乃大槩移華洛市，鄰之圖也。已及事成，當山住僧并福島二宮等，列座述賀，公怡然而曰：夫五箇似物之數，自今宜改之廣島，其意謂交畧廣元之廣字與福島之島字而稱之。永誌二臣之功業也。于時大和守以一劔。（厚藤四郎之脇指也。）奉之，述其祝儀，公亦一劔。（字多國宗，添酒肴，以賜福島。）又以二十貫新領附于當山。（此時先領五十貫，增以二十貫，都合七十貫也。）曰：當地開闢之基本者，權輿于斯，故宜改萬松山，而號廣島山。於此設三日宴，自以酒肴，悉賜士卒。又使福島之孫某，近召膝下，賜十膳食器矣。同十八庚寅歲正月，城塹大半作矣。又使二宮等，防町割之普請也。同十九辛卯年，則令大和守保護城內。（本丸者，福島右衛門，而歸吉田館，已及文祿二癸巳曆，城郭柵壁朝市舍屋，庶幾成就之。）故從吉田來，壯致政道，下家中之令，聽國民之訟。于時當山請新領之證印，則使上總

介以裁書贈與于當山。（其使士者，井原但馬也，新領證印者，今失之。上總介へ所賜之添狀而已存于今。）于然物換星移，世流變化，被還于長邑，故藝陽遺蹟，強半衰敗矣。（大阪關原之亂後，一切沒倒諸領務，雖然當山者，以先君遺蹤而訴之，強性不能挫折其理哉。寺蹟免賜之，（寺務者沒倒之，寺蹟山等免賜之。）是亦竟有流刑之變，其後長晟公主備藝兩邑，而常居廣城，撫民安國，風俗悉還于往古政道，故當山亦因訟所由，而寺蹟并廣島山免賜之。（俗曰會下山，依福島殿之例，寺并山少除之耳。）嗚呼佛法興廢者，隨世變之盛衰，時哉無奈何之悲夫！

寬永戊寅年

住僧記

寬文元年辛丑三月十四日

住僧改書之

古文書

○古文書（知新集所載に據る）

貴下之御事，瑞川寺御歸寺之儀，元春相談被沙汰候，聊不可有相違候，猶元春可被申候，恐惶謹言。

卯月二十九日

隆元（花押）

元就（花押）

周尊

本堂參足下

佛寺 曹洞宗 瑞川寺

瑞川寺被申分之儀付而被仰聞候、尤存候、一通調遣之候、委細井但可申上候、  
恐惶謹言、

六月五日

輝元(花押)

少輔太郎輝元

上總介殿

○墓碑

贈正五位金子霜山の墓儒家

木原松桂の墓醫家

木原桑宅の墓碑は饒津神社境内にあり

木原章六の墓

梅園介庵通稱は順藏の碑墓は本照寺に在り

原道郷の碑墓は西向寺に在り

高間省三の墓碑墓は遺髪を埋む碑文坂谷則虚撰

兵頭助右衛門初名彌七郎政言の碑

墓碑

## 第二章 臨濟宗

### 一 禪林寺

禪林寺

禪林寺は萬松山と號す、臨濟宗にして、京都妙心寺の末寺なり、新川場町に在り、もと福島氏の時、福島正則法名海福院尾張國海國寺五世高巖を迎へて、當寺を創建し、高巖を開山となし、祿米四拾石并に十人扶持を附す、初め國泰寺の裏通り後世頼津庵の宅地となるに在り、中頃承應以前立町の西側に移り、後天和以前今の地に移りたるは寛永承應、天和の各繪圖及び元祿頃の舊記に依りて知らる、一説に立町に在りしは當寺の本堂にあらずして、懸持家又は隱居所の類か、されば國泰寺裏通りより直に今の地に移りたるにもあらんと云へども、詳ならず、三世虚樞は其ころ世に聞ゆる名僧にして、天下三老の一と稱せらる、嘗て年壯にして入唐し、黃檗山に學び、歸朝の後、當寺に住せり、四代將軍家綱の黃檗山僧隱元を支那より招致するに方り、特に虚樞をして之を長崎に迎へしむ、虚樞は素と隱元と相識る、乃ち共に携へて將軍に見ゆ、後ち藩士寺西織部、通玄院を京都妙心寺内に創立し、虚樞を開山とし、天和二年又た尾長山の別墅石泉

亭内に通玄堂を起し、復た虚櫓を以て開山となす。元祿四年八月虚櫓九十一歳を以て京都の通玄院に寂す。明治二十四年尾長村今の尾長町に第五師團練兵場の設置あるに當り、地を官に納れ、亭と堂と與に廢するに至れり。當寺の本堂は明治四十二年五月五日の再建にして、本尊は舊に依りて釋迦如來を安置す。胎内に後醍醐天皇御隨身の佛舍利を藏せりと傳ふ。

墳墓

墳墓

上田男爵家累代の墓

但二世重政、四世重羽、五世義行、六世義從、七世義敷、八世義珍、九世安茂、十一世安節の墓、當寺に在り。其他は佐伯郡大野村串山に在り。

石井樸堂の墓

三宅董庵名は春齡の墓醫家

金龍寺

## 二 金 龍 寺

金龍寺は寶珠山と號す。宗派本寺とも禪林寺に同じ。新川場町禪林寺の北隣に在り。本尊は釋迦如來なり。もとは紀伊國に在りて、開山を桂雲と云ふ。今中

古文書

將監今中權六の祖先の開基する所なり。其法名を金龍院殿生岳道休居士と稱す。依りて院號を以て寺の名と爲せり。後ち開山桂雲は淺野但馬守長晟に隨ひて當地に來り、大法寺に住す。同寺の草創は詳ならずと雖も、毛利氏長門に移封の後ち廢寺たりしを、福島氏の時、僧尺室に與へ、寺領百二十石餘を附せらる。福島正則配流のとき、尺室も亦退院して、其法弟たりし興禪寺開山雲嶺に之を譲り、雲嶺は兩寺を所管せしが、桂雲の來るに及び之に居らしむ。後ち今中將監の長子兵庫、新に堂塔を營み、大法寺を改めて今の名となせり。當時の寺地は國泰寺東今の縣立高等女學校の敷地の内にありしが、後ち堂塔燒失し、兵庫又今の地に再建せり。九世方州の時、明和九年夏季三ヶ月間、京都天龍寺靈源和尚を招請して、開山百五十年遠忌を修し、諸國雲水の僧五百餘人を饗待せりと云ふ。

○古文書知新集所に據る

大法寺寺領之儀百廿石餘にて候大夫殿墨付は上方へ先師持參被申候爰元には無御座候彼大法寺之儀從先師我等に與達ニ而候處に今度山中勘解由殿より金龍寺へ借申候へと被仰候間借置申我等は則興禪寺に罷在候就夫いかゞと存大法寺之下に判は不仕候爲其□虫入不讀酬如斯候以上